半期報告書

自 平成12年4月1日 (第11期中) 至 平成12年9月30日

株式会社 さくら銀行

半期報告書

(第11期中) 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日

関東財務局長 殿

平成12年12月19日提出

		会	社	名	株式会	社	さ	<	ら銀	行
		英 訳 *			The Sakura Bank, Limited					
		代表者	子の役職	氏名	取締役頭	頂取	岡	田	明	重
本店の所在の場所	東京都千代田区九段南	一丁目	3番1	号 電	話番号	東京	3230—	3111	(大代表)	
				<u>训</u>	絡 者	総合グル	·企画部 ·一プ長	境		康
もよりの連絡場所	[fi]	上		A	話番号		同		上	
				<u> </u>	絡 者		同		上	

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名	<u> </u>	所 在 地
株式会社さくら銀行	行 神戸営業部	神戸市中央区浪花町56番地
"	大 宮 支 店	大宮市大門町2丁目107番地
"	千 葉 支 店	千葉市中央区富士見2丁目2番2号
n	横 浜 支 店	横浜市中区本町2丁目20番地
"	長野支店	長野市大字鶴賀字町屋敷1267番地の 1
"	名古屋支店	名古屋市中区錦二丁目18番24号
11	大 阪 支 店	大阪市中央区高麗橋一丁目8番13号
n	福岡支店	福岡市博多区博多駅前1丁目1番1号
東 京 証 券	取 引 所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
大 阪 証 券	取 引 所	大阪市中央区北浜一丁目6番10号
京 都 証 券	取 引 所	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66番地
札 幌 証 券	取 引 所	札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1

(注) 長野支店、名古屋支店及び福岡支店は証券取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便 宜のため備え付けました。

		<u>ا</u>
第一部 企 業	***	
第1 企 業 の	, ,	
1. 主要な経営		1
<u> </u>		3
		3
4. 従業員	の状況	3
第2 事業の		4
		4
		況23
		23
		24
		24
第3 設 備 の	状 況 ::	25
		25
2. 設備の新設	、除却等の計	画25
第4 提出会社	. の 状 況 …	26
		26
		\$\cdots = 1\tau = 1
		金等の状況30
		況 ·······31
		况32
2. 株 価	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	33
	-	33
第5 経 理 の	V 1 1/2	34
		35
1. 中間連結	財務諸表等	41
(1) 中間運	語 財務語:	表41
① 中間i	里結 賃借 対則	照表
② 中間i	里精 損 益計 第	算
③ 中間追	[結則余金計]	第書
4.4	!結キャッシュ	・フロー計算書45
(2) そ		他83
		85
		-1-
		表91
		· 表
		[
(2) 2		他
第6 提出会社σ) 麥考情報	108
here we done the table of the	137 A 51 8% as bir	報109
第二部 促出会社の保	は武芸任等の僧	和109

第一部 企 業 情 報

第1 企業の概_況

1. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成11年度中間 連結会計期間	平成12年度中間 連結会計期間	平成 10 年度	平成11年度
	(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成10年4月1日) 至 平成11年3月31日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
連 結 経 常 収 益	911,831百万円	881, 178	2, 139, 226	2, 147, 495
連 結 経 常 利 益 (△ は 連 結 経 常 損 失)	74,075百万円	105, 999	△ 776, 190	136, 497
連 結 中 間 純 利 益	40,803百万円	31, 302		
連 結 当 期 純 利 益(△は連結当期純損失)			△ 479,266百万円	62, 581
連 結 純 資 産 額	2, 202, 550百万円	2, 183, 752	2, 174, 486	2, 208, 554
連 結 総 資 産 額	48, 825, 915百万円	50, 713, 080	49, 015, 005	48, 495, 608
連結ベースの 1 株当たり純資産額	338. 30円	335, 35	331. 28	340. 98
連結ベースの 1 株当たり中間純利益	8.63円	6. 26		
連結ベースの1株当たり当期純利益 (△は連結ベースの1株当たり当期純損失)			△ 124.72円	12. 58
連結ベースの潜在株式調整後 1 株 当 た り 中 間 純 利 益	8. 56円	6. 25		
連結ベースの潜在株式調整後 1 株 当 た り 当 期 純 利 益			_	
連結自己資本比率 (国際統一基準)	12. 43%	12. 30	12. 33	12. 53
営業活動によるキャッシュ・フロー	444, 452百万円	111, 788		888, 743
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 379,406百万円	△ 314,879		△ 367, 609
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,217百万円	△ 110,547		△ 22, 124
現金及び現金同等物の 中 間 期 末 残 高	1,003,997百万円	1, 094, 455		
現金及び現金同等物の 期 末 残 高			905, 496百万円	1, 408, 146
従 業 員 数		25, 080		23,837 号) 附即第2項に基づ

(注) 1. 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号) 附則第2項に基づき、平成11年度から中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間) 期末連結純資産額から「(中間) 期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間) 期末発行済普通株式数 (「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社株式」を除く) で除して算出しております。

4. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の平成10年度につきましては、当期純損失のため、 平成11年度につきましては、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないため記載 しておりません。

6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回 次	第9期中	第 10 期 中	第 11 期 中	第 9 期	第 10 期
決 算 年 月	平成10年9月	平成11年9月	平成12年9月	平成11年3月	平成12年3月
経 常 収 益	1,033,149百万円	816, 974	748, 641	1, 937, 086	1, 929, 971
経 常 利 益 (△は経常損失)	25, 193百万円	57, 484	115, 666	△ 754, 187	159, 932
中間純利益	32, 234百万円	33, 070	51, 939		
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)				△375,315百万円	57, 117
資 本 金	599,445百万円	1, 042, 706	1, 042, 706	1, 042, 706	1, 042, 706
発 行 济 株 式 総 数	普通株式 3,753,841千株 優先株式 25,176千株	普通株式 4,084,803 優先株式 810,887	普通株式 4,117,801 優先株式 802,646	普通株式 4,083,121 優先株式 811,307	普通株式 4, 117, 297 優先株式 802, 772
純 資 産 額	1,314,220百万円	2, 244, 015	2, 286, 716	2, 223, 521	2, 252, 289
総 資 産 額	51, 221, 593百万円	47, 141, 479	46, 877, 873	47, 208, 716	46, 559, 485
預 金 残 高	31,007,878百万円	31, 621, 560	29, 086, 068	30, 110, 714	29, 803, 721
貸 出 金 残 高	34,876,084百万円	32, 143, 364	31, 232, 502	32, 291, 263	31, 939, 952
有価証券残高	6,662,654百万円	6, 576, 841	7, 268, 199	6, 217, 570	6, 911, 602
1株当たり中間配当額	普通株式 4.25円 第二回優先株式 7.50円	普通株式 3.00 第二回優先株式 7.50 第三回優先株式 (第二種) 6.85	普通株式 3.00 第二回優先株式 7.50 第三回優先株式 (第二種) 6.85		
1 株当たり配当額				普通株式 7.25円 第二回後先株式 15.00円 第三回後先株式 (第二種) 0.04円	普通株式 6,00 第二回優先株式 15,00 第三回優先株式 (第二種) 13,70
単体自己資本比率 (国際統一基準)		12. 42%	12. 67	12. 38	12. 50
従 業 員 数	17, 433人	15, 885	13, 440	16, 330	14, 930

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行により銀行法第14条の2が改正されたこと に伴い、第9期(平成11年3月)より単体自己資本比率を算出しております。なお、第9期中(平成10年9月)の連結自己資本比率は、9.60%であります。
 - 3. 従業員数は第11期中(平成12年9月)より海外の現地採用者を含み、当行から他社への出向者及び取締役を 兼務しない執行役員を含まないこととしております。従来の基準によった場合の従業員数は、14,379人であり ます。

2. 事業の内容

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、 重要な変更はありません。

3. 関係会社の状況

(1) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

Sakura Financial Futures (Singapore) Pte. Limited, Far East Bank and Trust Company

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名	称	住		所	資本金又 は出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有(又 は被所	役員の	ű	企	との関係	設備の	業務	摘 要
							有) 割合	兼任等	扱	助	の取ら	負貸借	提携	
(連結子株式:	会 社	中	戸 央	市 区	百万円 24, 779	金 融 業	47.1% (6.0) (—]	一人(一)		_	預金取引関係 金銭貸借関係		_	*
(連結子 さくら) パート 株式	ローン・ナー	東新	京宿	都区	10, 000	消費者ローン業	60. 0 (—) (—)	(—)		_	預金取引関係	<u> </u>	_	
(連結子株式・ジャパット)	会 社 シネ		京宿	都区	20, 000	金 融 業	50. 0 (—) [—)	5 (-)		_	預金取引関係	_	_	*
(特分を通用) ジャパン・ペ ナビゲーター	関連会社) ンション・	東中	京央	都区	2, 500	コンサルティング集	15. 0 (—) [—]	(—)		_	预金取引関係	_	_	*

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
 - 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社みなと銀行であります。
 - 3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意しているの議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 - 4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
 - 5. 「摘要」棚の「※」は、財務諸表等規則第8条第4項第2号に該当する子会社及び財務諸表等規則第8条第 6項第2号に該当する関連会社であります。

4. 従業員の状況

(1) 連結会社における従業員数

平成12年9月30日現在

	本 社	国際企業ディビジョン カ ン パ ニ ー	商業銀行ディビジョン カ ン パ ニ ー		その他	合 : 計
従業員数	7, 191	2, 221	13, 464	2, 034	170	25, 080 A

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員3,212人を含んでおりません。なお、当行の取締役を兼務しない執行役員26人は従業員数に含めておりません。
 - 2. 「本社」とは、戦略部門、リスク管理部門、人事・総務部門、経営基盤部門、コンプライアンス部門を指しております。
 - 3. 「その他」は、プロジェクトグループおよびトレジャリーグループであります。
- (2) 当行の従業員数

平成12年9月30日現在

13,440人	数	員	菜	従

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,702人を含んでおりません。なお、取締役を 兼務しない執行役員26人は従業員数に含めておりません。
 - 2. 当行の従業員組合は、さくら銀行従業員組合と称し、組合員数は11,795人であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。

1. 業績等の概要

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の経済・金融環境を顧みますと、海外では、アジア・欧州に持ち直しの動きが続いております。米国では、政策金利の引き上げもあって、漸く景気の過熱感が薄れ始めております。一方、わが国経済を見ますと、最大の需要項目である個人消費の回復が遅れており、景気は未だしっかりとした足取りとは言い難い状況です。しかし、輸出の支えやIT関連需要の高まりなどから、生産や設備投資といった企業部門は上向きの動きが明確化しており、全体として見れば、緩やかな景気回復が持続しています。こうした中、企業や個人の景況感も改善が続いております。

また、金融界におきましては、インターネット専業銀行の立ち上げ、異業種からの新規参入等、情報技術の革新等を背景とした新たなビジネスモデルの構築が急速に進展しており、業態の垣根を越えた統合、業務提携の動きも拡大しております。

(経営方針)

(1) 経営の基本方針

当行は発足以来、

- ・総合金融機関として最高の金融・情報サービスを提供する銀行
- ・地域社会とのふれあいを大切にし、お客さまとともに歩む銀行
- ・人間性にあふれ、働きがいのある銀行

の3つを経営理念としてステークホルダーズを重視した経営を行動の原理として掲げ、その実現に向け努めており、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンス遵守、 顧客満足度(CS)向上、社会貢献活動(フィランソロピー)への積極的取組を行っております。

(2) 利益配分に関する基本方針

当行の普通株式について、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、適正な内部留保の充実に意を用いるとともに、長期的収益動向を勘案し、過去の水準も踏まえ、安定的な配当を行う方針です。また、当行の優先株式につきましては、配当非累積としておりますが、配当可能利益の状況と利益見通し等に鑑み、発行後一斉転換までの期間において継続して発行に際して取締役会の決議で定める所定の配当を支払う方針です。

(3) 責任ある経営体制の確立

当行はコーポレート・ガバナンスの視点から、経営の透明性と健全性を高め、経営の意思決定や業務執行に対する監督機能を強化しています。

平成11年6月には執行役員制度を導入するとともに、取締役数をそれまでの45人から13人に大幅削減し、取締役会における審議の活性化と迅速化を実現しました。さらに平成12年6月には、経営に対する監督機能を一層強化すべく、社外からも取締役を2名選任しました。

役員報酬においても、平成11年6月に役位に基づく固定給的な体系を改め、業績の達成度合いに応じて年次の現金報酬と退職慰労金が増減する成果連動型報酬体系に移行しました。同時に、業績が向上し株価が上昇することによって初めて報酬として実現するストックオプション制度を導入しました。これにより、当行の業績や株価と役員報酬との連動性が強まり、経営陣が企業価値、株主価値の向上に取り組む責任と意欲が一層高まるシステムとなっています。

当中間連結会計期間の当グループの業績は次のとおりとなりました。

業容につきましては、預金は、中間連結会計期間中1兆4,247億円増加し、中間連結会計期間末残高は31兆6,506億円となり、譲渡性預金は、中間連結会計期間中6,960億円増加し、中間連結会計期間末残高は4兆2,086億円となりました。貸出金は、中間連結会計期間中9,970億円増加し、中間連結会計期間末残高は33兆3,303億円となり、有価証券は、中間連結会計期間中6,523億円増加し、中間連結会計期間末残高は7兆5,811億円となりました。

当中間連結会計期間の経常収益は前中間連結会計期間比306億円減少の8,811億円、経常費用は前中間連結会計期間比625億円減少の7,751億円となりました。この結果、当中間連結会計期間の経常利益は前中間連結会計期間比319億円増加の1,059億円となりました。

これに、特別利益・特別損失、法人税・住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を加減しました結果、中間純利益は前中間連結会計期間比95億円減少の313億円となりました。

所在地別セグメント情報につきましては、国内が991億円、米州が64億円、欧州が△68億円、アジア・オセアニアが74億円の経常利益となりました。

以下、このうちの太宗を占めます当行の業績について説明いたします。

当中間期の経常収益は、資金運用収益の減少を主因に前年中間期比683億円減少の7,486億円、経常費用は、資金調達費用の減少を主因に前年中間期比1,265億円減少の6,329億円となりました。

この結果、経営利益は前年中間期比581億円増加の1,156億円となりました。

これに、特別利益・特別損失、法人税・住民税及び事業税、法人税等調整額を加減しました結果、中間 純利益は519億円となりました。

銀行の本業での利益を示します業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、1,668億円と前年中間期に比べ77億円の増加となりました。これは、役務取引等利益、その他業務利益の増加により国内業務租利益が増益となったこと、及び経費がリストラにより減少したことが主因であります。

国債等債券損益を除いたベースのコア業務純益は前年中間期に比べ88億円増加の1,682億円となり、着実に収益が増加しております。

(キャッシュ・フローの状況等)

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の営業活動によるものが前中間連結会計期間比3,326億円減少の1,117億円、有価証券の取得・売却や動産不動産の取得・売却等の投資活動によるものが前中間連結会計期間比645億円増加の3,148億円のマイナス、劣後調達等の財務活動によるものが前中間連結会計期間比1,417億円減少の1,105億円のマイナスとなり、中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比904億円増加の1兆944億円となりました。

また、当中間連結会計期間末の国際統一基準による連結自己資本比率は、12.30%となりました。

当行の国内店舗につきましては、当中間期中、23支店、7出張所を近隣の支店へ統合するとともに、2 支店を株式会社みなと銀行に営業譲渡し、1 支店を有人出張所へ変更いたしました。コンビニエンスストアのam/pmへのATM設置は、当中間期中472か所増加し、計981か所となりました。また、チャネル改革による高度な営業力を備えた営業オフィスの設置は、前期までの12地区に続き、当中間期に9地区で実施し、計21地区となりました。なお、平成12年10月からは、高度化・多様化する金融ニーズに対応するため、従来のチャネル改革を一歩進めたマーケット別組織(法人・個人)を全店で導入し、より充実した金融サービスの提供に務めてまいります。

一方、海外拠点につきましては、ソウル、広州の2支店を廃止いたしました。

(1) 国内・海外別収支

資金運用収支は3,095億円、役務取引等収支は730億円、特定取引収支は130億円、その他業務収支は245億円となりました。このうち、国内の資金運用収支は2,910億円、役務取引等収支は703億円、特定取引収支は113億円、その他業務収支は238億円となりました。また、海外の資金運用収支は191億円、役務取引等収支は26億円、特定取引収支は17億円、その他業務収支は7億円となりました。

	種 类	ŢĨ	期别	E	! 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
Π,	. v. v. m	uta akt	前中間連結会計期	(11)	551, 572	209, 549	30, 449	730, 672
5	6 金 運 用	収 益	当中間連結会計期	(A)	490, 444	147, 552	49, 517	588, 479
	資金調達費用	ath. III	前中間連結会計期	[ii]	257, 410	183, 794	40, 014	401, 190
		ж ж	当中間連結会計期	[11]	199, 436	128, 446	48, 916	278, 966
	. A 30 H	do 🕏	前中間連結会計期	[8]	294, 161	25, 754	△9, 565	329, 481
1	金 運 用	収 支	当中間連結会計期	fil)	291, 008	19, 106	600	309, 513
	电数据 副 徐	ılız ≯€	前中間連結会計期	[H]	80, 629	4, 534		85, 163
	设 務 取 引 等	以 無	当中間連結会計期	[11]	97, 299	5, 165	_	102, 464
	と務取引等	費 用	前中間連結会計期	(11)	23, 475	2, 200	_	25, 676
	X 105 UX 51 SP	ж лі	当中間連結会計期	{ii}	26, 926	2, 498	_	29, 425
-	殳務取引等	ਹੋਰ ਤੋਂ	前中間連結会計期	[15]	57, 153	2, 333	_	59, 486
1	X 195 AX 71 W	权文	当中間連結会計期		70, 372	2, 666	_	73, 039
	寺 定 取 引	収 益	前中間連結会計期	[H]	5, 053	4, 534	_	9, 587
	TE IX TI	₩ 並	当中間連結会計期	[8]	11, 300	1, 735	_	13, 036
	寺 定 取 引	費 用	前中間連結会計期	[8]	43	940	_	983
	THE AX 51	31 /11	当中間連結会計期	[11]	_	_		_
4	寺 定 取 引	収支	前中間連結会計期	[11]	5, 009	3, 594	_	8, 603
	す Æ 収 力	X X	当中間連結会計期	[11]	11,300	1, 735	_	13, 036
	その他業務	1107 ->-6	前中間連結会計期	FF)	30, 952	4, 777		35, 729
	この他来扱	IX III	当中間連結会計期	113	51,068	1,398	_	52, 466
	その他業務	炒 田	前中間連結会計期	[ii]	11,006	2, 861	_	13, 867
	この世来が	ж и	当中間連結会計期	[H)	27, 244	629	_	27, 873
	その他業務	10 75	前中間連結会計期	間	19, 946	1,915	_	21, 861
			当中間連結会計期	PB	23, 823	769		24, 593

⁽注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下「国内(連結)子会社」 という。)であります。

^{2. 「}海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する(連結)子会社(以下「海外(連結)子会社」という)であります。

^{3.} 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1,189百万円、当中間連結会計期間126百万円)を控除して表示しております。

^{4.} 資金運用収益・費用については、国内・海外各々相殺前の金額を、相殺消去額には全体での金額を記載しております。

役務取引等収益・費用、特定取引収益・費用、その他業務収益・費用については、国内・海外各々相殺後の 金額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

資金運用勘定において、平均残高は40兆4,187億円となり、資金運用利回りは2.90%、受取利息は5,884億円となりました。このうち、相殺消去前の国内の平均残高は38兆508億円、資金運用利回りは2.57%、受取利息は4,904億円となり、海外の平均残高は5兆8,165億円、資金運用利回りは5.05%、受取利息は1,475億円となりました。

資金調達勘定において、平均残高は39兆3,677億円となり、利回りは1.41%、支払利息は2,789億円となりました。このうち、相殺消去前の国内の平均残高は36兆3,929億円、利回りは1.09%、支払利息は1,994億円となり、海外の平均残高は5兆1,036億円、利回りは5.01%、支払利息は1,284億円となりました。

① 国 内

均残高	利息	41 E
	40 42	利 回 り
37, 933, 922	551,572	2.90%
38, 050, 874	490, 444	2. 57
31, 057, 955	330, 693	2. 12
29, 757, 827	320, 185	2. 14
6, 528, 201	55, 751	1.70
7, 120, 249	52, 755	1. 47
80, 683	144	0. 35
61, 900	646	2. 08
242, 054	4, 584	3. 77
608, 258	15,611	5. 11
36, 586, 980	257, 410	1.40
36, 392, 913	199, 436	1.09
28, 801, 999	50, 638	0. 35
27, 971, 903	49, 420	0.35
2, 709, 689	1,501	0.11
2, 795, 599	2, 061	0.14
2, 566, 453	3, 689	0. 28
2, 648, 332	3, 056	0. 23
286, 532	638	0. 44
162, 386	113	0. 13
2, 208, 156	21, 435	1.93
2, 038, 804	21,918	2.14
	38, 050, 874 31, 057, 955 29, 757, 827 6, 528, 201 7, 120, 249 80, 683 61, 900 242, 054 608, 258 36, 586, 980 36, 392, 913 28, 801, 999 27, 971, 903 2, 709, 689 2, 795, 599 2, 566, 453 2, 648, 332 286, 532 162, 386 2, 208, 156 2, 038, 804	38, 050, 874 490, 444 31, 057, 955 330, 693 29, 757, 827 320, 185 6, 528, 201 55, 751 7, 120, 249 52, 755 80, 683 144 61, 900 646 242, 054 4, 584 608, 258 15, 611 36, 586, 980 257, 410 36, 392, 913 199, 436 28, 801, 999 50, 638 27, 971, 903 49, 420 2, 709, 689 1, 501 2, 795, 599 2, 061 2, 566, 453 3, 689 2, 648, 332 3, 056 286, 532 638 162, 386 113 2, 208, 156 21, 435 2, 038, 804 21, 918

⁽注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内(連結)子会 社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

^{2. 「}国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。

^{3.} 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間347,942百万円、当中間連結会計期間337,118百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間150,528百万円、当中間連結会計期間55,308百万円)及び利息(前中間連結会計期間1,188百万円、当中間連結会計期間123百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

					(金額単位 百万円)
	類	切 別	平均残高	利 息	利回り
資 企	運 用 勘 定	前中間連結会計期間	5, 312, 699	209, 549	7.86%
A W	TE M PO ME	当中間連結会計期間	5, 816, 526	147, 552	5, 05
- +	45 UL A	前中間連結会計期間	4, 258, 880	78, 936	3. 69
うち	货 出 金	当中間連結会計期間	3, 868, 136	81, 251	4. 18
- 1	IT 14	前中間連結会計期間	209, 312	6, 362	6, 06
うち	有 価 証 券	当中間連結会計期間	202, 788	6, 510	6. 40
うちコ	ールローン	前中間連結会計期間	50, 844	1, 145	4. 49
及び	買入手形	当中間連結会計期間	46, 798	1, 551	6. 61
	77 LL A	前中間連結会計期間	488, 002	12, 077	4. 93
うち	預け金	当中間連結会計期間	807, 030	26, 014	6. 42
54r A	edit 5:15 464 ed-a	前中間連結会計期間	4, 715, 089	183, 794	7. 77
資 金	調 遠 勘 定	当中間連結会計期間	5, 103, 659	128, 446	5. 01
	. az V	前中間連結会計期間	2, 529, 011	32, 136	2. 53
j	5 預 金	当中間連結会計期間	2, 826, 715	53, 191	3, 75
	Ar No. 111. 777 A	前中間連結会計期間	57, 804	2, 158	7. 44
うち割) 渡 性 預 金	当中間連結会計期間	37, 478	1,008	5, 36
うちコ	ールマネー	前中間連結会計期間	60, 348	1,351	4. 46
	売 渡 手 形	当中間連結会計期間	67, 964	1, 479	4. 34
うちコ	マーシャル・	前中間連結会計期間	_	_	_
~ -	- パー	当中間連結会計期間	12, 682	450	7. 08
	<i>u</i>	前中間連結会計期間	1, 304, 881	25, 380	3.87
うち	借 用 金	当中間連結会計期間	1, 321, 082	27, 194	4. 10
(注) 1.	TO March at the OT Di	として日々の残高の平均	アボベンデゲローデナ	national Stable California	ス会社については半

- (注) 1. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外(連結)子会社については半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間7,420百万円、当中間連結会計期間8,173百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間15百万円、当中間連結会計期間11百万円)及び利息(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(金額単位 百万円) \widetilde{W}_{1} \mathfrak{g} 均 残 利 平 利回り 類 別 Íģ 坍 計 왉 相穀消去額(△) 相殺消去額(△) 습 칾 습 小 小 3.61% 2,886,583 730,672 前中間連結会計期間 761, 122 30, 449 43, 246, 622 40, 360, 038 資金運用勘定 588, 479 2.90当中間連結会計期間 637, 997 49, 517 43,867,401 3, 448, 680 40, 418, 720 2.322, 371, 723 383, 469 前中間連結会計期間 32, 945, 112 409,630 26, 161 35, 316, 835 うち貸出金 2.37374,823 33, 625, 963 401,437 26, 614 当中間連結会計期間 2, 112, 229 31, 513, 733 6, 737, 513 1.86 前中間速結会計期間 61,013 6, 508, 448 62, 114 1, 100 229,065 うち有価証券 622 58,614 1.66 59, 266 当中間連結会計期間 7, 323, 037 7,022,949 300, 037 1, 126 3.05 1,290 164 前中間連結会計期間 57, 989 73,538 131,528 うちコールローン 及び買入手形 2, 189 当中間連結会計期間 7 5. 20 83,929 2, 197 103,698 24, 769 13,676 5.36 前中間連結会計期間 2,985 221,285 508,771 16,661 730,057 うち預け金 39,532 2,093 6.58当中間連結会計期間 41,6251, 415, 289 218, 594 1, 196, 694 前中間連結会計期間 441,205 40,014 401, 190 2, 05 41, 302, 070 2,319,585 38, 982, 485 資金調達勘定 39, 367, 718 278,966 当中間連結会計期間 2, 128, 855 327,882 48,916 1.4141, 496, 573 0.51 80,005 前中間連結会計期間 31, 331, 011 226, 912 31, 104, 098 82,775 2,769 預 金 ち 0.65 100, 521 当中間連結会計期間 30, 798, 618 185, 970 30, 612, 648 102,611 2,090 前中間連結会計期間 2,667,569 3,589 0.262, 767, 494 3,660 71 99,924 うち譲渡性預金 0.212,797,728 3,070 2,833,078 当中間連結会計期間 35, 350 3,070 前中間連結会計期間 0.364,660 2,626,801 5, 040 380 79, 049 2, 547, 752 うちコールマネー 及び売渡手形 4,524 0.33当中間連結会計期間 2,688,691 4,535 2,716,296 27, 604 10 638 0.44638 前中間連結会計期間 286, 532 286, 532 うちコマーシャル・ 当中間連結会計期間 563 563 0.64175,069 175,069 46, 815 25,671 21, 144 2.623,513,038 1,906,802 1,606,235 前中間連結会計期間 うち借用金 2.9526,614 22, 498 当中間連結会計期間 1,516,929 49, 112 3,359,886 1,842,956

⁽注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間355,363百万円、当中間連結会計期間345,291百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間150,543百万円、当中間連結会計期間55,430百万円)及び利息(前中間連結会計期間1,189百万円、当中間連結会計期間126百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

^{2.} 資金運用勘定・資金調達勘定については、国内・海外各々相殺前の金額を、相殺消去額には全体での金額を 記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は1,024億円となりました。このうち、国内は972億円、海外は51億円となりました。 役務取引等費用は294億円となりました。このうち、国内は269億円、海外は24億円となりました。

									(金額単位	白力円)
	榧	類	拁	5J	国	内	海	外	合	3t
	on the His	and Advanton Ale	前中間連結	吉会計期間		80, 629		4, 534		85, 163
	饺 扮 収	引等収益	当中間連結	吉会計期間		97, 299		5, 165		102, 464
	- 1 vr A	the old who who	前中間連約	吉会計期間		4, 785		1, 554		6, 340
	うち預金・貸出業税	2 · 国田菜枋	当中間連結	告会計期間		5, 666		2, 299		7, 965
	うち為替業務	/ ++- All: 7/s	前中間連絡	告会計期間		23, 780		748		24, 529
		5	当中間連結	告会計期間		24, 810		693		25, 504
	うち証券関連業務		前中間連約	告会計期間		6, 582		12		6, 595
		券関連業務	当中間連絡	古会計期間		16, 302		103		16, 406
		1	前中間連約	占会計期間		1,863		110		1, 974
	うちゃ	代理 業務	当中間連約	告会計期間		1, 705		51		1, 757
	うち保	護預り・	前中間連約	吉会計期間		2, 882		3		2, 885
	贷 金	扉 業 務	当中間連結	吉会計期間		2, 871		2		2, 874
			前中間連約	古会計期間		5, 775		1,030		6, 805
	うちじ	聚 証 業 務	当中間連約	古会計期間		5, 838		863		6, 702
	/n. wis ***	The sile of	前中間連絡	吉会計期間		23, 475		2, 200		25, 676
	役務取引等費	51 等 货 用	当中間連約	古会計期間		26, 926		2, 498		29, 425
		f. +6: 114. 41-	前中間連絡	古会計期間		5, 112		60		5, 172
	うちね	与 	当中間連結	古会計期間		5, 050		391		5, 442

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3. 役務取引等収益・費用については、国内・海外各々相殺後の金額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、130億円となりました。このうち、国内は113億円、海外は17億円となりました。

(金額単位 百万円) 計 外 合 别 \pm 内 布 類 期 秪 9,587 4,534 前中間連結会計期間 5,053 特定取引収益 13,036 当中間連結会計期間 1,735 11,300 2,668 前中間連結会計期間 979 1,688 うち商品有価証券収益 3,914 当中間連結会計期間 9542,960 前中間連結会計期間 特定取引 有価証券収益 777 777 当中間連結会計期間 6,546 前中間連結会計期間 3,702 2,843 ち特定金融 派生商品収益 7,862 当中間連結会計期間 7,862 373 前中間連結会計期間 2 370 うちその他の 特定取引収益 当中間連結会計期間 477 481 3 983 前中間連結会計期間 43 940 特定取引费用 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 うち商品有価証券費用 当中間連結会計期間 983 前中間連結会計期間 43 940 ち特定取引 有 価 証 券 費 用 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 うち特定金融 派生商品費用 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 うちその他の 特定取引费用 当中間連結会計期間

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3. 特定取引収益・費用については、国内・海外各々相殺後の金額を記載しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は、1兆5,201億円となりました。このうち、国内は1兆3,759億円、海外は1,442億円となりました。

特定取引負債は、6,580億円となりました。このうち、国内は4,968億円、海外は1,611億円となりました。

(金額単位 百万円) 計 外 合 内 海 别 \mathbf{E} 種 類 期 1, 443, 889 前中間連結会計期間 1, 303, 689 140,200 特定取引資産 当中間連結会計期間 144, 211 1, 520, 146 1, 375, 935 37,861 416, 999 前中間連結会計期間 379, 137 うち商品有価証券 当中間連結会計期間 36, 253 798,802 762,549 3, 112 前中間連結会計期間 3, 112 うち商品有価証券 生 茁 派 1,367 当中間連結会計期間 1,367 39,938 前中間連結会計期間 39, 938 うち特定取引有価証券 31,511 31, 511 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 62,400 160, 515 98, 114 うち特定金融派生商品 135, 496 当中間連結会計期間 76, 446 59,049 823, 323 前中間連結会計期間 823, 323 他の ちそ 特定取引資産 552, 968 当中間連結会計期間 552,968 563, 345 116,596 前中間連結会計期間 446, 749 特定取引负债 658,006 当中間連結会計期間 496, 857 161, 148 339, 762 5, 173 前中間連結会計期間 334,588 うち売付商品債券 423, 931 4,337 当中間連結会計期間 419,594 前中間連結会計期間 1,025 1,025 うち商品有価証券 生 派 商 当中間連結会計期間 155 155 前中間連結会計期間 2, 128 2, 128 うち特定取引売付債券 当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 うち特定取引有価証券 生 酹 派 当中間連結会計期間 13 13 220, 428 109, 294 前中間連結会計期間 111, 134

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。

当中間連結会計期間

うち特定金融派生商品

3. 特定取引資産・負債については、国内・海外各々相殺後の金額を記載しております。

77, 095

233,906

156,811

(5) 国内・海外別預金残高の状況

〇 預金の種類別残高(末残)

	種	[類		加	ह्य	E	内	海	外	合	ät
	Sete 15t. Int.		¥3:		前中間連結会計期間		1	11, 914, 304		2, 444, 755		14, 359, 060	
預	流	動	性	損	企	当中間連	結会計期間]	12, 450, 408		2, 766, 215		15, 216, 623
		4la	Lila	420		前中間連結会計期間]	15, 921, 302		111, 999		16, 033, 301
	定	拁	性	Ħ	企	当中間連結会計期間		1	14, 643, 947		200, 686		14, 844, 633
	.,				1,54	前中間連	結会計期間		1, 600, 897				1, 600, 897
	そ		の		他	当中間連	結会計期間		1, 588, 254		1, 187		1, 589, 441
金					91.	前中間連	結会計期間		29, 436, 504		2, 556, 754		31, 993, 259
	合				ät	当中間連	結会計期間		28, 682, 609		2, 968, 089		31, 650, 699
***		ıń:	Li.	7277		前中間連	結会計期間		2, 255, 417		52, 636		2, 308, 054
SP.	u	变	性	Ħ	企	当中間連	結会計期間		4, 165, 859		42, 789		4, 208, 649
611			^		nı.	前中間連	結会計期間		31, 691, 922		2, 609, 391		34, 301, 313
総	•		合		at	当中間連	結会計期間		32, 848, 469		3, 010, 879		35, 859, 349

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 4. 定期性預金=定期預金+定期積金
 - 5. 国内・海外別預金残高については、国内・海外各々相殺後の金額を記載しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況 (残高・構成比)

				平成11年	9 月 30 日	平成12年	9月30日
菜	種	別		貸出金残高	構成比	貸出金残高	構 成 比
国 (除く特	別国際金融	取引勘定	内 分)	29, 492, 405	100.00%	30, 765, 292	100.00%
败	造		菜	4, 007, 316	13. 59	4, 171, 106	13. 56
農			菜	108, 937	0. 37	86, 089	0, 28
林			菜	11,785	0.04	11,588	0. 04
漁			業	6, 699	0. 02	7, 110	0. 02
鉱			業	101,630	0. 34	43, 212	0. 14
拉	設		菜	1, 660, 803	5. 63	1, 804, 133	5. 87
電気·	ガス・熱供	給・水道	道 菜	439, 717	1. 49	560, 755	1.82
運 輸	• 11	百 信	業	1, 070, 048	3. 63	1, 218, 204	3. 96
卸 売 ·	小売業	、飲食	店	4, 568, 929	15. 49	4, 640, 352	15. 08
金 融	• 保	· 険	築	2, 237, 654	7. 59	2, 006, 067	6. 52
不	動	産	梊	4, 259, 638	14. 44	4, 847, 083	15. 76
サ	Ľ	ス	菜	3, 338, 109	11.32	3, 434, 139	11. 16
地方	公共	田	体	229, 605	0. 78	253, 101	0.82
そ	の		他	7, 451, 528	25. 27	7, 682, 347	24. 97
海外及び	ド特別国際金	融取引勘:	定分	3, 099, 897	100.00%	2, 565, 012	100.00%
政	府		等	68, 215	2. 20	50, 216	1. 96
企	紐	機	閱	279, 527	9. 02	132, 298	5. 16
そ	の		他	2, 752, 153	88. 78	2, 382, 497	92. 88
合			ŝŀ	32, 592, 302		33, 330, 305	

⁽注) 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

(金額単位 百万円)

101	191 SU		50	外国政府等向け債権残高
		インド	ネシア	148, 758
ਹੋਂ ਦੀ 11 ਵਿ	O E 20 E	その他	(9 ヶ国)	7, 478
平成11年	9 A 30 E	合	# 	156, 236
		(資産の総額)	こ対する割合)	(0.32%)
		インド	ネシア	112, 239
77 eb 10 fr	0 17 00 17	その他	(9 ヶ国)	7, 744
平成 12 年	9 Я 30 п	合	ät	119, 983
		(資産の総額)	こ対する割合)	(0, 23%)

⁽注)「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業およびこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

(金額単位 百万円) 計 合 别 内 海 外 種 類 堋 Ξ 前中間連結会計期間 1, 897, 197 1,897,197 僙 Ξ 当中間連結会計期間 2, 368, 398 2, 368, 398 前中間連結会計期間 130,071 130,071 方 催 地 有 当中間連結会計期間 130,812 130,812 前中間連結会計期間 414,676 414,676 僙 社 647, 548 当中間連結会計期間 647, 548 価 3, 227, 824 前中間連結会計期間 3, 227, 824 式 株 3, 471, 362 当中間連結会計期間 3, 471, 362 証 940,633 前中間連結会計期間 735, 695 204, 938 その他の証券 962, 988 当中間連結会計期間 192, 705 770, 282 2,263 2, 263 前中間連結会計期間 贷付 有 価 証 券 当中間連結会計期間 6,612,666 前中間連結会計期間 204, 938 6, 407, 728 計 合 192,705 7, 581, 110 当中間連結会計期間 7, 388, 404

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
 - 4. 貸付有価証券は、当中間連結会計期間より有価証券の種類ごとに区分して記載しております。
 - 5. 国内・海外別有価証券残高については、国内・海外各々相殺後の金額を記載しております。

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

(単位:百万円)

	平成11年中間期	平成12年中間期	增 波
業 務 粗 利 益	362, 828	354, 310	△ 8,518
(除く国債等債券損益)	(363, 204)	(355, 704)	(△ 7,500)
国 内 業 務 租 利 益	332, 217	346, 801	14, 584
国際業務相利益	30, 611	7, 508	△ 23, 103
経 費 (除く臨時処理分)	203, 746	187, 433	△ 16, 313
人 件 費	83, 004	77, 064	△ 5,940
物 件 費	110, 049	101, 373	△ 8,676
税	10, 692	8, 995	△ 1,697
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	159, 082	166, 876	7, 794
一般货倒引当金繰入额	△ 5,006	△ 16, 787	△ 11,781
業 務 純 益	164, 088	183, 663	19, 575
うち国債等債券損益	△ 376	△ 1,394	△ 1,018
コア業務純益	159, 458	168, 270	8, 812
臨 時 損 益	△ 106, 604	△ 67,997	38, 607
うち株式等損益	1,856	△ 16, 540	△ 18,396
株 式 等 売 却 益	21, 275	22, 833	1, 558
株式等売却損	4, 224	6, 835	2, 611
株 式 等 債 却	15, 193	32, 538	17, 345
うち不良債権処理額	77, 225	115, 418	38, 193
贷 出 金 償 却	50, 726	74, 755	24, 029
個別貸倒引当金純繰入額	12, 205	13, 131	926
债権売却損失引当金繰入額	8, 546	22, 842	14, 296
共同债権買取機構売却損	4,042	1, 348	△ 2,694
特定海外債権引当勘定繰入額	△ 1,438	3, 217	4, 655
バルクセール売却損	3, 143	123	△ 3,020
経 常 利 益	57, 484	115, 666	58, 182
特 別 損 益	△ 3, 193	△ 22, 107	△ 18,914
うち動産不動産処分損益	△ 3, 212	△ 3,949	△ 737
税引前中間純利益	54, 291	93, 558	39, 267
法人税、住民税及び事業税	2, 130	2, 193	63
法 人 税 等 調 整 額	19, 090	39, 424	20, 334
中 間 純 利 益	33, 070	51, 939	18, 869

- (注) 1. 業務租利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支
 - 2. 業務純益=業務租利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時 損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用 見合費用及び役職員に対する退職金支払額(経費の臨時処理分)等を加えたものであります。
 - 5. 国债等债券損益=国债等债券売却益+国债等债券償還益-国债等债券売却損-国债等债券償還損-国债等债券償却 券償却
 - 6. 株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却
 - 7. コア業務純益とは、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)から国債等債券損益を除いた金額であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

(単位:%)

					平成11年中間期	平成12年中間期	tΩ	诚
(1)	資	金 運 用	利回	(A)	2. 41	2. 13	Δ	0. 28
	货	出 企	利回	(B)	2. 05	2. 04	Δ	0. 01
	有	価 証 券	利回	1	1. 43	1. 15	Δ	0. 28
(2)	資	金 調 達	原值	i (C)	1.71	1.41	Δ	0. 30
	預	金 債 券 等	原值	i (D)	1. 37	1. 26	Δ	0.11
		預金债券	等利 回	1	0. 18	0. 13	Δ	0.05
		経 費	<u> </u>	1	1. 18	1. 12	Δ	0.06
	外	部 負 債	利回	I	0.84	0. 76	Δ	0.08
(3)	総	資 金	利有	(A)-(C)	0. 70	0. 72		0.02
	Ħ	貸 金	利	(B)-(D)	0. 68	0. 78		0.10

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 - 2. 「経費率」=(経費(除く臨時処理分)-特定取引にかかる経費)÷預金債券等平均残高×100
 - 3. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3. R O E (単体)

(単位:%)

							平成11年中間期	平成12年中間期	坍	被
業務	5純益	(一般货币	到引当:	金繰入	.前) ベ	ース	21.7	22. 0		0.3
菜	務	純	益	~:	_	ス	22. 4	24. 3		1.9
==	ア	業 務	純	益 ~	~ <u> </u>	ス	21.7	22. 2		0.5
中	[]	純 利	」 益	~		ス	3. 9	6, 3		2. 4

(業務純益(中間純利益) - 優先株式配当金総額)×年間日数÷中間期中日数

(注) ROE= (拥首株主資本-期首発行済優先株式数×発行価額)+(期末株主資本-期末発行済優先株式数×発行価額)}÷2

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

(単位:百万円)

							· · · ·	1222 1 1-3 7 2 1 3 7
					平成11年中間期	平成12年中間期	坳	波
孤		企	(末	残)	31, 621, 560	29, 086, 068	Δ	2, 535, 492
預		企	(平	残)	30, 652, 437	30, 167, 236	Δ	485, 201
贷	出	企	(末	残)	32, 143, 364	31, 232, 502	Δ	910, 862
贷	出	企	(平	残)	32, 379, 884	31, 156, 769	Δ	1, 223, 115

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

(単位:百万円)

										1 1 1 2 7 1 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
							平成11年中間期	平成12年中間期	邶	波
国	内	総	預	企	(末	残)	28, 500, 705	25, 976, 982	Δ	2, 523, 723
	-	個				人	15, 382, 288	15, 050, 036	Δ	332, 252
		法				人	13, 118, 417	10, 926, 946	Δ	2, 191, 471

(注) 本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

(単位:百万円)

											1224 1 1-1 70 1 37
								平成11年中間期	平成12年中間期	增	波
消	費	省	П	_	ン	残	高	7, 846, 734	7, 998, 686		151, 952
	住	宅	Ħ		ン	残	高	6, 432, 500	6, 692, 372		259, 872
	そ	の	他	17 —	ン	残	高	1, 414, 234	1, 306, 313	Δ	107, 921

(4) 中小企業等貸出金

(单位:百万円、件、%)

		平成11年中間期	平成12年中間期	玠	波
中小企業等貸出金残高	(A)	20, 332, 934	21, 008, 577		
総 貸 出 金 残 高	(B)	29, 170, 798	28, 855, 004	Δ	315, 794
中小企業等貸出金比率	(A)/(B)	69. 70	72. 80		3. 10
中小企業等貸出先件数	(C)	1, 173, 805	1, 143, 267		
総 貸 出 先 件 数	(D)	1, 179, 397	1, 146, 672	Δ	32, 725
中小企業等貸出先件数比率	(C)/(D)	99. 52	99. 70		0.18

- (注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 - 2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

なお、平成11年12月3日に「中小企業基本法等の一部を改正する法律(平成11年法律第146号)」が公布・施行され、「中小企業」の範囲が拡大されたことに伴い、平成12年中間期の金額等は改正後の中小企業の範囲により記載しております。この変更により平成12年中間期の「中小企業等貸出金残高」および「中小企業等貸出先件数」は、改正前の中小企業の範囲によった場合に比べ、それぞれ1,041,143百万円、1,726件増加しております。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率 (国際統一基準)

	平成11年9月30日	平成12年9月30日
資 本 金	1, 041, 689	1, 038, 373
うち非累積的永久優先株	410, 887	402, 646
新 株 式 払 込 金	_	_
資 本 準 備 金	899, 521	899, 521
連 結 剰 余 金	176, 175	191,655
連結子会社の少数株主持分	308, 190	389, 368
悲 本 的 項 目 うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	283, 750	283, 750
その他有価証券の評価差損 (△)		_
為 替 換 算 調 整 勘 定	_	△ 31,329
営業権相当額(△)		262
連 結 調 整 勘 定 相 当 額 (△)	_	5, 969
計 (A	2, 425, 577	2, 481, 357
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
有価証券含み益の45%相当額		_
その他有価証券の連結貨債対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%		
再評価額と再評価の直前の根海価額の差額の45%相当額	52, 297	50, 169
一般貸倒引当金	242, 312	201,818
補完的項目負債性資本調達手段等	1, 390, 935	1, 394, 676
うち永久劣後債務(注2)		651, 202
うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)		743, 474
3 †	1, 685, 545	1, 646, 665
うち自己資本への算入額(B	1, 685, 545	1, 646, 665
地 補 完 的 項 目	_	_
中間元的気量うち自己資本への算入額(C)	_
控 除 項 目 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D) 999	999
自 己 資 本 (A) + (B) + (C) - (D) (E) 4, 110, 123	4, 127, 023
資産(オン・バランス)項目	30, 816, 314	31, 472, 784
オフ・バランス取引項目	2, 010, 344	1, 859, 715
リ ス ク · 信 用 リ ス ク · ア セ ッ ト の 額(F	32, 826, 659	33, 332, 499
ア セ ッ ト 等 マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G) 222, 869	210, 952
(参考) マーケット・リスク相当額 (H) 17,829	16, 876
計 ((F) + (G)) (I	33, 049, 528	33, 543, 451
連結自己資本比率 (国際統一基準)= (E) / (I) × 100	12. 43%	12.30%

- (注) 1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う盗然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3. 告示第5条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における 償還期間が5年を超えるものに限られております。

			(金組単位 自力円)
項		平成11年9月30日	平成12年9月30日
	資 本 金	1, 042, 690	1, 042, 692
	うち非累積的永久優先株	410, 887	402, 646
	新 株 式 払 込 金		
	資 本 準 備 金	899, 521	899, 521
	利 益 準 備 金	124, 120	131, 261
10 -la Ab 175 D	任 意 積 立 金	56, 021	56, 028
基本的项目	中 間 未 処 分 利 益	56, 340	92, 128
	そ の 他	285, 425	285, 533
	その他有価証券の評価差損(△)	_	_
	営業権相当額(△)		_
	計 (A)	2, 464, 120	2, 507, 165
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		_
	有価証券含み益の45%相当額	_	_
	その他有価狂券の貨借対風表計上額から帳簿価額を控除した額の45%		_
	再評価額と再評価の直前の根海価額の差額の45%相当額	36, 879	34, 947
	一般贷倒引当金	208, 420	182, 015
補完的項目	负债性资本調達手段等	1, 295, 496	1, 264, 776
	うち永久劣後債務(注2)		651, 202
	うち期限付劣後債務および期限付優先株 (注3)		613, 574
	# +	1, 540, 796	1, 481, 739
	うち自己資本への算入額(B)	1, 540, 796	1, 481, 739
Stu Alt et Al. et to	短 期 劣 後 債 務		
準補完的項目	うち自己資本への算入額 (C)	_	
控 除 項 目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)	999	10, 999
自己资本	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	4, 003, 917	3, 977, 905
	資産(オン・バランス)項目	29, 696, 920	29, 151, 926
	オフ・バランス取引項目	2, 385, 693	2, 094, 973
リスク・	信用リスク・アセットの額 (F)	32, 082, 613	31, 246, 899
アセット等	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	135, 990	129, 161
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	10, 879	10, 332
	計 ((F) + (G)) (I)	32, 218, 603	31, 376, 061
単体自己資本比認	部 (国際統一基準)= (E) / (I) × 100	12. 42%	12. 67%
(24) 1	冬笠の頂に切げるもの ナカわた フテップ・アップム	利なの性的なはせかり	A file simple for the state falls follows

- (注) 1. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を 有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3. 告示第15条第 1 項第 5 号および第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における 償還期間が 5 年を超えるものに限られております。

- (注) 「連結自己資本比率」における「基本的項目」中の「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」、および「単体自己資本比率」における「基本的項目」中の「その他」に含まれている優先出資証券の概要は次のとおりであります。
 - ① 発行会社

当行が普通株の100%を保有するSakura Preferred Capital (Cayman) Limited (所在地は英領ケイマン諸島)

- ② 発行証券の種類 非累積型永久優先株
- ③ 発 行 期 問

償還期日の定めなし。ただし、2009年1月の配当支払日以降の各配当支払日に、金融庁の事前承認を条件に、 発行体の判断で償還が可能。

① 発 行 総 額

283,750百万円(内25,000百万円はシリーズB)

- ⑤ 払 込 日 1998年12月24日 (シリーズBは1999年3月30日)
- ⑥ 配 当
 - (7) 配当支払日

配当支払日は毎年7月24日と1月24日(休日の場合は翌営業日)

(4)配 当 率

変動配当率 (あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の配当率が上乗せされるようなステップアップ条件は付されていない)

- (ウ) 配当支払に関する条件概要
 - (i)本優先株への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる。
 - (ii)配当停止事由

以下の条件が発生した場合には配当支払が停止ないし減額される。

- a. 当行優先株について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合、または、配当が減額された場合には、同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)の配当が、それぞれ停止又は同比率で減額される。
- b. 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合、または当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記(iii)強制配当事由の不存在を条件とする。)には、次期配当が停止される。
- c. 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合、以降の配当は停止 される。
- (iii)強制配当

当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。但し、上記(i)の配当総額制限及び、上記(ii) c. の制限に服する。

⑦ 残余財産請求権

残余財産請求金額は1優先株につき1百万円。なお、本優先株主は、当行優先株の残余財産分配請求権と実 質上同順位で当行の残余財産の分配を受ける。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、 当行の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支 払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであり ます。

- 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- 2. 危 険 債 権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約 に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正 常 債 権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲 げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(金額単位:億円)

ffc	梳	Ø	区	分	平成11年9月30日	平成12年9月30日
破産り	更生债 権及	びこれ	らに準ず	る債権	4, 165	4, 399
危	険		做	権	6, 727	7, 292
要	管	理	債	権	7, 202	2, 151
Œ	78		(it	権	334, 218	327, 576

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

金融セクターにおいては、日本版ビッグバンや情報通信革命の一層の進展により、外資や異業種の参入 が本格化、グローバル・ベースでの競争がますます激化し、大型の合併・統合、業種・業態を超えた戦略 的提携など様々な構造変化が急速に進んでいます。

このように金融機関を取り巻く経営環境は、かつてないほど厳しいものであります。しかしながら、自 らの強みを強化するとともに時代の動きを捉えてファーストムーバーとして能動的に対応していくことで、 この大きな環境変化を更なる成長に向けた絶好のチャンスとすることが可能であると当行は考えます。

激化する競争に勝ち残り21世紀に更なる飛躍を果たすため、当行は自らの強みである、強固な顧客基盤を有する商業銀行業務の強化を図り、同時に競争力の源泉である「先進性」「独創性」の実現、弛まざる事業・戦略展開による企業価値の向上に注力しています。具体的には、都銀トップにある住宅ローンや投資信託の更なる増強や経費削減への一層の注力などにより収益性の向上を図るとともに、インターネット専業銀行や新・消費者ローン会社などの新機軸を次々と具体化させました。

当行が来年4月1日に株式会社住友銀行と合併し株式会社三井住友銀行として新たなスタートを切ることに関しては、株主の皆さまのご承認をいただいており、合併作業は最終段階に至っています。新銀行が皆さまから厚い信頼と高い評価をいただけるよう、当行そして新銀行の企業価値向上に向けて、全力で取り組んでまいります。

4. 経営上の重要な契約等

当行と株式会社住友銀行は、平成11年10月14日に「将来の統合を前提とした全面提携」について合意して以来、平成14年4月まで統合を実現すべく検討を進めてまいりましたが、平成12年4月21日、期日を1年早めて平成13年4月1日に対等の精神で合併することで合意し、平成12年5月22日、合併契約を締結いたしました。

当該合併契約書は、平成12年6月29日開催の当行の第10期定時株主総会及び株式会社住友銀行の第156期 定時株主総会(いずれも普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において、また、当行の平成12年6月 29日開催の第二回優先株式にかかる種類株主総会および平成12年6月28日開催の第三回優先株式(第二種)にかかる種類株主総会並びに平成12年6月28日開催の株式会社住友銀行の第1回第一種優先株式および第2回第一種優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました。

(1) 株式会社住友銀行の概要

住 所 大阪市中央区北浜四丁目6番5号

代表者の氏名 頭取 西川善文

资 本 金 752,848百万円(平成12年3月31日現在)

事業の内容 銀行業

(2) 合 併 の 目 的

21世紀を目前に控え、経済・金融のグローバル化及び日本版ビッグバンの進展によって、邦銀間はもとより、業界及び国境の壁を越えた金融機関の競争が激化してきております。また、情報通信技術(IT)の飛躍的向上が銀行業務に大きな変革をもたらしており、お客様の利便性を確保し、そのニーズに的確に対応していくためには、ITの活用が必須条件となってきております。更に、銀行に働く役職員においても職業視の変化・多様化が進んでおり、自由闊達で自己実現が可能な職場環境を提供していくことが、ますます重要な課題となってきております。

このような環境の中、両行は、互いの強固な顧客基盤と高度な金融ソリューション力、充実した商品・サービス提供ネットワーク等を統合・整備し、併せて、経営の合理化を一段と進める一方で戦略的なシステム投資を積極化することにより、従来以上に付加価値の高い金融サービスをお客様に提供し、もって株主の皆様のご期待に応えるためには、早期に合併を実現することにより、新時代に相応しい新しい銀行をつくることが必要であるとの認識に至りました。

(3) 合併契約書の要旨等については、「第5 経理の状況 1.中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項」中の(重要な後発事象)前連結会計年度欄に記載しております。

なお、本年11月に、連結子会社であるさくらカード株式会社と株式会社住友クレジットサービスが、 両社のクレジットカード事業の再編を行うことについて合意いたしました。また、連結子会社であるさ くら証券株式会社と大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社が事業を統合することについて、 本年11月に、株式会社大和証券グループ本社、株式会社住友銀行、さくら証券株式会社および大和証券 エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社と当行が基本合意いたしました。

5. 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発活動につきましては、当行では行っておりませんが、情報処理・ ソフトウェア開発業務子会社において業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の 金額は195百万円であります。

第3 設 備 の 状 況

1. 主要な設備の状況

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	店舗名 その他	所 在 地	8 2 1	備の内	容	敷	地面和	ä	建	物延而和	ŭ	完了年月
当行	渋 谷 支 店 他	東京都渋谷区他	店	紬	等	(_	п ?)	(-	nł)	平成12年9月

⁽注) 「渋谷支店他」は店舗の改修工事及び店舗外現金自動設備の新設等であります。

2. 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

		店舗名	स्ट-र्गन प्रक	四八	an un artists	投資予	定金額	資金調達	着手年月	完了予定	摘 要
		その他	所在地	区分	設備の内容	総 額	既支払額	方 法	4 7 4 7	年 月	1W %
当	行	_	_		事務機械	14, 620	_	自己資金		_	

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおります。
 - 2. 主なものは、平成13年3月までに設置予定であります。

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

	種				類		会社が発行する株式の総数	摘	要
恭		通		株		式	10, 000, 000, 000株		
第		種	僾	先	株	式	27, 646, 000		
第	=	種	僾	先	株	式	1,000,000,000		
			at				11, 027, 646, 000	((注)

(注) 1. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は110億3,630万7千株とし、このうち100億株は普通株式、3,630万7千株は第一種優先株式、10億株は第二種優先株式(以下第一種優先株式および第二種優先株式を併せて優先株式という)とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

- 2. 第一種優先株式に該当いたします第二回優先株式は、平成12年3月31日までに72,228千株が、平成12年4月 1日から平成12年9月30日までに126千株が普通株式に転換されております。
- 3. 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第3条の規定に基づき、取締役会の決議により3億 5,000万株を限度として、株式の利益による消却のために自己株式を取得することができる旨を定款に定めて おります。

	記名・無記名の別及び	種 類	発 彳	劳 数	上場証券取引所名又	摘 要
	額面・無額面の別	T91 934	中間会計期間末現在 (平成12年9月30日)	提 出 日 現 在 (平成12年12月19日)	は登録証券業協会名	7141 25
発 行 济 株	記名式額面株式(券面額50円)	普通株式	4, 117, 801, 659株	4, 117, 933, 797株	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 京 都 部 部 野 引 所 那 郡 部 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 引 明 引 明 引 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 取 引 所 所 下 平 ンドン 証 券 取 引 所 アンドン 証券 取 引 所	転換社債及び 優先株式の転 換により発行
	記名式無額面株式	第二回	2,646,000株	2,613,000株		(注)1,3
式	記名式無額面株式	第 三 回 優先株式 (第二種)	800, 000, 000株	800, 000, 000株		(注)2,3
	##		4, 920, 447, 659株	4, 920, 546, 797株		

(注) 第二回優先株式は「第一種優先株式」に、第三回優先株式(第二種)は「第二種優先株式」に該当いたします。

(注) 1. 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 発行方法

当行が間接的に49%を出資するSakura Finance (Bermuda) Trust (以下「取得者」という。)がその名義でアメリカ合衆国及び欧州を中心とする海外市場の投資家のために第二回優先株式を一括購入し、取得者自らが発行する円建優先株式信託受益権証券としてリバッケージしたうえ、アメリカ合衆国においては連邦証券法規則第144A条に基づく私募、その他の海外市場においては公募の形で募集する。

(2) 優先株主配当金

① 優先株主配当金

優先株主配当金の額は平成9年3月末日に終了する営業年度においては1株につき7円50銭、翌年度以降は1株につき15円とする。

当行は毎年3月末日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株主配当金を支払う。ただし、当該3月末日に終了する営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 配当非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う株主配当金の額が優先株主配当金の額に達しないときは、 その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 配当非参加条项

優先株主に対しては優先株主配当金を超えて配当はしない。

① 優先中間配当金

当行は中間配当を行うときは、毎年9月末日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円50銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては上記2,000円のほか残余財産の分配はしない。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成9年10月1日から平成13年9月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主 を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの 期間を除く。

② 転換価額

平成12年9月30日現在の転換価額

今後当行が時価を下回る払込金をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事情が生じた場合には転換価額を調整する。

③ 転換により発行する普通株式数

優先株式は次の算式によって普通株式に転換する。

転換により発行する普通株式数= <u>優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額</u> 転換により発行する普通株式数=

(5) 普通株式への一斉転換

平成13年9月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成13年10月1日をもって次の算式によって 普通株式に一斉転換される。

優先株式1株に対して = 2,000円 発行する普通株式数 = 普通株式の時価

普通株式の時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面または500円のいずれか高い金額を下回るときは、当該いずれかの高い金額とする。

(6) 議決権条項

優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

- (注) 2. 第三回優先株式(第二種)の内容は次のとおりであります。
 - (1) 発行方法

株式会社整理回収銀行(現株式会社整理回収機構)に直接全額割当てる方法により発行する。

- (2) 優先株主配当金
 - ① 優先株主配当金
 - (7) 優先株主配当金 優先株主配当金の額は1株につき年13円70銭とする。ただし、平成11年3月31日現在の本優先株主に対し支払うべき最初の優先株主配当金の額は1株につき4銭とする。毎年3月末日現在の本優先株主に対し普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に先立ち、かつ、第一種優先株式(当行第二回優先株式を含む。)を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)および第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)と同順位で、優先株主配当金を支払う。た

当該優先中間配当金を控除した額とする。

(イ) 非累積条項 ある営業年度において本優先株主に対して支払う株主配当金の額が優先株主配当金 の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

だし、当該3月末日に終了する営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、

- (ウ) 非参加条項 本優先株主に対しては優先株主配当金を超えて配当はしない。
- ② 優先中間配当金 優先中間配当金の額は1株につき6円85銭とする。中間配当を行うときは、毎年9 月末日現在の本優先株主に対し普通株主に先立ち、かつ、第一種優先株主および第 二種優先株主と同順位で、優先中間配当金を支払う。
- (3) 消 却

当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、かつ、第一種優先株主および 第二種優先株主と同順位で、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては上記1,000 円のほか残余財産の分配はしない。

(5) 普通株式への転換

本優先株式は、当行普通株式に転換できるものとし、その転換を請求し得べき期間および転換の条件は以下の通りである。

① 転換を請求し得べき期間

平成14年10月1日より平成21年9月30日までとする。ただし、株主総会または本優先株式にかかる種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会または本優先株式にかかる種類株主総会終結の日までの期間を除く。

- ② 転換の条件
- (7) 当初転換価額

当初転換価額は、平成14年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「当初転換価額時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)を円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を四捨五入して得られる金額とし、平成14年10月1日以降適用する。

ただし、計算の結果、当初転換価額が155円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、下限転換価額をもって当初転換価額とする。

なお、当初転換価額時価算定期間の終丁する日の翌日以降当初転換価額が適用される日の前日までの間に、本号②(ウ)に掲げる転換価額の調整の事由が発生した場合には、本号②(ウ)の規定に準じて当初転換価額および下限転換価額を調整し、平成14年10月1日以降これを適用する。

(イ) 転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)を円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を四捨五入して得られる金額に修正される。ただし、計算の結果、修正後転換価額が修正日前日において有効な下限転換価額を下回る場合は、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ウ) 転換価額の調整

今後当行が時価を下回る払込金をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事情が生じた場合には転換価額及び下限転換価額を調整する。

(エ) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行する <u>本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額</u> 普 通 株 式 数 転換価額

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

③ 普通株式への一斉転換

平成21年9月30日までに転換請求がなかった本優先株式は、平成21年10月1日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額又は155円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当金

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金は、転換の請求 又は一斉転換が4月1日から9月末日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月未日 までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

法令で定める場合を除き、本優先株式については株式の併合又は分割は行わない。本優先株主には新株 の引受権又は転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(注) 3. 提出日現在の発行数には、平成12年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

(2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年月日		रे हें	济	栋	式段	; <u>\$</u>		ũ	7	<u> </u>	全		ũ	*	茚	国 企		结	pr.
年月日	増	其	数	T	技	Ä	増	荻	額	残	Ä	增	鉄	Ħ	残		Ä	1.11	*
平成12年9月30日			378			4, 920, 447			fii —		, 012, 706, 012			fri		899, 52	f Fi 1,323		第二回後先株式の普通株式への転 計規関中の合計数であります。

(注) 1. 転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘 栖	平,	戊12年 9 月30日马	是在	平成12年11月30日現在				
(発行年月日)	残 高	転換価格	資本組入額	残 高	転換価格	資本組入額		
2003 年 満 期 米 貨 建 転 換 社 債	745千米ドル	2,332.60円 (1米ドル	ж	745千米ドル	2,332.60円 (1米ドル	Ж		
(昭和63年3月7日)	(95,769千円)	=131.40円)		(95,769千円)	=131.40[¹])			

- ※ 転換により発行される株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生じるときは、その端数を切り上げた額とします。ただし、かかる資本に組入れる額は、当行額面普通株式の額面金額を下回らないものとします。
- 2. 商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権方式のストック・オプションの新株発行予定残数、発行価格、 資本組入額及び発行予定期間は次のとおりであります。

株主総会の		平成12年	三9月30日現	在	平成12年11月30日現在				
特別決議日	新株発行 予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間	新株発行 予定残数			発行予定期間	
平成11年 6月29日	279千株	1 株につき 674円	1 殊につき	平成13年6月30日 (平成21年6月29日	279千株	1 株につき 674円	33740	平成13年6月30日 〈 平成21年6月29日	
平成12年 6月29日	291千株	1 株につき 772円	1 株につき 386円		291千株	1 株につき 772円	1 株につき	平成14年6月30日 〈 平成22年6月29日	

- (注) 1. 新株発行予定残数とは、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株数を減じた数のことであります。
 - 2. 資本組入額は、新株発行を決定する取締役会において決定しております。

(3) 大株主の状況

① 普 株 式 通

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住	所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	今橋3丁目5番12号	千铢 147, 752	3. 58
三井生命保険相互会社	東京都千代田区大手	町1丁目2番3号	147, 752	3. 58
太陽生命保険相互会社	東京都中央区日本橋	2丁目11番2号	147, 752	3. 58
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社富士銀行)		サチューセッツ02101, 米国 手町 1 丁目 5 番 5 号)	133, 054	3. 23
中央三井信託銀行株式会社	東京都中央区京橋 1	丁目7番1号	124, 678	3. 02
ザチェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン (常任代理人 株式会社富士銀行)	l *	ストリート ロントン EC2P 24P, 類 手町1丁目5番5号)	123, 776	3.00
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ	町1番地	89, 588	2. 17
さくら信託銀行株式会社	東京都中央区日本格	3 丁目 4 番10号	87, 178	2.11
東洋信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の	內1丁目4番3号	71, 579	1.73
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有第	町1丁目13番1号	65, 855	1.59
ät			1, 138, 966	27. 65

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

中央三井信託銀行株式会社 89,353千株

さくら信託銀行株式会社

87,178千株

東洋信託銀行株式会社 61,417千株

2. 中央三井信託銀行株式会社は、平成12年12月4日に東京都港区芝3丁目33番1号へ住所変更しております。

② 第二回優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住	所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
さくらファイナンス(バミューダ) ト ラ ス ト (常任代理人 株式会社さくら銀行)	ュー ハミルトン EM	12, バミューダ	千抹 2,646	100. 00
81-			2, 646	100.00

③ 第三回優先株式(第二種)

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住	र्मि	所有株式数	発行済株式総数に対する 所 有 株 式 数 の 割 合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2つ	1 号	千株 800,000	100. 00
81-			800, 000	100.00

(4) 議決権の状況

平成12年9月30日現在

36	発 議決権のない	議決権のお	ある株式数	単位未満株式数	摘 要	要
発行済株式	株 式 数	自己株式等	その他	1 12 N 14 1N X 3X	194 32	
注	802, 646, 000	6, 973, 000	4, 091, 077, 000	19, 751, 659	(注)	

- (注) 1. 左記の「単位未満株式数」には、当行所有の自己株式651株、さくらフレンド証券株式会社名義の株式800株、 株式会社みなと銀行名義の株式496株及び証券保管振替機構名義の株式264株が含まれております。
 - 2. 左記の「議決権のある株式数」の「その他」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が97,000株含まれております。

	所有者の氏名	所有株式数			発行済株式 総数に対す	掖 婴	
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	3+	る所有株式 数の割合	1M 3%
自			抹	ł,	核	%	
2	株式会社	東京都千代田区九段南 1丁目3番1号	16, 000	_	16, 000	0.00	(注)
株		1 7 pa 0 pa 1 9					
式	さくらフレンド 証券株式会社	東京都中央区日本橋 兜町7番12号	334,000		334,000	0.00	(注)
等	株 式 会 社 み な と 銀 行	兵庫県神戸市中央区 三宮町2丁目1番1号	6, 623, 000	_	6, 623, 000	0. 16	
	\$ †		6, 973, 000	_	6, 973, 000	0. 16	

(注) 左記のほか、株主名簿上は当行及びさくらフレンド証券株式会社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が当行12,000株、さくらフレンド証券株式会社2,000株あります。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」の「その他」に含まれております。

2. 株価の推移

(1) 普 通 株 式

当該中間会計	月	别	平成12年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
期間における	最	高	839	818	810	723	805	812
月別最高・最低株価	报	低	н 690	756	648	616	646	765

⁽注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第二回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。 また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

(3) 第三回優先株式 (第二種)

当株式は、証券取引所に上場されておりません。 また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

3. 役 員 の 状 況

- (1) 新 任 役 員 該当ありません。
- (2) 退 任 役 員 該当ありません。

(3) 役 職 の 異 動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏	名	異 動 年 月 日
常務 取締役 (統括部長 兼) 法人統括部長)	常務取締役(支店統括部長)	水島	藤一郎	平成12年10月1日

第5 経 理 の 状 況

- 1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大 蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の 分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
 - なお、前中間連結会計期間(自平成11年4月1日 至平成11年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成12年4月1日 至平成12年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
 - なお、前中間会計期間(自平成11年4月1日 至平成11年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成12年4月1日 至平成12年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前中間会計期間の中間財務諸表については、監査法人トーマツ及び太田昭和監査法人の監査証明を受けており、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表については、監査法人太田昭和センチュリー(注)及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

その中間監査報告書は、中間連結財務諸表及び中間財務諸表のそれぞれの直前に掲げております。

(注) 従来、当行の会計監査を担当しておりました太田昭和監査法人は平成12年4月1日をもってセンチュリー監査 法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。

中間監査報告書

平成11年12月22日

株式会社 さくら 銀 行 取締役頭取 岡 田 明 重 殿

監査法人 ト ー マ ツ

代表社员 公認会計士 三克'田永治師

代表社员 公認会計士 古澤 大阪的 関与社員 公認会計士 古澤

太田昭和監査法人

代表社員 公認会計士 大公 村 俊 大學

网与社员 公認会計士 芸田高 天福

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられている株式会社さくら銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの 連結会計年度の中間連結会計期間(平成11年4月1日から平成11年9月30日まで)に係 る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結則余金 計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当 たり私どもは、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実 施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私どもは、中間監査に係る通常実 二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会 社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される 監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、中間連結キャッシュ・フロー計算書を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私どもは、上記の中間連結財務諸表が株式会社さくら銀行及び連結子会社の平成 11年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成11年 4月1日から平成11年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する 有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間監査報告費

平成12年12月15日

株式会社 さ く ら 銀 行 取締役頭取 岡 田 明 重 殿

監査法人 太田昭和センチュリー

監査法人 ト ー マ ツ

代表社員 公認会計士 之美 的 永 治 過過

代表社員公認会計士一手大家人工人

代表社員 公認会計士 一十 字 写

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さくら銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成12年4月1日から平成12年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私どもは、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私どもは、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正 妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って 継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及 び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認め られた。

よって、私どもは、上記の中間連結財務諸表が株式会社さくら銀行及び連結子会社の平成12年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成12年4月1日から平成12年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)会社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

以 上

1. 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表

(資産の部)

) () () () () () () () () () (IE.		HP7						五万円)
	連結会計期間別		計期問別			当中間連結会計		前 速 結 会 計 年 度 連 結 貸 借 対 照 表 (平成12年3月31日)			
					}	(平成11年9月	130 (1)	(平成12年9月	30 E)		
科		Ħ				金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
現	企	Ħ	ű	け	企※8	1, 465, 029	3.00	2, 657, 191	5. 24	2, 168, 836	4. 47
	ールロ	ーン	及び	買入	手形	51,025	0. 10	99, 753	0. 20	182, 712	0. 38
買	入	企	鈛	餱	権	18, 868	0.04	64, 300	0. 13	42, 256	0.09
特	定	取	引	資	産※2	1, 443, 889	2. 96	1, 520, 146	3. 00	1, 425, 028	2. 94
金	鈛	0	D	信	託	107, 843	0. 22	50, 002	0. 10	72, 581	0. 15
有	1	ili	ãi	E	券※1,2,8	6, 612, 666	13. 54	7, 581, 110	14. 95	6, 928, 746	14. 29
貸		Н	H		金※3.4.5. 6.7.8	32, 592, 302	66. 75	33, 330, 305	65. 72	32, 333, 211	66. 67
外	[E	2	>	巷※7	292, 519	0.60	314, 959	0. 62	316, 395	0. 65
そ	Ø	ft	<u>łı</u>	資	産※2,8,9	3, 123, 043	6. 40	2, 629, 573	5. 19	2, 747, 979	5. 67
動	産	7	ĸ	劬	産※೩10,11	804, 778	1.65	879, 669	1. 73	855, 726	1. 76
繰	延	税	金	Ħ	産	670, 232	1. 37	589, 254	1. 16	611, 694	1. 26
逓	結		整	勘	定		_	5, 969	0. 01		_
支	払	承	ði.	見	返	1, 643, 713	3. 37	1, 598, 853	3. 15	1, 492, 628	3. 08
贷	倒	Ē	;	哥	企		_	△ 608,011	△1.20	△ 682, 188	△1.41
資	産	の	部	合	at	48, 825, 915	100.00	50, 713, 080	100.00	48, 495, 608	100.00

(現似、少数体主材ガ及びは	. 1 1010)					万円)
連結会計期間別	前中間連結会計	期間末	当中間連結会計	期間末	前連結会計連結貸借対	
	(平成11年9月	30日)	(平成12年9月	30日)	(平成12年3月	31日)
科目	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預	31, 993, 259	65. 53	31, 650, 699	62. 41 [%]	30, 225, 982	62. 33
譲 渡 性 預 金	2, 308, 054	4. 73	4, 208, 649	8. 30	3, 512, 634	7. 24
コールマネー及び売渡手形※8	2, 403, 540	4. 92	3, 287, 952	6. 48	2, 579, 499	5. 32
コマーシャル・ペーパー	69,000	0. 14	77, 096	0. 15	467, 268	0.96
特 定 取 引 负 债	563, 345	1. 15	658, 006	1.30	360, 706	0. 74
借 用 金※8,12	1, 621, 683	3. 32	1, 380, 304	2. 72	1, 508, 783	3. 11
外 国 為 替	56, 582	0. 12	34, 805	0. 07	29, 346	0.06
社	844, 654	1. 73	1, 260, 023	2. 49	1,053,354	2. 17
転 換 社 債	2, 208	0.00	95	0. 00	95	0.00
そ の 他 負 債※8	4, 017, 537	8. 23	3, 804, 063	7. 50	4, 553, 878	9. 39
貸 倒 引 当 金	593, 486	1. 22	_		_	_
退 職 給 与 引 当 金	39, 602	0. 08		-	41,366	0.09
退 職 給 付 引 当 金	_	-	61, 964	0. 12		_
债 権 売 却 損 失 引 当 金	109, 096	0. 22	72, 781	0. 14	95, 992	0. 20
特別法上の引当金	12	0.00	645	0. 00	513	0.00
繰 延 税 金 負 債	527	0.00	312	0. 00	271	0.00
再評価に係る繰延税金負債※10	48, 869	0. 10	43, 703	0. 09	45, 494	0.10
支 払 承 諾	1, 643, 713	3, 37	1, 598, 853	3. 15	1, 492, 628	3. 08
負 債 の 部 合 計	46, 315, 174	94. 86	48, 139, 958	94. 92	45, 967, 816	94. 79
少数株主持分	308, 190	0. 63	389, 368	0. 77	319, 237	0. 66
資 本 金	1, 042, 706	2. 13	1, 042, 706	2. 06	1, 042, 706	2. 15
資 本 準 備 金	899, 521	1.84	899, 521	1. 77	899, 521	1.85
再 評 価 差 額 金※10	67, 347	0. 14	67, 785	0. 13	69, 333	0. 14
連 結 剰 氽 金	193, 991	0.40	209, 401	0. 41	198, 161	0.41
為 替 換 算 調 整 勘 定	_	_	△ 31,329	△0.06		
#	2, 203, 567	4. 51	2, 188, 084	4. 31	2, 209, 721	4. 55
自 己 株 式	Δ 15	△0.00	Δ 13	△0.00	Δ 10	△0.00
子会社の所有する親会社株式	△ 1,000	△0.00	△ 4,318	△0.00	△ 1, 157	△0.00
資本の部合計	2, 202, 550	4.51	2, 183, 752	4. 31	2, 208, 554	4. 55
負債、少数株主持分及び資本の部合計	48, 825, 915	100.00	50, 713, 080	100.00	48, 495, 608	100, 00

② 中間連結損益計算書

(金額単位 百万円) 前連結会計年度 当中間連結会計期間 連結会計期間別 前中間連結会計期間 要約連結損益計算書 (皇 平成11年4月1日\ 平成11年4月1日\ 皇 平成12年4月1日\ 皇 平成12年9月30日/ 平成12年3月31日/ 平成11年9月30日/ 額 額 百分比 額 百分比 百分比 企 金 企 目 科 % 100.00 2, 147, 495 100.00 常 盐 911,831 100.00 881, 178 経 収 盐 1, 398, 941 亚 用 収 730,672 588, 479 貧 企 374, 823) 764, 328) 货 出 金 利 息) 383, 469) ち (う (58, 644) 117, 759) (うち有価証券利息配当金) 61,013) ((186, 213 盐 収 85, 163 102, 464 役 務 取 引 迩 定 取 引 収 益 9,587 13,036 17, 484 特 99, 261 益 52,466 菜 務 収 35,729 他 124,730 445, 593 常 収 益※1 50,678 ぞ 他 経 Ø 93.64 常 費 用 91.88 775, 178 87.97 2,010,998 837, 756 経 279,092 745, 550 133 邌 費 用 402, 380 資 金 162, 312) 80, 005) 100, 521) (う ち 預 企 利 息) (((29, 425 66, 414 25,676 務取引 等 費 用 役 994 983 費 定 31 用 特 取 27,873 67,883 業 務 費 用 13,867 そ 他 Ø 費 259,051 228, 486 487, 472 営 経 業 642,682 當 用※2 135, 795 210, 301 費 そ O) 他 経 6.36 常 利 益 74,075 8.12 105, 999 12.03 136, 497 経 9,606 0.44 3,605 利 益※3 6,321 0.69 0.41 別 符 0.93 損 3,822 24, 104 2.74 19,964 别 失※4 0.41 特 5.87 85,500 9.70 126, 139 76, 574 8.40 税金等調整前中間(当期)純利益 0.36 7,831 7,397 0.81 5,528 0.63 法人税、住民税及び事業税 74, 247 3.46 整 18,615 2.04 41,716 4.73 額 税 箏 調 法 利 株 主 盐 少 6,953 0.79 18, 521 $\triangle 0.86$ 9,758 1.07 Δ (△ は 少 数 株 主 損 失) 2.91 62,581 40,803 4.48 31, 302 3, 55 (当 期) 純 利益 中

③ 中間連結剰余金計算書

(金額)	15131	百万円)
Carana	14107.	ヨカロル

	連結会計期間別		間連結会計期間 (表):1年4月1日)		間連結会計期間	前进	[結会計年度
			P成11年4月1日) P成11年9月30日)		平成12年4月1日) 平成12年9月30日)		平成11年4月1日) 平成12年3月31日)
科目		企	額	4	è AI	û	· 如
連結剰余金	期 首 残 高		164, 329		198, 161		164, 329
連結刺余	金 増 加 高		1,225		2, 968		2, 115
再評価差額金の取崩	こ伴う剰余金増加高		1,225		2,030		2, 115
持分法適用会社の除外	に伴う剰余金増加高		_		938		
速 結 剰 余 3	金被少高		12, 366		23, 030		30, 864
配 当	i 企		12, 366		17, 852		30, 182
連結子会社の増加に	:伴う剰余金減少高		_				682
連結子会社の合併等に	に伴う剰余金波少高				5, 177		-
中 間(当期)	純 利 益		40, 803		31, 302		62, 581
連結剩余金中間期]末(期末)残高		193, 991		209, 401		198, 161

	④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書						,	A. #2011	16 /-1-	**************************************
		Mir	- organ	***	北世	+003f(4		金額山		百万円) 会計年度
				結会計期間	4 .		法会計期間			
		(里		11年4月1日)	(里		2年4月1日) 2年9月30日)			1年4月1日) 2年3月31日)
		至	平成	11年9月30日/	(至	平/戊12	4年9月30日7	\±:	4-1X,1	24.9 // 9/11/
I	営業活動によるキャッシュ・フロー			76 574			85, 500			126, 139
l	税金等調整前中間(当期)純利益 は			76, 574 17, 334			15, 719			35, 029
	波 価 借 却 費 連 結 悶 整 勘 定 債 却 額 持 分 法 に よ る 投 資 損 益 (△)			577			- 15, 115			5, 330
l	持分法による投資担益(△)		Δ	347		Δ	7, 443			1, 487
ı	貸倒引当金の増加額			13, 579		Δ	124, 238			11, 419
l	債権売却損失引当金の増加額		Δ	6, 435		Δ	24, 851		Δ	19, 539
1	退職給与引当金の増加額		Δ	2,310		Δ	41, 367	4	Δ	3, 614
l	退職給付引当金の増加額						56, 319			1 000 041
	资 金 運 用 収 益		Δ	730, 672		Δ	588, 479 279, 092	4	Δ	1, 398, 941 745, 550
	资 金 調 達 費 用 有 価 証 券 関 係 損 益(△)		Δ	402, 380 3, 259			9, 650	١,	Δ	346, 591
	有 価 証 券 関 係 損 益(△) 金 銭 の 信 託 の 運 用 損 益(△)		Δ	311			164	١ '	_	625
	益 及 。			58, 604		Δ	9,648			145, 561
	退職 (△△) ・ 当 当 出 で (△△)) ・ 当 当 出 は (△△)) ・ 当 当 出 は 係 用 (△△)) ・ 会 企 出 は 係 用 (△)) ・ は 在 の は れ の を の で が で の で が で の で の で の で で で で で で で		Δ	1,530			2, 498			12, 209
1			Δ	25, 021		Δ	94, 227		Δ	542
	特定取引负债の純増減(△)			201, 308			294, 181	4	Δ	194
	特定取引未払金の純増減(△)			100 220		Δ	265, 226 710, 521			408, 834 503, 351
1	貸 出 金 の 純 増 (△) 減 預 金 の 純 増 減(△)			180, 238 966, 502		Δ	672, 931	Ι,	Δ	361, 237
1	預 金 の 純 増 波(△) 譲 渡 性 預 金 の 純 増 波(△)			- 300, 302			690, 740	'		777, 079
	借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)					Δ	136, 240	4	Δ	214, 107
	預け金(日銀預け金を除く)の純増(Δ)減			27, 111		Δ	800, 494		Δ	247, 833
	コールローン等の純増(△)減			661			70, 808		Ŏ	162, 311
1	債券借入取引担保金の純増(△)減		Ŏ	135, 513			247, 971	l '	Δ	335, 705 253, 678
1	コールマネー等の純増被(△)		Δ	455, 870		Δ	708, 130 388, 593	l ,	Δ	99, 731
	コマーシャル・ペーパーの純増波(△) 債券貸付取引担保金の純増波(△)		Δ	550, 235		Δ	325, 514		Δ	34, 993
	外国為替(資産)の純増(△)波			16, 849			7, 386		Δ	7, 101
1	外国為替(負債)の純増波(Δ)			34, 229			5, 432	1		6, 994
	普通社債の発行・償還による純増減(△)			_			192, 363			155, 486
1	資金運用による収入			622, 365			544, 252			1, 625, 911
1	資金調達による支出 その他		Δ	461, 783		\triangle	286, 787 38, 118	۱ ۱	Δ	1,005,204 325,421
		\vdash		209, 221 454, 869			116, 568	-		902, 462
	小		Δ	10, 417		Δ	4, 780		Δ	13, 719
1	営業活動によるキャッシュ・フロー			444, 452			111, 788			888, 743
1				,						
II	投資活動によるキャッシュ・フロー			· · · •						7 67 00C
	有価証券の取得による支出		Δ	2, 044, 075	1		5, 393, 097	'	Δ	7, 671, 286 5, 672, 199
	有価証券の売却による収入	1		1, 412, 599 188, 220			2, 989, 169 2, 102, 554			1, 535, 603
	有価証券の償還による収入金銭の信託の増加による支出		Δ	19, 120			<u>., 102, 004</u>		Δ	31, 319
	金銭の信託の波少による収入		_	66, 363			22, 339			113, 981
	動産不動産の取得による支出		\triangle	8, 261		Δ	40, 288		Δ	54, 707
	動産不動産の売却による収入			24, 867			24, 468			67, 918
	連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出	_		070 100		<u> </u>	20, 024		^	367, 609
	投資活動によるキャッシュ・フロー		Δ	379, 406		Δ	314, 879		Δ	307, 009
	財務活動によるキャッシュ・フロー									
"	劣後特約付借入による収入						44, 363			_
	劣後特約付借入金の返済による支出			_		Δ	136, 500		Δ	15,000
	劣後特約付社債の発行による収入			50,000			149, 200			136, 088
	劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	1				$\stackrel{\wedge}{\nabla}$	143, 785		Δ	103, 257
	配 当 金 支 払 額	1	Ž	12, 366		$\stackrel{\wedge}{\rightarrow}$	17, 852 5, 967		\triangle	30, 182 9, 767
	少数株主への配当金支払額自己株式の取得による支出		Δ	6, 415		Δ	343		Δ	25
	自己株式の取得による支出自己株式の売却による収入			_		نب	338	1		18
	財務活動によるキャッシュ・フロー			31, 217		Δ	110, 547		Δ	22, 124
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額			2, 236		Δ	142			3,614
V	現金及び現金同等物の増加額			98, 501		Δ	313, 781	1		502, 623
VI	現金及び現金同等物の期首残高			905, 496			1, 408, 146 90			905, 496 83
VII	新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額			_					Δ	57
IX	現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高			1, 003, 997	-		1, 094, 455	1		1, 408, 146
1 1	Annew A Anne Later at the Anne Catalog Catalog Catalog	-						+		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 50社 主要な会社名 Manufacturers Bank さくら証券株式会社 Sakura Finance International Limited Sakura Global Capital, Inc. なお、わかしお信用保証株式 会社は、設立により当中間連結 会計期間から連結しておりま す。 また、Sakura Bank (Schweiz) MG、さくら新宮代理店株式会社 は清算により、他2社は合併に より除外しております。	なお、株式会社みなと銀行他 7社は株式取得により、さくら ローンパートナー株式会社、株 式会社ジャパンネット銀行他2 社は設立により、さくらフレン ド事務サービス株式会社は親会 社(旧神栄石野証券株式会社、 現さくらフレンド証券株式会 社)の合併に伴い、当中間連結会 計期間から連結しております。 また、Sakura Financial Futures	また、Sakura Bank (Schweiz) AG、さくら新宮代理店株式会社、Sakura Bank Hong Kong Trustee Limitedは清算により、Turk Sakura Bank A.S.は 売却により、他2社は合併により除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(2) 非連結子会社 主要な会社名 株式会社の6総合研究所 非連結子会社の6総合の総合 中間がおり、10のでは、10	経常収益、中間純損益(持分に 見合う額)及び剰余金(持分に 見合う額)からみて、連結の範 囲から除いても企業集団の財政 状態及び経営成績に関する合理	見合う額)及び剩余金(持分に 見合う額)からみて、連結の範 囲から除いても企業集団の財政 状態及び経営成績に関する合理 的な料断を対けない。 他が乏しております。 (1) 持分法適用の非連結子会社 主要な会社名 株式会社さくら総合研究所 (2) 持分法適用の関連会社 主要な会社名 存す East Bank and Trust Company ケーシーエスリース株式会社 他 6 社は合併から除外しております。
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Sakura Information Systems(USA), Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 該当会社 技力法非適用の関連会社 の中間純損益(持分に見合う 類)及び剰余金(持分に見合う 類)のそれぞれの合計額は、い ずれも中間連結財務諸表に重要 な影響を及ぼしていないため持 分法を適用しておりません。	主要な会社名 Sakura Information Systems(USA), Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 エヌエスエス投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社 及び関連会社は、中間純損益 (持分に見合う額)及び剰余金	Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 該当なし 持分法非適用の非連結子会社 は、当期純損益(持分に見合う 額)及び剩余金(持分に見合う 額)からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要 な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
3. 連結子会社の(中間)決	(1) 連結子会社の中間決算日は次	(1) 連結子会社の中間決算日は次	(1) 連結子会社の決算日は次のと
算日等に関する事項	のとおりであります。	のとおりであります。	おりであります。
	4月末日 1社	4月末日 1社	10月末日 1社
	6月末日 19社	6月末日 19社	12月末日 18社
	7月末日 4社	7月末日 4社	1月末日 4社
	9月末日 26社	9月末日 39社	3月末日 28社
İ	(2) 4月末日を中間決算日とする	(2) 同 左	(2) 10月末日を決算日とする子会
	子会社については、9月末日現		社については、3月末日現在で
	在で実施した仮決算に基づく財		実施した仮決算に基づく財務諸
	務諸表により、またその他の子		表により、またその他の子会社
	会社については、それぞれの中		については、それぞれの決算日
	間決算日の財務諸表により連結		の財務諸表により連結しており
	しております。		ます。
	中間連結決算日と上記の中間		連結決算日と上記の決算日等
	決算日等との間に生じた重要な		との間に生じた重要な取引につ
	取引については、必要な調整を		いては、必要な調整を行ってお
	行っております。		ります。
	(1) 特定取引資産・負債の評価基	(1) 特定取引資産・負債の評価基	(1) 特定取引資産・負債の評価基
項	準及び収益・費用の計上基準	準及び収益・費用の計上基準	準及び収益・費用の計上基準
	金利、通貨の価格、有価証券		金利、通貨の価格、有価証券
	市場における相場その他の指標		市場における相場その他の指標
	に係る短期的な変動、市場間の		に係る短期的な変動、市場間の
	格差等を利用して利益を得る等		格差等を利用して利益を得る等
	の目的(以下「特定取引目的」)		の目的(以下「特定取引目的」)
	の取引については、取引の約定		の取引については、取引の約定
	時点を基準とし、中間連結貸借		時点を基準とし、連結貸借対照
	対照表上「特定取引資産」及び		表上「特定取引資産」及び「特
	「特定取引負債」に計上すると		定取引負債」に計上するととも
	ともに、当該取引からの損益を		に、当該取引からの損益を連結
	中間連結損益計算告上「特定取		損益計算書上「特定取引収益」
	引収益」及び「特定取引費用」		及び「特定取引費用」に計上し
	に計上しております。		ております。
	特定取引資産及び特定取引負		特定取引資産及び特定取引負
	債の評価は、有価証券及び金銭		債の評価は、有価証券及び金銭
	佐権等については中間連結決算		債権等については連結決算日の
	日の時価により、スワップ・先		時価により、スワップ・先物・
	物・オブション取引等の派生商		オブション取引等の派生商品に
	品については中間連結決算日に	l	ついては連結決算日において決
	おいて決済したものとみなした		済したものとみなした額により
	額により行っております。		行っております。
	また、特定取引収益及び特定		また、特定取引収益及び特定
	取引費用の損益計上は、当中間		取引費用の損益計上は、連結会
	連結会計期間中の受払利息等		計年度中の受払利息等に、有価
	に、有価証券、金銭債権等につ		証券、金銭債権等については前
	いては前連結会計年度末と当中		連結会計年度末と当連結会計年
	間連結会計期間末における評価	l .	度末における評価損益の増減額
	担益の増減額を、派生商品につ	1	を、派生商品については前連結 会計年度末と当連結会計年度末
	いては前連結会計年度末と当中	1	会計年度未と当連稿会計年度未におけるみなし決済からの損益
	間連結会計期間末におけるみな	1	相当額の増減額を加えておりま
	し決済からの損益相当額の増減		,
	額を加えております。		す。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日) 室 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 親会社及び国内銀行子会社の 保有する有価証券の評価基準及 び評価方法は次のとおりであり ます。	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 当行及び国内銀行子会社の保 有する有価証券の評価基準及び 評価方法は次のとおりでありま す。
(イ) 有価証券の評価は、移動平 均法による原価法により行っ ております。		(イ) 有価証券の評価は、移動平 均法による原価法により行っ ております。
(p) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。 その他の連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を適	る単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。	る単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。 その他の連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を適
用しております。	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引 目的の取引を除く)の評価は、 時価法により行っております。	
(3) 動現では、おいて、 (3) 動現では、おいて、 (4) を対して、 (5) を対して、 (6) では、 (6) では、 (7) で	時級により行った。 (4) ① (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	動法と は は は は は は は は は は は は は は は は は は は

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成11年4月1日)		
	(室 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
		② ソフトウェア	② ソフトウェア
		自社利用のソフトウェアに	自社利用のソフトウェアに
		ついては、当行及び連結子会	ついては、当行及び連結子会
		社で定める利用可能期間(主	社で定める利用可能期間(主
		として5年)に基づく定額法	として5年)に基づく定額法
		により償却しております。	により償却しております。
			なお、従来「その他資産」
			に計上していた自社利用のソ
			フトウェアについては、「研
			究開発費及びソフトウェアの
			会計処理に関する実務指針」
			(日本公認会計士協会会計制
			度委員会報告第12号 平成11
			年3月31日)における経過措
			置の適用により、従来の会計
			処理方法を維続して採用して
			おります。また、同報告では
			上記に係るソフトウェアの表
			示については、無形固定資産
			に計上することとされており
			ますが、連結財務諸表の資産
			の分類等は「銀行法施行規
			則」(昭和57年大蔵省令第10
			号)によることとされており
			ますので、引き続き「その他
			資産」に計上しております。
	(4) 貸倒引当金の計上基準	(5) 貸倒引当金の計上基準	(4) 貸倒引当金の計上基準
	親会社の貸倒引当金は、予め		
	定めている償却・引当基準に則		めている債却・引当基準に則
	り、次のとおり計上しておりま	り、次のとおり計上しておりま	り、次のとおり計上しておりま
	す。	す。	す。
	まず、当行の信用格付制度に	まず、当行の信用格付制度に	まず、当行の信用格付制度に
	より取引先を10段階に区分し、	より取引先を10段階に区分し、	より取引先を10段階に区分し、
	更にそれらの取引先を自己査定		
	に基づき、日本公認会計士協会		
	銀行等監查特別委員会報告第4	銀行等監查特別委員会報告第4	銀行等監查特別委員会報告第4
	号「銀行等金融機関の資産の自	号「銀行等金融機関の資産の自	号「銀行等金融機関の資産の自
	己安定に係る内部統制の検証並		己査定に係る内部統制の検証並
	びに貸倒償却及び貸倒引当金の		びに貸倒償却及び貸倒引当金の
	監査に関する実務指針」に規定		
	する、正常先債権・要注意先債		
	権・破綻懸念先債権・実質破綻		
	先債権・破綻免債権に分類して		
	おります。	おります。	おります。
	正常先債権及び要注意先債権		
1	に相当する債権については、一		
	定の種類毎に分類し、過去の一		
		4	
	定期間における各々の貸倒実績		
	から算出した貸倒実績率等に基		がら昇出した質問炎和年等に払 づき引き当てております。
	づき引き当てております。 歴史の企作権はこれ当まする格	づき引き当てております。	
	破綻懸念先債権に相当する債		****
1	Male and weekly Heldadotta, a loring	a programme and the contract of the party of	ここのロニニスタ!した。1ほか後初かり独様
	権については、債権額から担保		
	の処分可能見込額及び保証によ	の処分可能見込額及び保証によ	の処分可能見込額及び保証によ
	の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を	の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を	の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を
	の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務	の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務	の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務
	の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し	の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し	の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し
	の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務	の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し	の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し

前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日) 室 平成12年9月30日) (自 平成12年4月1日) を破に、生産を指揮をひま質破に生産を発生を構造していては、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額をでは、「下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額をでは、「不記直接減額を開上しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額を計上しております。 また、特定海外債権については、大変国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等にとして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を特にして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込額を持たして生ずる損失見込むに対して生ずる損失して生ずる損失見に対して生ずる損失見に対して生ずる損失見に対して生ずる損失見に対して生ずる損失して生が表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	1日) 31日 近つ師題がある。 近い額がをおった情込和外 ではないのでである。 に情込れが保控りい等を特資 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、 のでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、
全 平成11年9月30日 全 平成12年9月30日 全 平成12年3月 を	31日/ 質の師類類の に情込れる ではない のの のの できまれる はいい いい でき は いい いい ない いい ない いい ない ない ない ない ない ない ない
権に相当する債権については、 下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額を控保証による回収可能見込額を控係し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額を控係証による回収可能見込額を控いる。 による回収可能見込額を計しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳類の処分可能見込額を設定した。 による回収可能見込額を計しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳類による回収可能見込額を控いまる。 は、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳類の処分可能見込額を控いまる回収可能見込額を控います。 は、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等に	ついては、 節がないでは、 がはないでは、 がはないでは、 がはないでは、 にはいいでは、 はいのでは、 にはいいでは、 にはいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは
権に相当する債権については、 下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額を控保証による回収可能見込額を控係し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額を控係証による回収可能見込額を控いる。 による回収可能見込額を計しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳類の処分可能見込額を設定した。 による回収可能見込額を計しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳類による回収可能見込額を控いまる。 は、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、下記直接減額後の帳類の処分可能見込額を控いまる回収可能見込額を控います。 は、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等に	ついては、 節がないでは、 がはないでは、 がはないでは、 がはないでは、 にはいいでは、 はいのでは、 にはいいでは、 にはいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは、 にはいいでは
下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控係証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等に	額及び保証 込額を なな なな ない に付 は は は は は は は は は は は は は
5、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等に	A額を控除 しておりま 能情がいいでは にかい等を がいる は は は は は は は は は は は は は は は は は れ り は れ り れ り
保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等に	A額を控除 しておりま 能情がいいでは にかい等を がいる は は は は は は は は は は は は は は は は は れ り は れ り れ り
除し、その残額を計上しております。 ます。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等には、対象国の政治経済情勢等に	しておりま 権についで 流情が領を特 見込租税等 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
ます。 ます。 ます。 す。 また、特定海外債権について また、特定海外債権について また、特定海外債権について また、特定海外債 は、対象国の政治経済情勢等に は、対象国の政治経済情勢等に は、対象国の政治経	権について 済情勢等に 見込額を特 (租税特別 海外投資等
また、特定海外債権について また、特定海外債権について また、特定海外債 は、対象国の政治経済情勢等に は、対象国の政治経済情勢等に は、対象国の政治経済情勢等に は、対象国の政治経	済情勢等に 見込額を特 (租税特別 海外投資等
は、対象国の政治経済情勢等に は、対象国の政治経済情勢等に は、対象国の政治経	済情勢等に 見込額を特 (租税特別 海外投資等
	見込額を特 (租税特別 海外投資等
I WEND CITY DIRECTOR IN THE CONTROL OF THE CONTROL	(租税特別 海外投資等
定海外債権引当勘定(租税特別)定海外債権引当勘定(租税特別)定海外債権引当勘定	海外投資等
措置法第55条の2の海外投資等 措置法第55条の2の海外投資等 措置法第55条の2の	
損失準備金を含む)として引き 損失準備金を含む)として引き 損失準備金を含む)	として引き
当てております。 当てております。 当てております。 当てております。	
すべての債権は、資産の自己 すべての債権は、資産の自己 すべての債権は、	管確の自己
査定基準に基づき、営業部店及 査定基準に基づき、営業部店及 査定基準に基づき、	
び本部各部が資産査定を実施 び本部各部が資産査定を実施 び本部各部が資産	
し、当該部署から独立した資産し、当該部署から独立した資産し、当該部署から独立した資産	
監査部が査定結果を監査してお 監査部が査定結果を監査してお 監査部が査定結果を	
り、その査定結果に基づいて上 り、その査定結果に基づいて上 り、その査定結果に	
記の引当を行っております。	
The state of the s	
	=1 ((40)
	建催酵椒袋类
総先債権に対する担保・保証付 に対する担保・保証付債権等に に対する担保・保証	
 債権等については、債権額から ついては、債権額から担保の評 ついては、債権額か	
担保の評価額及び保証による回 価額及び保証による回収が可能 価額及び保証による	回収が可能
収が可能と認められる額を控除 と認められる額を控除した残額 と認められる額を控	除した残額
した残額を取立不能見込額とし を取立不能見込額として債権額 を取立不能見込額と	して債権額
て債権額から直接減額してお から直接減額しており、その金 から直接減額してお	り、その金
り、その金額は1,538,232百万 額は1,256,568百万円でありま 額は1,125,967百万	円でありま
円であります。 す。 す。	
(5) 退職給与引当金の計上基準 (6) 退職給付引当金の計上基準 (5) 退職給与引当金の	3F F-1036
親会社の退職給与引当金は、 従業員の退職給付に備えるた 当行及び国内連結	
自己都合退職による期末要支給 め、当連結会計年度末における 職給与引当金は、自	
額を基準として年間繰入見積額 退職給付債務及び年金資産の見 による期末要支給額	
The second section is a second section of the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a second section in the second section in the second section is a section in the second section in the section is a section in the section in the section in the section is a section in the section in the section in the section is a section in the section in the section in the section is a section in the s	
	407 あり0
おり、また、主要な連結子会社 (193,797百万円) については、 よ た 全地度 た 松 田 L ア ナ ト L ア 5 年に ト 5 歩 2 類 5 巻	
も年金制度を採用しておりま 主として5年による按分額を費 出	
す。	
結会計期間においては同按分額 に19分の6を孫じた類を制し1	
に12分の6を乗じた額を計上し	
ております。	金の料 Lift
(6) 債権売却損失引当金の計上基 (7) 債権売却損失引当金の計上基 (6) 債権売却損失引当金の計上基 (20) 債権・企業 (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20)	がへいれ 正気
株式会社共同債権買取機構に	
売却した不動産担保付債権の担 (9.47(************************************	
保価値を勘案し、将来発生する	
可能性のある損失を見積もり、同左同左	
必要と認められる金額を計上し	
ております。	
なお、この引当金は商法第	
287条ノ2に規定する引当金で	
あります。	

All of the back A At the ter	Mr. eta MIL Mr. eta A. of. 40 mil	No let the A 11 to the
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
(7) 特別法上の引当金の計上基準	(8) 特別法上の引当金の計上基準	(7) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、親会社	特別法上の引当金は、当行及	特別法上の引当金は、当行及
及び国内連結子会社が計上した	び国内連結子会社が計上した金	び国内連結子会社が計上した金
金融先物取引責任準備金9百万	融先物取引責任準備金9百万円	融先物取引責任準備金9百万円
円及び証券取引責任準備金2百	及び証券取引責任準備金635百	及び証券取引責任準備金503百
万円であり、次のとおり計上し	万円であり、次のとおり計上し	万円であり、次のとおり計上し
ております。	ております。	ております。
(4) 金融先物取引責任準備金	(4) 金融先物取引責任準備金	(4) 金融先物取引責任準備金
金融先物取引等に関して生		
じた事故による損失の補てん		
に充てるため、金融先物取引		
法第82条及び同法施行規則第	4	同 左
29条の規定に定めるところに		
より算出した額を計上してお		
ります。		
(中) 証券取引責任準備金	(o) 証券取引責任準備金	(中) 証券取引責任準備金
国内連結子会社は、証券取	国内連結子会社は、証券事	
引法第51条の規定に基づく	故による損失に備えるため、	
「証券会社に関する命令」第		同 左
35条に定めるところにより算		
出した額を計上しておりま	しております。	
-, -,-		
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準	(8) 外貨建資産・負債の換算基準
親会社の外貨建資産・負債に	当行の外貨建資産・負債につ	当行の外貨建資産・負債につ
ついては、中間連結決算日の為	いては、中間連結決算日の為替	いては、連結決算日の為替相場
碁相場による円換算額を付して	相場による円換算額を付してお	による円換算額を付しておりま
おります。ただし、①外国法人	ります。ただし、①外国法人に	す。ただし、①外国法人に対す
に対する出資(但し外貨にて調	対する出資(但し外貨にて調達	る出資(但し外貨にて調達した
遠したものを除く)、②外貨建	したものを除く)、②外貨建転	ものを除く)、②外貨建転換社
転換社債、③その他親会社が直	換社債、③その他当行が直物外	債、③その他当行が直物外貨建
物外貨建資産残高に算入するこ	貨建資産残高に算入することが	資産残高に算入することが適当
とが適当でないと定めた外貨建	適当でないと定めた外貨建資産	でないと定めた外貨建資産は取
資産は取得時、直物外貨建負債	は取得時、直物外貨建負債残高	得時、直物外貨建負債残高に算
残高に算入することが適当でな	に算入することが適当でないと	入することが適当でないと定め
いと定めた外貨建負債について	定めた外貨建負債については発	た外貨建負債については発生時
は発生時の為替相場によってお	生時の為桂相場によっておりま	の為持相場によっております。
ります。海外支店勘定について	す。海外支店勘定については、	海外支店勘定については、連結
は、中間連結決算日の為替相場	中間連結決算日の為替相場によ	決算日の為替相場による円換算
による円換算額を付しておりま		額を付しております。
- } -,	連結子会社の外貨建資産・負	
連結子会社の外貨建資産・負	債については、それぞれの中間	
債については、それぞれの中間	決算日等の為替相場により換算	日等の為替相場により換算して
決算日等の為替相場により換算	しております。	おります。
しております。		
(9) リース取引の処理方法	(10) リース取引の処理方法	(9) リース取引の処理方法
親会社及び国内連結子会社の		
リース物件の所有権が借主に移		
転すると認められるもの以外の		
ファイナンス・リース取引につ		
いては、通常の賃貸借取引に準		
じた会計処理によっておりま	た会計処理によっております。	
す。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
			(自 平成11年4月1日)
	(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	至 平成12年3月31日/
		(11) 重要なヘッジ会計の方法	
		当行のヘッジ会計の方法は、	
		貸出金・預金等の多数の金融資	
		産・負債から生じる金利リスク	
		をデリバティブ取引を用いて総	
		体で管理する、「マクロヘッ	
		ジ」を実施しております。これ	
		は、「銀行業における金融商品	
		会計基準適用に関する当面の会	
		計上及び監査上の取扱い」(日	
		本公認会計士協会業種別監查委	
		員会報告第15号)に定められた	
		リスク割整アプローチによるリ	
		スク管理であり、繰延ヘッジに	
		よる会計処理を行っておりま	
		- } -,	
		また、リスク管理方針に定め	
		られた許容リスク最の範囲内に	
		リスク調整手段となるデリバテ	
		ィブのリスク最が収まってお	
		り、ヘッジ対象の金利リスクが	
		波役されているかどうかを検証	
		することにより、ヘッジの有効	
		性を評価しております。	
		なお、一部の資産・負債につ	
		いては、繰延ヘッジ、あるいは	
		金利スワップの特例処理を行っ	
		ております。	
		連結子会社のヘッジ会計の方	
		法は、繰延ヘッジ、あるいは企	
		利スワップの特例処理を行って	
	(10) State of the m A 11 July 10	おります。	(10) 消費税等の会計処理
	(10) 消費税等の会計処理 親会社及び国内連結子会社の	(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消	
	消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま	は、税抜方式によっておりま	μη Zt.
	生は、沈坂が北によっております。	す。	
	(11) 税効果会計に関する事項	(13) 税効果会計に関する事項	
	中間連結会計期間に係る納付		
	税額及び法人税等調整額は、親		
	会社の決算期において予定して		
	いる利益処分方式による海外投		
	管等損失準備金の取崩しを前提		
	として、当中間連結会計期間に		
	係る金額を計算しております。	る金額を計算しております。	
5. (中間)連結キャッシュ・	中間連結キャッシュ・フロー計		連結キャッシュ・フロー計算書
	算書における資金の範囲は、中間		における資金の範囲は、連結貸借
の範囲	連結貸借対照表上の「現金預け		対照表上の「現金預け金」のうち
->4614	金」のうち現金および日本銀行へ		現金および日本銀行への預け金で
	の預け金であります。		あります。
	171.7 15 2 07 7 05 7 0		1-7,00,0

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
	(中間・1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) 第一部第一部((2) (2) (3) 第一部((3) 第一) (3) 第一) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	

(追 加 情 報)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
従来、「その他資産」に計していての資産」にアトウにアウェスを発生していてのアステークのアントでは、「そのアントののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、」のでは、「ののでは、「ののでは、」のでは、「ののでは、」のでは、「ののでは、「ののでは、」のでは、「のでは、「		
	「貸倒引当金」については、前中間連結会計期間まで負債の部に掲記しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間は資産の部の最後に対象示した場合に対象である方法によった場合に比べ、資産の部は608,011百万円、負債のおります。	前連結会計年度まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度より資産のおける方法に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この方法によった場合に比べ、資産の部は682,188百万円、利でおります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	and the second of the second of	/自 平成11年4月1日\
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(目 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日	至 平成12年3月31日)
	(退職給付会計) 当中間連結会計期間から退職給付に 係る会計基準(「退職給付に係る会計 基準の設定に関する意見書」(企業会 計審議会平成10年6月16日))を適用 しております。この結果、従常利益は 4,881百万円増加し、税金等調を によった場合と比較して、経常報前 は4,881百万円増加し、税金等調を 間純利益は13,669百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響 については「(セグメント情報)」に記 載しております。 また、退職給与引当金は、退職給付 引当金に含めて表示しております。	
	(金融会計) (金融会計) (金融会計) (金融会計) (金融会計) (金融会計) (金融会計) (金融会計) (金融会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社	
	時	

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日)	(自 平成12年4月1日)	(自 平成11年4月1日)
至 平成11年9月30日	至 平成12年9月30日/	至 平成12年3月31日/
	(外貨建取引等会計基準) 当行は、「銀行業において『新外為 経理基準』を継続適用した場合の当面 の監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会平成12年4月10日)に基づして 協会平成12年4月10日)に基づして が外為経理基準」を継続適用して表 ります。 国内連結子会社は、当中間連結会計 ります。 国内がら改取引等会計処理結 の改計に関する意見書」(を適用して おります。この結果、経常制して おります。この結果、経常制して おります。この結果、経常制造 おりまった場合 を いた場合 に いたの に いた に いた に いた に いた に いた に いた に い	
	主持分」に含めて計上しております。 利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、当行の東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間連結会計期間より、「その他経常費用」として4,314百万円計上しております。	
	「大阪府における銀行業等に対する 事業税の課税標準等の特例に関する条例」)(平成12年大阪府条例第131号) が平成12年6月9日に公布されたこと から、当行の繰延税金資産及び繰延税 金負債の計算に使用する法定実効税率 を、当中間連結会計期間より前連結会 計年度の39.62%から39.20%に変更し ております。この変更により、当行の 繰延税金資産の金額は5,815百万円減 少し、当中間連結会計期間に計上され た法人税等調整額の金額は同額増加し ております。また、再評価に係る繰延 税金負債の金額は326百万円減少し、 再評価差額金の金額は同額増加してお ります。	

(中間連結貸借対照表関係)

	前中間連結会計期間末		当中間連結会計期間末		前連結会計年度末
	(平成11年9月30日)		(平成12年9月30日)		(平成12年3月31日)
<u>*1.</u>	有価証券には、非連結子会社・	% 1.	有価証券には、非連結子会社・	※ 1.	有価証券には、非連結子会社・
A1.	関連会社株式29,146百万円及び	<i>.</i>	関連会社株式12,778百万円及び		関連会社株式27,425百万円及び
1	関連会社出資金0百万円が含ま		関連会社出資金0百万円が含ま		関連会社出資金0百万円が含ま
	れております。		れております。		れております。
	40 (40) 60) 6	※ 2.	消費貸借契約により貸し付けて		40 (40) 00 / 8
		7	いる有価証券が、「有価証券」、		
			「その他資産」中の保管有価証		
			券等及び「特定取引資産」中の		
			商品有価証券に合計266,021百		
			万円含まれております。		
※ 3.	貸出金のうち、破綻先債権額は	※ 3.	貸出金のうち、破綻先債権額は	※ 3.	貸出金のうち、破綻先債権額は
	199,604百万円、延滞債権額は		195,516百万円、延滞債権額は		176,313百万円、延滞債権額は
	1, 189, 008百万円であります。		1,210,315百万円であります。		1,274,607百万円であります。
	なお、破綻先債権とは、自己		なお、破綻先債権とは、自己		なお、破綻先債権とは、自己
1	査定の結果や元本又は利息の支		査定の結果や元本又は利息の支		査定の結果や元本又は利息の支
1	払の遅延が相当期間継続してい		払の遅延が相当期間継続してい		払の遅延が相当期間継続してい
ĺ	ることその他の事由により元本		ることその他の事由により元本		ることその他の事由により元本
1	又は利息の取立て又は弁済の見		又は利息の取立て又は弁済の見		又は利息の取立て又は弁済の見
1	込みがないものとして未収利息		込みがないものとして未収利息		込みがないものとして未収利息
1	を計上しなかった貸出金(貸倒		を計上しなかった貸出金(貸倒		を計上しなかった貸出金(貸倒
1	償却を行った部分を除く。以下 「古場を明りておしないへ」とい		償却を行った部分を除く。以下		償却を行った部分を除く。以下
1	「未収利息不計上貸出金」とい		「未収利息不計上貸出金」とい		「未収利息不計上貸出金」とい
1	う。)のうち、法人税法施行令		う。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条	1	う。) のうち、法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第96条
	(昭和40年政令第97号) 第96条 第1項第3号のイからホまでに		第1項第3号のイからホまでに		第1項第3号のイからホまでに
	掲げる事由又は同項第4号に規		掲げる事由又は同項第4号に規		掲げる事由又は同項第4号に規
	定する事由が生じている貸出金		定する事由が生じている貸出金		定する事由が生じている貸出金
	であります。		であります。		であります。
	また、延滞債権とは、未収利		また、延滞債権とは、未収利		また、延滞債権とは、未収利
	息不計上貸出金であって、破綻		息不計上貸出金であって、破綻		息不計上貸出金であって、破綻
	先債権及び債務者の経営再建又		先債権及び債務者の経営再建又		先債権及び債務者の経営再建又
	は支援を図ることを目的として		は支援を図ることを目的として		は支援を図ることを目的として
	利息の支払を猶予した貸出金以		利息の支払を猶予した貸出金以		利息の支払を猶予した貸出金以
	外の貸出企であります。		外の貸出金であります。		外の貸出金であります。
※ 4.	貸出金のうち、3カ月以上延滞	※ 4.	貸出金のうち、3カ月以上延滞	※ 4.	貸出金のうち、3カ月以上延滞
	債権額は71,600百万円でありま		債権額は62,744百万円でありま		債権額は39,777百万円でありま
	す。		す。		す。
	なお、3カ月以上延滞債権と		なお、3カ月以上延滞債権と		なお、3カ月以上延滞債権と
	は、元本又は利息の支払が約定		は、元本又は利息の支払が約定		は、元本又は利息の支払が約定
	支払日の翌日から3月以上遅延		支払日の翌日から3月以上遅延		支払日の翌日から3月以上遅延
	している貸出金で破綻先債権及		している貸出金で破綻先債権及		している貸出金で破綻先債権及
	び延滞債権に該当しないもので		び延滞債権に該当しないもので		び延滞債権に該当しないもので
N/45	あります。	.w.c	あります。 貸出金のうち、貸出条件級和債	.we	あります。 貸出金のうち、貸出条件級和債
 % 5.	貸出金のうち、貸出条件級和債	※ 5.	権額は187,507百万円でありま	wo.	権額は170,741百万円でありま
	権額は278,723百万円でありま	1	他級は107,507日カロでありま	1	1性の(は110, (41日カロ Cの 9 ま)
	す。 なお、貸出条件級和債権と		ッ。 なお、貸出条件級和債権と		なお、貸出条件級和債権と
	は、債務者の経営再建又は支援		は、債務者の経営再建又は支援		は、債務者の経営再建又は支援
	を図ることを目的として、金利		を図ることを目的として、金利		を図ることを目的として、金利
	の減免、利息の支払猶予、元本		の減免、利息の支払猶予、元本		の減免、利息の支払猶予、元本
	の返済猶予、債権放棄その他の		の返済猶予、債権放棄その他の		の返済猶予、債権放棄その他の
	債務者に有利となる取決めを行		債務者に有利となる取決めを行		債務者に有利となる取決めを行
	った貸出金で破綻先債権、延滞		った貸出金で破綻先債権、延滞		った貸出金で破綻先債権、延滞
	債権及び3カ月以上延滞債権に		債権及び3カ月以上延滞債権に		債権及び3カ月以上延滞債権に
	該当しないものであります。		該当しないものであります。		該当しないものであります。

	前中間連結会計期間末	当中間連結	会計期間末	前連結会計年度末
	(平成11年9月30日)	(平成12年		(平成12年3月31日)
* 6.		(平6. ※6. ※6. ※6. ※6. ※6. ※6. ※6. ※6. ※6. ※	9月30日) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
		871,105百万 百円、105百万 百円、一方ででは、一方ででは、一方ででは、一方ででででででででででででででででででで	円、貸出金15,577 。金預け金543百万 資産173,652百万円	1,107,597 百万円、貸出金 9,627 百万円、その他資産 97,638百万円を差し入れてお

	前中間連結会計期間末		当中間連結会計期間末		前連結会計年度末
l	(平成11年9月30日)		(平成12年9月30日)		(平成12年3月31日)
<u></u>	土地の再評価に関する法律(平	※ 10.	土地の再評価に関する法律(平	※10.	土地の再評価に関する法律(平
1	成10年3月31日公布法律第34	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	成10年3月31日公布法律第34	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	成10年3月31日公布法律第34
	号)に基づき、親会社の事業用		号) に基づき、当行の事業用の		号) に基づき、当行の事業用の
	の土地の再評価を行っておりま		土地の再評価を行い、評価差額		土地の再評価を行い、評価差額
			については、当該評価差額に係		については、当該評価差額に係
	す。		る税金相当額を「再評価に係る		る税金相当額を「再評価に係る
	再評価を行った年月日		緑延税金負債」として負債の部		緑延税金負債」として負債の部
	平成10年3月31日				に計上し、これを控除した金額
	同法律第3条第3項に定める		に計上し、これを控除した金額		を「再評価差額金」として資本
	再評価の方法		を「再評価差額金」として資本		の部に計上しております。
	土地の再評価に関する法律		の部に計上しております。		
	施行令(平成10年3月31		再評価を行った年月日		再評価を行った年月日
	日公布政令第119号)第2		平成10年3月31日		平成10年3月31日
1	条第5号に定める不動産		同法律第3条第3項に定める		同法律第3条第3項に定める
	鑑定士又は不動産鑑定士		再評価の方法		再評価の方法
	補による鑑定評価に基づ		土地の再評価に関する法律		土地の再評価に関する法律
	いて、奥行価格補正、時		施行令(平成10年3月31		施行令(平成10年3月31
	点修正、近隣売買事例に		日公布政令第119号)第2		日公布政令第119号)第2
	よる補正等合理的な調整		条第5号に定める不動産		条第5号に定める不動産
	を行って算出		鑑定士又は不動産鑑定士		鑑定士又は不動産鑑定士
			補による鑑定評価に基づ		補による鑑定評価に基づ
			いて、奥行価格補正、時		いて、奥行価格補正、時
			点修正、近隣売買事例に		点修正、近隣売買事例に
			よる補正等合理的な調整		よる補正等合理的な調整
			を行って算出		を行って算出
					同法律第10条に定める再評価を
		1			行った事業用土地の当連結会
1					計年度末における時価の合計
1					額と当該事業用土地の再評価
					後の帳簿価額の合計額との差
					额
1					29, 181百万円
×11.	動産不動産の減価償却累計額	※11.	動産不動産の減価償却累計額	※ 11.	動産不動産の波価償却累計額
	は、283,846百万円でありま		は、453,734百万円でありま		は、421,566百万円でありま
	す。		す。		す。
※ 12.	借用金には、他の債務よりも債	※ 12.	借用金には、他の債務よりも債	※ 12.	借用金には、他の債務よりも債
	務の履行が後順位である旨の特		務の履行が後順位である旨の特		務の履行が後順位である旨の特
	約が付された劣後特約付借入金		約が付された劣後特約付借入金		約が付された劣後特約付借入金
	729,121百万円が含まれており		668,536百万円が含まれており		716,237百万円が含まれており
	ます。		ます。		ます。
 **13.		×13.		※ 13.	
////	834,601百万円であります。		891,991百万円であります。		877,767百万円であります。
	,,,-	1			

(中間連結損益計算書関係)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)		(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
※ 1.	その他経常収益には、株式等売 却益21,738百万円を含んでおり ます。	※ 1.	その他経常収益には、株式関連 派生商品に係る収益73,244百万 円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売 却益427, 122百万円を含んでお ります。
※ 2.	その他経常費用には、貸出金償 却56,458百万円を含んでおります。	※ 2.	その他経常費用には、貸出金償却90,627百万円、貸倒引当金繰入額40,971百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額224,003百万円、貸出金繰入額55円、債権売金償却146,374百万円、債権売却損失引当金繰入額55,905百万円、株式等売却損50,925百万円を含んでおります。
※3.	特別利益には、動産不動産処分 益5,353百万円を含んでおりま す。	※ 3.	特別利益には、動産不動産処分 益3,050百万円、償却債権取立 益555百万円を含んでおりま す。	※3. 特別利益には、動産不動産処分 益7,754百万円、償却債権取立益 1,848百万円を含んでおります。
※ 4.	特別損失には、動産不動産処分 損3,822百万円を含んでおりま す。	※ 4.	特別損失には、退職給付会計導 入に伴う会計基準変更時差異の 費用処理額18,551百万円、動産 不動産処分損5,548百万円を含 んでおります。	※4. 特別損失には、動産不動産処分 損19,964百万円を含んでおりま す。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の期末残高と連
と中間連結貸借対照表に掲記されてい	と中間連結貸借対照表に掲記されてい	結貸借対照表に掲記されている科目の
る科目の金額との関係	る科目の金額との関係	金額との関係
(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)
平成11年9月30日現在	平成12年9月30日現在	平成12年3月31日現在
現金預け金勘定 1,465,029	現金預け金勘定 2,657,191	現金預け金勘定 2,168,836
日本銀行以外への預け金 △ 461,031	日本銀行以外への預け金 △1,562,736	日本銀行以外への預け金 △ 760,689
現金及び現金同等物 1,003,997	現金及び現金同等物 1,094,455	現金及び現金同等物 1,408,146

前中間連結会計期間 自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日

- リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引
- (1) 借手側
 - ・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間連結 会計期間末残高相当額

動 産

取得価額相当額減価償却累計額

11,460百万円 4,330百万円

中間連結会計期 間末残高相当額

7,130百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残 高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み 法によっております。

1年内1年超合計

未経過リース計 ・中間連結 ・会計期間末

残高相当額

- 1,604百万円 5,525百万円 7,130百万円
- (注) 未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額は、未経過リー ス料中間連結会計期間末残高が 有形固定資産の中間連結会計期 間末残高等に占めるその割合が 低いため、支払利子込み法によっております。
 - ・中間連結会計期間 の支払リース料 2,154百万円
- · 減価償却費相当額 2,154百万円
- ・波価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)

- リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引
- (1) 借手侧
 - ・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間連結 会計期間末残高相当額

動 産

9,463百万円

取得価額相当額 減価償却累計額 相 当 額

3,201百万円

中間連結会計期 間末残高相当額

6,261百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
 - 1年内 1年超 合
- 未赶着リースト ・中間連結 1,904百万円 4,356百万円 6,261百万円 会計期間末 我高相当額
- (注)未経過リース料中間連結会計期間未残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間未残高が有形固定資産の中間連結会計期間未残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。
 - ・中間連結会計期間 3,250百万円
 - · 減価償却費相当額 3,250百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

前 連 結 会 計 年 度 (自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引
- (1) 借手侧
 - ・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び年度末残 高相当額

班 産

取得価額相当額 減価償却累計額 相 当 額 7,078百万円 5,324百万円

年 度 末 残 高 相 当 額

1,754百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リ ース料年度末残高が有形固定 資産の年度末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込 み法によっております。
 - 1年内 1年超合計
- 未赶過リース料 ・年度 末 残 高 1,060百万円 693百万円 1,754百万円 相 当 額
- (注) 未経過リース料年度末残高相当 額は、未経過リース料年度末残 高が有形固定資産の年度末残高 等に占めるその割合が低いた め、支払利子込み法によってお ります。
 - ・ 当年度の支払リース料 1,847百万円
 - · 減価償却費相当額 1,847百万円
 - ・波価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

前中間連結会計期間 平成11年4月1日\ 平成11年9月30日/

(2) 货手侧

・リース物件の取得価額、減価償却 累計額及び中間連結会計期間末残 រូក្ស

産 動 取 得 価 額 61,107百万円 減価償却累計額 17,548百万円

中間連結会計 期間末残高

43,558百万円

1年内 1年超合

未赶過リース料

- · 中 同 進 結 20,678百万円 39,523百万円 60,202百万円 残离相当额
- (注) 未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額は、未経過リー ス料中間連結会計期間末残高及 び見積残存価額の残高の合計額 が営業債権の中間連結会計期間 末残高等に占めるその割合が低 いため、受取利子込み法によっ ております。
 - 中間連結会計期間 11,128百万円 の受取リース料
- ・波 価 質 却 費 6.921百万円
- オペレーティング・リース取引
- (1) 借手側

1年内 1年超 合 ・未経過リース料 1,518百万円 7,039百万円 8,603百万円

(2) 货手側

該当ありません。

当中間連結会計期間

平成12年4月1日\ 平成12年9月30日/

(2) 货手側

未赶過リース科

・リース物件の取得価額、減価償却 累計額及び中間連結会計期間末残

産 動 191,184百万円 取 得 価 額 減価償却累計額 107,904百万円 中間連結会計 83,280百万円 期間末残高

1年内 1年超 合

- (注)未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額は、未経過リー ス料中間連結会計期間末残高及 び見積残存価額の残高の合計額 が営業債権の中間連結会計期間 末残高等に占めるその割合が低 いため、受取利子込み法によっ ております。
 - 中間連結会計期間 16,599百万円 の受取リース料
- ・波 価 償 却 費 12,379百万円 オペレーティング・リース取引
- (1) 借手側

1年内 1年超 合 ・未経過リース料 1,393百万円 7,400百万円 8,793百万円 |

(2) 贷手側

該当ありません。

年 度 末 残 高

平成11年4月1日\ 平成12年3月31日/

前連結会計年度

(2) 货手側

・リース物件の取得価額、減価償却 累計額及び年度末残高

> 産 動

69,587百万円

取 得 価 額 143,665百万円 **该価償却累計額** 74,077百万円

1年内 1年超 合

未狂過リース科

- 年度末度高 31,004百万円 63,428百万円 94,432百万円 相 当 質
- (注) 未経過リース料年度末残高相当 額は、未経過リース料年度末残 高及び見積残存価額の残高の合 計額が営業債権の年度末残高等 に占めるその割合が低いため、 受取利子込み法によっておりま す。
 - ・当年度の受取リース料 23,585百万円
- ・波 価 償 却 費 14,642百万円 - オペレーティング・リース取引
- (1) 借手側

1年内 1年超 合 ・未経過リース料 1,344百万円 8,693百万円 10,038百万円

(2) 貸手側

該当ありません。

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーも含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項 として記載しております。

1. その他有価証券で時価のあるもの

当中間連結会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行って おりません。

なお、平成12年大蔵省令第11号附則第3項によるその他有価証券に係る中間連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

		期	别		当中間近	L結会	計期間を	末(平成1:	2年9月30日)	
種	類	\		中間連結貸借対照表計上額	時	価	差	额	うち益	うち損
株			式	3, 348, 672	3, 458	, 911		110, 238	544, 261	434, 022
債			券	2, 753, 583	2, 725	, 119	Δ	28, 464	7, 620	36, 085
	国		債	2, 368, 398	2, 338	, 362	Δ	30, 036	3, 911	33, 947
	地	方	(řt	21, 467	21	, 149	Δ	317	163	480
	社		僨	363, 718	365	, 608		1,889	3, 546	1,656
そ	Ø		他	795, 301	768	3, 478	Δ	26, 822	3, 552	30, 375
É	<u> </u>	Í	ît-	6, 897, 558	6, 952	2, 510		54, 951	555, 434	500, 483

⁽注) 時価は、当行保有の株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に、それぞれ基づいております。

2. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位:百万円)

							当中間連結会計期間末(平成12年9月30日)
満期保	有目的6	の債券					
非	上	蜐	外	E	滙	券	6, 278
その他	有価証法	华					
非	L	_	墛	£ť	ί	券	393, 174
非上	: 場株	式(店	頭 売り	買株式	を除	<)	122, 689
非	上	捌	外	E	ãŒ.	券	66, 967

(金銭の信託関係)

○その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

当中間連結会計期間においては、その他の金銭の信託のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。

なお、その他の金銭の信託に係る中間連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	期	别		当中	中間連結会	計期間を	末 (平成1:	2年9月30日)	
種 類			中間連結貨借対照表計上額	時	価	差	1 01	うち盗	うち扣
その他の金銭の信託			50, 002		50, 663		661	840	179

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

(その他有価証券評価差額金)

○その他有価証券評価差額金相当額

当中間連結会計期間において、その他有価証券及びその他の金銭の信託について時価評価を行った場合における、その他有価証券評価差額金相当額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

		当中間連結会計期間末(平成12年9月30日)
差額	(時価一中間連結貸借対照表計上額)	55, 612
	その他有価証券	54, 951
	その他の金銭の信託	661
(△)	繰延税金負債相当額	21, 800
	也有価証券評価差額金相当額 相当額調整前)	33, 812
(△)	少数株主持分相当額	△ 3, 599
(+)	持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金相当額のうち親会社持分相当額	2, 351
その	也有価証券評価差額金相当額	39, 763

(金額単位:百万円)

		垹	Sil	n tr	中間連結会計	期間末 (平成	211年9月30	日)	ı	肯連結会計年	度末 (平成1	2年3月31日)	
				中間連結貨借	at Æ	評価抓益			連 結 貨 借 対照表価額	85 Œ	評価損益		
極	類			対照表価額	1-17 EA	ar min m	うち評価益	うち評価損	対照表価額	, <u>1</u>	Prune	うち評価益	うち評価損
lit			券	653, 420	622, 815	△ 30,604	3, 643	34, 247	485, 177	460, 384	△ 24, 793	3, 490	28, 284
栋			式	3, 068, 291	3, 366, 603	298, 312	592, 005	293, 693	3, 361, 262	3, 977, 851	616, 588	1, 011, 530	394, 941
そ		の	他	453, 853	445, 739	△ 8,114	2, 439	10, 553	461, 115	461, 187	72	14, 540	14, 468
	合	81		4, 175, 565	4, 435, 158	259, 593	598, 087	338, 494	4, 307, 555	4, 899, 422	591, 866	1, 029, 561	437, 694

- (注) 1. 本表記載の有価証券は、上場有価証券(債券は、国債、地方債、社債であります。)を対象としております。 なお、上場債券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。その他の上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格によっております。また、「その他」は主として外国債券であります。
 - 2. 非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

									,			3(21×1)1. • E	-1 /4 4/
		圳	84			間連結会計算 改11年9月3					型結会計年度 及12年3月3		
				中間連結货情	時 伍	犯证据地			連結貨借	野伍	经存出地		
極	類			対照表価額	相当額	評価抵益	うち評価益	うち評価損	対照表価額	相当新	評価抵益	うち評価益	うち評価担
債			於	1,401,571	1, 412, 667	11,095	16, 341	5, 245	1,571,230	1, 569, 330	△ 1,900	5, 331	7, 231
株			式	40, 680	99, 982	59, 301	65, 024	5, 723	37,807	101, 720	63, 913	71, 806	7, 893
7		Ø	他	102, 937	102, 394	△ 542	2,090	2, 633	100, 291	101, 176	884	2,756	1,872
	슘	3	t	1, 545, 189	1, 615, 044	69, 854	83, 457	13, 602	1, 709, 330	1, 772, 226	62, 896	79, 894	16, 998

非上場有価証券の時価相当額は、店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募 債券については日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づい て計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格によっております。

なお、「その他」は主として証券投資信託の受益証券であります。

3. 時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の(中間)連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

種 類		期 别	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)
做		券	386, 953	400, 413
株		式	118, 851	116, 750
そ	の	他	386, 105	394, 696

4. 特定取引勘定にて経理しております商品有価証券及び特定取引有価証券につきましては、時価評価を行い、 当該評価損益を(中間)連結損益計算書に計上しておりますのでここでの記載を省略しております。

(金銭の信託の時価等関係)

(金額)[位:百万円)

	_	_		圳	Sil	nii	中間連結会計	期間末	(平成	以11年9月30日	B)	i	前連結会計年	度末(平成1:	2年3月31日)	
極		n	\	\	\	中間連結貨借 対照表価額	時価等	評価	批益	うち評価益	うち評価損	連 結 貸 併 対風表価額	時 伍 等	評伍担益		うち評価損
4	è ;	ĒÇ.	Ø	ৱি	2 6	107, 843	107, 725	Δ	118	118	236	72, 581	72, 887	305	542	237

- (注) 時価等の算定は、以下により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。
 - 1. 上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格又は日本証券業協会が発表する公社 借店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。
 - 2. 店頭売買株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金 利 関 連 取 引

(金額単位:百万円)

区			種		1 7	i								告会計期間末 年9月30日)		121-121		
分			1111				契	約	额	į	等	辟	価	評	価	拟	益	
取	企		利		先		物			4, 64	12,	072	Δ	3, 139		Δ	3	, 139
取引所	企	利	オ	プ	シ	3	ン			4, 77	75,	529	Δ	582		Δ		182
店	企	利	先		渡	契	約			3, 75	8,	134		12				12
	企	利	ス		ワ	ッ	ブ		8	31,95	55,	545		17, 298			17,	, 298
頭	そ			Ø			他		1	16, 51	4,	190		4, 865			12,	, 160
	í	含					ät							18, 453			26,	, 148

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2. 店頭取引中のその他はキャップ、フロア、スワップション取引であります。

(2) 通货 関連 取引

(金額単位:百万円)

区		種		*	 II							匠結会計期間末 2年9月30日)		, 1===	E1731	
分		195		,	31		契	約	額	等	時	価	評	価	損	益
店頭	通	货	ス	ワ	ッ	プ		;	3, 787,	751		2, 540			2,	540
	合					at						2, 540			2,	540

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会 計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、上記記載から除いております。
 - 2. 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いて おります。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	種			類							吉会計期間末 F9月30日)				
	191			334		契	約	額	等	時	価	評	価	扣	益
通	货	ス	ワ	ッ	プ			2, 643	, 652	Δ	77, 418	Δ		77,	, 418

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連デリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区			極		類			当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)
分			125		751			契 約 額 等
取	通		貨		先		物	365
取引所	通	货	オ	プ	シ	3	ン	950
店	為		桲		ij,		約	8, 861, 122
頭	通	货	オ	ブ	シ	3	ン	878, 960

(3) 株式関連取引

(金額単位:百万円)

区			種		類			当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)										
分		191			731			契	約	额	箏	時	価	評	価	报	益	
取引所	祩	左		指	数		先	物			4,	615		24				24
店頭	株	式	阅	弧	ス	ワ	ッ	プ			878,	, 003	Δ	10, 708	4	Δ	10,	708
	1	合					ą p	t					Δ	10, 683	4	Δ	10,	683

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引

(金額単位:百万円)

																CHEIDG	4410.	11/2	47
区			租	í		類			当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)										
分		3777 3355						契	約	額	等	瞒	许 価	評	価	扣	益		
取引所	विह			券		先	:		物			319,	516		1,036			1,	036
新	偾	券	先	物	才	ブ	シ	3	ン			67,	, 261		87				97
店頭	債	券	店	頭	オ	プ	シ	3	ン			240,	, 470		17				3
								#	ŀ						1, 142			1,	137

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。 (デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前中間連結会計期間(自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日)

当グループでは、お客様のリスクヘッジニーズへの対応、当行保有資産および負債から発生しうるリスクの適切な管理、相場の短期的な変動等を利用した収益機会の拡大、中長期的な資金収益の安定的確保のため、デリバティブ取引を積極的に活用しています。

当グループが取扱っているデリバティブ取引は、金利関連取引として金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先渡契約など、通貨関連取引として通貨スワップ、為替予約、通貨先物、通貨オプション、債券関連取引として債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション、株式関連取引として株式指数先物、株式指数オプション、株式関連スワップ取引を行なっております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、価格や金利などの変化により保有するポジションの価値が変動し、損失を被る市場リスクと、取引の相手方が債務不履行を起こし、期待する経済効果が得られない信用リスクがあります。特に、デリバティブ取引に伴うリスクには、リスクの内容が複雑な取引、僅かな資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

市場リスクについては、高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握してグローバルベースで総合的に管理しております。

当グループの内部モデル法ではVaR計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しており、過去1年間の市場データに基づいて、BIS基準に合わせ、2週間の保有期間、99%の信頼確率にて算出しております。

デリバティブ取引を含めた特定取引(トレーディング取引)に対する内部モデル法で計測された当グループの一般市場リスクの平成11年度上期のVaRは、最大85億円、最小32億円、平均54億円で推移しました。

信用リスクについては、取引の相手方に債務不履行が生じた場合に被る損失に相当する額である「与信相当額」を把握・管理しています。BIS自己資本比率規制に基づくカレント・エクスポージャー方式により算出した与信相当額は、平成11年9月末現在、1兆2,429億円となっています。

当グループはリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営の健全性と安定的な収益の確保を図るべく「リスク管理力」の一層の強化・充実に取り組んでいます。デリバティブ取引をはじめ市場リスクを伴う取引全体に対して、権限・リスク限度・執行手続きなどを定めた管理規程をリスク管理の基本方針として設け、半期毎に同規程を経営会議で見直しています。特定取引勘定においては取引の目的に応じた規程に基づきリスク管理を実施しています。

信用リスクについても、市場リスクと整合する考え方で計量化を行った上で、信用リスクと市場リスクを総合的に把握し、自己資本に対して許容できる範囲内にリスクを抑えるとともに、リスクに見合ったリターンの確保を基本に業務運営に取り組んでいます。

海外拠点を含めた全行ベースの市場リスクについては収益部門から独立した経営に直結したリスク管理 専門部署であるリスク統括部が日次で管理し、週次で担当役員宛てに、月次で頭取を委員長とするALM 委員会に、それぞれ報告を行っています。

デリバティブ取引の利息受払額等を決定するために用いる「契約額」「想定元本」は、取引規模を示す代表的な指標とされていますが、それ自体が必ずしも取引の規模やリスクの大きさを示すものではありません。また、デリバティブ取引のうち、貸出金や有価証券、預金といった資産および負債が有する金利や為替等に対するリスクをヘッジする目的で取扱っているものは、そのデリバティブ取引の評価損益とヘッジ対象の資産や負債の評価損益が相殺されます。したがって、記載されたデリバティブ取引の評価損益がすべて連結財務諸表に影響を与えるものではありません。なお、特定取引(トレーディング取引)勘定の導入に伴い、同勘定に含まれますデリバティブ取引は、その他のデリバティブ取引とは別の欄を設け、契約額等・時価を開示しております。

前連結会計年度(自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日)

当グループでは、お客様のリスクヘッジニーズへの対応、当行保有資産および負債から発生しうるリスクの適切な管理、相場の短期的な変動等を利用した収益機会の拡大、中長期的な資金収益の安定的確保のため、デリバティブ取引を積極的に活用しています。

当グループが取扱っているデリバティブ取引は、金利関連取引として金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先渡契約など、通貨関連取引として通貨スワップ、為替予約、通貨オプション、債券関連取引として債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション、株式関連取引として株式指数先物、株式関連スワップ取引、有価証券店頭オプションを行なっております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、価格や金利などの変化により保有するポジションの価値が変動し、損失を被るリスクである市場リスクと、取引の相手方が債務不履行を起こし、保有するポジションから期待する経済効果が得られないリスクである信用リスクがあります。特に、デリバティブ取引には、リスクの内容が複雑な取引、僅かな資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

市場リスクについては、高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握してグローバルベースで総合的に管理しております。

当グループの内部モデル法ではVaR計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しており、過去1年間の市場データに基づいて、BIS基準に合わせ、2週間の保有期間、99%の信頼確率にて算出しております。

デリバティブ取引を含めた特定取引(トレーディング取引)に対する内部モデル法で計測された当グループの一般市場リスクの平成11年度のVaRは、最大89億円、最小31億円、平均50億円で推移しました。

信用リスクについては、取引の相手方に債務不履行が生じた場合に被る損失に相当する額である「与信相当額」を把握・管理しています。BIS自己資本比率規制に基づくカレント・エクスポージャー方式により算出した連結ベースでの与信相当額は、平成12年3月末現在、1兆1,557億円となっています。

当グループはリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営の健全性と安定的な収益の確保を図るべく「リスク管理力」の一層の強化・充実に取り組んでいます。デリバティブ取引をはじめ市場リスクを伴う取引全体に対して、権限・リスク限度・執行手続きなどを定めた管理規程をリスク管理の基本方針として設け、半期毎に同規程を経営会議で見直しています。特定取引勘定においては取引の目的に応じた規程に基づきリスク管理を実施しています。

信用リスクについても、市場リスクと整合する考え方で計量化を行った上で、信用リスクと市場リスクを総合的に把握し、自己資本に対して許容できる範囲内にリスクを抑えるとともに、リスクに見合ったリターンの確保を基本に業務運営に取り組んでいます。

海外拠点を含めた全行ベースの市場リスクについては収益部門から独立した経営に直結したリスク管理 専門部署であるリスク統括部が日次で管理し、週次で担当役員宛てに、月次で頭取を委員長とするALM 委員会に、それぞれ報告を行っています。

デリバティブ取引の利息受払額等を決定するために用いる「契約額」「想定元本」は、取引規模を示す代表的な指標とされていますが、それ自体が必ずしも取引の規模やリスクの大きさを示すものではありません。また、デリバティブ取引のうち、貸出金や有価証券、預金といった資産および負債が有する金利や為替等に対するリスクをヘッジする目的で取扱っているものは、そのデリバティブ取引の評価損益とヘッジ対象の資産や負債の評価損益が相殺されます。したがって、記載されたデリバティブ取引の評価損益がすべて連結財務諸表に影響を与えるものではありません。なお、特定取引(トレーディング取引)勘定の導入に伴い、同勘定に含まれますデリバティブ取引は、その他のデリバティブ取引とは別の欄を設け、契約額等・時価を開示しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位:百万円)

K			前中間逐	业结会計期間末	(平成11年9月	30日)	前連結会計年度末(平成12年3月31日)						
15.	種 類		—————————————————————————————————————				契約額等		-1.	27.57.111.44			
分				うち1年超	時 伍	評価損益	[うち1年超	時 伍	評価損益			
	金 利 先	物											
	売	建	14, 237, 053	1, 387, 857	14, 221, 221	15, 832	9, 784, 429	670,310	9, 765, 752	18,677			
取	TE	建	9, 252, 235	53, 475	9, 236, 408	△ 15,827	5, 657, 962	249, 452	5, 651, 207	△ 6,754			
	金利オブショ	ン											
	売	建											
31	= -	ル	21, 550, 208 (5, 935)	_	2,073	3, 861	13, 776, 338 (3, 441)	-	556	2, 884			
	ブッ	4	7, 891, 073 (2, 085)		2, 855	△ 770	12, 329, 538 (2, 609)	-	1.786	822			
所	TT	建											
"	= -	ル	14, 922, 025 (1, 423)	_	751	△ 671	6,025,776 (1,059)	-	407	△ 652			
	ナ ッ	٢	5, 958, 131 (2, 392)		2,517	125	5, 323, 445 (1, 720)		1,581	△ 139			
	金 利 先 渡 契	約											
	売	建	330, 000	-	329, 934	65	_	-	_	-			
店	Ħ	建	330,000	_	329, 955	Δ 44				-			
	金利スワッ	ナ											
	受取固定・支払る	ぎ動	40, 998, 134	16, 743, 501	861,846	861, 846	34, 478, 328	15, 236, 759	573, 908	573, 908			
	受取変動・支払日	日定	31, 168, 432	6, 673, 135	△ 542,898	△ 542,898	24, 638, 127	8, 588, 126	△ 267,975	△ 267,975			
	受取変動・支払変動	的邻	53, 513	28, 784	315	315	25, 024	17, 796	△ 135	△ 135			
M	その	他											
	売	建	1, 247, 374 (4, 457)	1, 234, 168	3,550	907	(2,688)	599, 271	1, 148	1, 539			
	F	建	171,788 (1,542)	158, 896	1, 175	△ 366	123, 982 (1, 429)	113, 966	827	△ 603			
	合 計					322, 376				321, 572			

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- 2. () 内は (中間) 連結貸借対照表に計上したオプション料であります。
- 3. 店頭取引中のその他はキャップ、フロア、スワップション取引であります。
- 4. 金利スワップの時価および評価損益には、損益計上している経過利息部分(前中間連結会計期間末364,502百万円、前連結会計年度末343,651百万円)が含まれております。
- 5. 前連結会計年度末における金利スワップの残存期間別想定元本は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度末(平成12年3月31日)										
種 類											
	1 年以内	1年超3年以内	3 年 超	合 計							
受取固定・支払変動	19, 241, 568	12, 494, 950	2, 741, 809	34, 478, 328							
受取変動・支払固定	16, 050, 001	5, 586, 090	3, 002, 035	24, 638, 127							
受取変動・支払変動等	7, 227	4, 350	13, 446	25, 024							

6. 特定取引 (トレーディング取引) に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価担益を (中間) 連結損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区		1	会計期間末 9月30日)	前連結会	14位:百万円) 計年度末 3月31日)
分	種 類	契約額等	時 価	契約額等	時 価
	金 利 先 物				
	売 建	1, 932, 678	1, 932, 298	422, 513	422, 244
	質 建	2, 426, 264	2, 425, 248	585, 857	583, 533
取	金 利 オ プ シ ョ ン				
引	売 建				
21	コ ー ル	1, 386, 266 (454)	224	1,891,590 (260)	23
所	ブ ッ ト	1, 080, 608 (440)	621	2, 560, 186 (446)	231
	型				
	コール	553, 824 (241)	105	736, 133 (173)	27
	プット	907, 624	394	1, 332, 250 (279)	126
	金 利 先 渡 契 約				
	売	2, 641, 634	2, 642, 092	678, 521	678, 458
店	買 建	2, 382, 758	2, 383, 021	1, 324, 902	1, 325, 226
	金 利 ス ワ ッ プ				
	受取固定・支払変動	33, 170, 537	502, 134	34, 706, 694	385, 949
	受取変動・支払固定	28, 364, 060	△ 570,741	32, 590, 848	△ 506, 149
	受取変動・支払変動等	307, 357	△ 12,672	1, 636, 745	△ 13, 467
頭	そ の 他				
	売 建	3, 482, 126 (13, 072)	43, 220	3, 411, 883 (9, 329)	21, 935
	與	3, 380, 824 (6, 937)	35, 449	3, 077, 923 (4, 886)	58, 646

(注) () 内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(2) 通货関連取引

(金額単位:百万円)

区							memi	业结会計期間 未	(平)	以11年9月	130日)	前強	結会計年度末((平成1	2年3月3	1日)	
		極			M		契約額等		5.1.	·-	271 For 461 44-	契約額等		略	/x	92	运扒益
分								うち1年超	助	伍	評価損益		うち1年超	Pif	伍	áti	
店	通	貨	ス	ワ	ッ	ブ	3, 522, 963	1, 484, 115	Δ	28, 689	△ 28,689	2, 779, 199	1, 179, 058	Δ	54, 273	Δ	54, 273
	,		5	米	۲	N	2, 628, 988	1, 130, 554		7, 532	7, 532	1, 866, 061	935, 342	Δ	43, 375	Δ	43, 375
M	,		5	そ	Ø)	他	893, 974	353, 561	Δ	36, 222	△ 36,222	913, 137	243, 715	Δ	10, 897	Δ	10, 897

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- 2. 通貨スワップの時価および評価損益には、損益計上している経過利息部分(前中間連結会計期間末 △8,318百万円、前連結会計年度末△6,647百万円)が含まれております。
- 3. 特定取引 (トレーディング取引) に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を (中間) 連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区			de per		会計期間末 9月30日)	前連結会 (平成12年		
分	極	1	Ħ	契約額等	時 価	契約額等	時	価
店	通货ス	ワ	ップ	4, 357, 288	18, 093	3, 887, 543	Δ	5, 539
/63	うち	米	ドル	2, 895, 478	17, 946	2, 599, 267	△ 1	5, 018
	うちぎ	虫マ	ルク	576, 137	3, 616	554, 556	Δ	2, 833
頭	うち	ڪ 0	の他	885, 672	△ 3,469	733, 720	1	2, 312

4. 先物為替予約、通貨オプション等につきましては、連結会計年度(中間連結会計期間)末日に引直しを行い、 その損益を(中間)連結損益計算書に計上しているもの及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨 建金銭債権債務等の(中間)連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いており ます。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区	利	 î		類	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	(金額甲位:自力円) 前連結会計年度末 (平成12年3月31日)
分	19	7		331	契約額等	契約額等
取	通	货	先	物		
引	売			处	298	356
所	Ħ			处	21	20
	為	替	-j·	約		
店	売			建	1, 787, 294	2, 185, 551
	買			逛	2, 691, 495	3, 697, 674
	通 货	オ	ブ シ	ョン		
	売			毴		
	=		-	ル	148, 055 (1, 732)	188, 930 (4, 105)
	ブ		ツ	ا	129, 595 (5, 945)	170, 453 (3, 600)
	Ħ			延	(3, 540)	3, 000)
飒	7		_	ル	134, 817 (1, 290)	156, 601 (2, 368)
	ブ		ッ	١	130, 951 (4, 083)	178, 950 (4, 473)

(注) () 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

(3) 株式関連取引

(金額単位:百万円)

K				的中間	連結会計期間末	(平成11年9)	月30日)	前連	精会計年度末	(平成12年3月)	31日)
	ŧú.	n	ĺ	契約額等		mts /=	92/E411+4-	契約額等		時 価	評価損益
分					うち1年超	助 伍	評価損益		うち1年超	h-1, #72	ar mnter
	有価証券	店頭オブ:	ション								
店	売		建								
	2	-	ル	(-)	_	_	_	(1)	_	0	1
	ブ	ッ	۲	(-)	_	_	_	(-)	-	_	-
	ÿ		建								
	=		ル	(-)	_	_	_	(198	_	0	Δ 0
頭	ブ	ッ	١	(-)	_	_	_	(-)	_	-	_
	株式関	速スワ	ップ	695, 208	695, 208	25, 636	25, 636	897, 438	_	△ 18,554	△ 18,554
	合	21-					25, 636				△ 18,554

(注) 1. 時価の算定

東京証券取引所等における最終価格に基づき時価算定モデルにより算定しております。

- 2. () 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。
- 3. 特定取引 (トレーディング取引) に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価担益を (中間) 連結損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

								時度:日の日)
				Î	前中間連結	会計期間末	前連結会	計年度末
区		shrw*			(平成11年	9月30日)	(平成12年	3月31日)
	種	類					4 44 4-4 4-4	
分				契 :	約額等	時 価	契約额等	時 価
				\vdash				
	株 式	指数 先	物					
	恋		建		1,972	1,977	1,536	1,530
	1							
	買		建		7, 582	7, 591	101	101
117-			~_		., 552	.,		
取	株式指	数オプショ	ン					
	1/1 1/2 111	数 4 フ フ コ						
	=##		建					
71	売		XΨ			H		
引			-3		23, 783	200	11,740	27
	7	_	ル	(284)	302	(36)	37
					8, 408		21,880	
===	プ	ツ	F	1	95)	52	(26)	31
所				Ι`	00,			
	買		建					
					18, 098		4, 578	l l
1	2	Service Control	ル	,		301	(53)	97
				'	269)	Ħ	II .	
	プ	ッ	F	,	6, 854	121	1,902	30
			•	(160)		(53)	

(注) () 内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(4) 債券関連取引

(金額単位:百万円)

区				前中間	連結会計期間 末	(平成11年9)]30日)	前連	結会計年度末((平成12年3月	
	極	N		契約額等		時 伍	評価抓益	契約額等		時 伍	評価損益
分					うち1年超	p-1 171	EMME		うち1年超	2.1	ar minte
Itz	債 券	先	錄								
引	光		建	148, 403	-	148, 390	12	74, 904	-	76, 182	△ 1,277
所	Ħ		速	9, 429	_	9, 447	17	_	_	_	_
	債券店贸	[オブシ :	ュン								
	売		建								
店	=	-	ル	50, 000 (409)	-	763	△ 354	(-)	-	_	-
	ブ	n	4	20,000 (63)	-	0	63	(-)	-	_	-
M	n		建								
	=	-	N	(—)	_	_		(-)	_	_	-
	ブ	2	١	50,000 (506)	_	72	△ 433	(-)	_	_	_
	合	2+					△ 694				△ 1,277

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終価格によっております。 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

2. () 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、評価損益を (中間)連結損益計算器に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区	***		wa:		j	前中間連結 (平成11年				前連結会 (平成12年	計年度	
分	和		類		契;	約 額 等	時	価	契約	的 額 等	時	価
	(fř	券	先	物								
取	売			班		49, 426		49, 485		28, 726		28, 818
ηX	Ħ			建		95, 748		96, 066		35, 094		35, 147
	债 券 :	先 物	オプショ	ン								
引	売			述								
31	п		_	ル	(7, 260 71)		84	(838 5)		2
	ブ		ッ	٢	(10, 000 23)		28	(8, 580 11)		7
所	Ę			址								
///	⊐		-	ル	(18, 300 201)		181	(4, 477 16)		11
	ブ		ツ	١.	(19, 431 119)		114	(37, 370 90)		14
店	债 券)	店頭	オプショ	ン								
/12	売			建								
	ם			ル	(266, 333 72)		58	()		_
	ブ		ツ	۲	(46, 970 1, 841)		457	(21, 670 251)		118
	Ħ			述								
頭	=		-	ル	(5, 054 1, 740)		2,086	(29, 272 167)		106
	ブ		ッ	١	(188, 473 99)		1	(7, 837 51)		14

(注) () 内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日)

(金額単位 百万円)

														V.045-10-V-1-124	4 6-17-17
					日	本	米	州	欧	州	ア ジア・ オセアニア	8+	消全	去又は 社	連 結
経	常		収	益											
(1)	外部顯	客に対	する経	常収益	7	740, 266		66, 772		42, 762	62, 029	911, 831		_	911,831
(2)	セグメン	/ト間の	D内部粗	常収益	1	101, 418		45, 663		11, 784	5, 812	164, 678	(164, 678)	_
		äŀ			8	841,684		112, 436		54, 546	67, 842	1, 076, 510	(164, 678)	911,831
;	経	常	費	用	,	788, 988		104, 293		50, 584	58, 234	1, 002, 100	(164, 344)	837, 756
;	経	常	利	益		52, 696		8, 143		3, 961	9, 607	74, 409	(334)	74, 075

当中間連結会計期間(自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日)

(金額単位 百万円)

					B	本	米	衻	欧	ЯН	ア ジア・ オセアニア	8t	消全	去又は 社	連 結
経	76	ή	ζ	益											
(1)	外部顧客	に対す	る経常	収益	73	8, 501		66, 303		21,812	54, 560	881, 178		_	881, 178
(2)	セグメン	ト間の内	部経常	故权益	5	54, 852		18, 113		8, 679	16, 885	98, 532	(98, 532)	
		<u>2</u> +			79	3, 354		84, 417		30, 492	71, 446	979, 710	(98, 532)	881, 178
彩	ž W	•	<u></u>	用	69	4, 175		77, 957		37, 322	63, 993	873, 449	(98, 270)	775, 178
£.		経常	利担	益 失)	ç	9, 178		6, 459	Δ	6, 830	7, 452	106, 260	(261)	105, 999

前連結会計年度(自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日)

(金額単位 百万円)

													_	7.317.303.54-133	· 1-1 /2 1	
					田	本	米	州	欧	새	ア ジア・ オセアニア	at	消全	去又は 社	連	結
経	7	ï	収	益												
(1)	外部區	質客に対	すする経行	常収益	1,80	8, 407	129	, 272		90, 029	119, 786	2, 147, 495		-	2, 147,	495
(2)	セグメ	ント間	の内部経	常収益	7	7, 421	23	, 014		21,863	15, 752	138, 052	(138, 052)		_
		計			1,88	5, 829	152	, 286		111,893	135, 539	2, 285, 548	(138, 052)	2, 147,	495
	経	常	費	用	1,77	2,018	143	, 625		109, 852	122, 775	2, 148, 272	(137, 274)	2,010,9	998
	経	常	利	益	11	3,810	8	, 661		2,040	12, 764	137, 276	(778)	136,	497

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2. 米州にはアメリカ、カナダ等が、欧州にはイギリス、ドイツ等が、アジア・オセアニアにはシンガポール、 香港、オーストラリア等が属しております。
 - 3. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 (4) に記載のとおり、当中間連結会計期間から、建物(平成10年3月31日以前取得分)、建物附属設備および構築物の減価償却の方法を従来の定率法から定額法に変更しております。
 - この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は「日本」について860百万円増加しております。
 - 4. 「(追加情報)」に記載のとおり、当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は「日本」について4,881百万円増加しております。 す。
 - 5. 「(追加情報)」に記載のとおり、当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は「日本」について6,894百万円増加し、「米州」について506百万円、「欧州」について570百万円、「アジア・オセアニア」について2,724百万円それぞれ減少しております。

3. 海外経常収益

(金額単位 百万円)

			1,323,131
期 別	海外経常収益	連 結 経 常 収 益	海外経常収益の連結 経常収益に占める割合
前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	171, 564	911,831	18.8
当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	142, 676	881, 178	% 16. 1
前 連 結 会 計 年 度 (自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)	339, 087	2, 147, 495	% 15. 7

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 - 2. 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
連結ベースの1株当たり純資産額	338. 30円	335. 35円	340. 98円
連結ベースの1株当たり中間(当期)純利益	8. 63円	6. 26円	12. 58円
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	8. 56円	6. 25円	_

- (注) 1. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間) 期末連結純資産額から「(中間) 期末発行済優先株式数×発行 価額」を控除した金額を、(中間) 期末の発行済普通株式数(「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社 株式」を除く) で除して算出しております。
 - 2. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間 純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間) 期中平均発行済普通株式数 (「自己株式」及び「連結子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
 - 3. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、前連結会計年度は潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額が減少しないため、記載しておりません。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
/自 平成11年4月1日\	/自 平成12年4月1日\	(自 平成11年4月1日)
至 平成11年9月30日	至 平成12年9月30日	至 平成12年3月31日/
		1. 当行は、平成12年5月22日に株式会社住友銀行との間で合併契約を締結しました。当該合併契約書は、平成12年6月29日開催の当行の第10期定時株主総会および株式会社住友銀行の第156期定時株主総会(いずれも普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において、また、当行の平成12年6月29日開催の第二回優先株式にかかる種類株主総会および平成12年6月28日開催の第三回優先株式(第二種)にかかる種類株主総会ならびに平成12年6月28日開催の株式会社住友銀行の第1回第一種優先株式および第2回第一種優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されまし
		た。 合併契約書の要旨、株式会社住友銀行の最近事業年 度末の貸借対照表(要約)等は次のとおりでありま す。 1. 合併契約書の要旨
		(1) 合併の方法 株式会社さくら銀行(以下甲という。)と株式会 社住友銀行(以下乙という。)は合併し、法手続 上、乙は存続し、甲は解散する。 (2) 商号の変更 乙は株式会社三井住友銀行と称し、英文では Sumitomo Mitsui Banking Corporationと表示す
		る。 (3) 本 店 東京都千代田区に置く。 (4) 発行する株式の総数
		乙の発行する株式の総数は、167億8,000万株とし、このうち150億株は普通株式、1億7,000万株は第一種優先株式、2億5,000万株は第二種優先株式、3億株は第四種優先株式、8億株は第五種優先株式、1,000万株は第六種優先株式とする。 (5)合併に際して発行する新株式および割当合併新株式の発行および割当交付は、次のとおりとする。
		① 普通株式 乙は、合併に際して、合併期日前日の甲の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ。)が所有する甲の普通株式数の合計に0.6を乗じた数の額面普通株式(1株の額面金額50円)を発行し、甲の各株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき乙の普通株式0.6株(以下この比率を「合併比率」という。)の割合
		をもって割当交付する。 ② 第二回優先株式 乙は、合併に際して、合併期日前日の甲の最終の株主名簿に記載された株主が所有する甲の第二回優先株式数の合計と同数の乙の無額面第六種優先株式を発行し、甲の各株主に対し、その所有する甲の第二回優先株式1株につき乙の第六種優先株式1株の割合をもって割当交付す
		る。 なお、割当交付する第六種優先株式の内容 は、乙の定款に定める他、別に定める発行要項 (注)のとおりとする。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日)	(自 平成12年4月1日)	(自 平成11年4月1日)
√至 平成11年9月30日/	√至 平成12年9月30日/	至 平成12年3月31日/
		③ 第三回優先株式 (第二種) 乙は、合併に際して、無額面第五種優先株式
		8 億株を発行し、合併期日前日の甲の最終の株
		主名簿に記載された各株主に対し、その所有す
		る甲の第三回優先株式(第二種)1株につき乙
		の第五種優先株式1株の割合をもって割当交付
		する。
		なお、割当交付する第五種優先株式の内容 は、乙の定款に定める他、別に定める発行要項
		(注)のとおりとする。
		(6) 増加すべき資本金および準備金等
		乙が合併により増加すべき資本金、資本準備
		金、利益準備金および任意積立金その他の留保利
		益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日
		における甲の資産状態により、甲、乙協議のう え、これを変更することができる。
		① 資 本 金 523, 851, 903, 250円
		ただし、甲の発行した転換社債につき、平成
		12年5月1日以降合併期日前日までに普通株式
		への転換がなされた場合は、転換により発行さ
		れた株式数に0.6を乗じ、さらに50円を乗じた額 を増額する。
		② 資本準備金
		合併差益の額から次の③および④の額を控除
		した額
		③ 利益準備金
		合併期日における甲の利益準備金の額
		● 任意積立金その他の留保利益合併期日における甲の任意積立金その他の留
		保利益の額
		ただし、積み立てるべき科目および各科目の
		金額は、甲、乙協議のうえ、決定する。
		(7) 合併期日
		平成13年4月1日とする。ただし、合併手続の 進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のう
		え、これを変更することができる。
		(8) 会社財産の引継
		甲は、平成12年3月31日現在の貸借対照表、そ
		の他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日
		に至るまでの増減を加除した資産、負債、その他 権利義務(甲の発行した転換社債に関する権利義
		務を含む。)の一切を、合併期日において乙に引き
		継ぐ。甲の発行した転換社債の転換価額について
		は、合併比率に応じて調整する。
		(9) 新株引受権の引継
		乙は、甲がその取締役および使用人との間で締 結した新株引受権付与契約に関する権利義務の一
		切を、合併期日において承継する。新株引受権の
		目的たる株式の数および発行価額については、合
		併比率に応じて調整された数および価額に変更さ
		れるものとする。
		(10) 店舗の引継
		甲の本店および支店は、合併期日以降、乙の営 業店舗として引き継がれるものとする。
	I	ASPENDED C C JI S HEM へいる ひり C する。

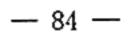
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日)	(自 平成12年4月1日)	(自 平成11年4月1日)
【至 平成11年9月30日/	【至 平成12年9月30日/	至 平成12年3月31日/
		(4) 普通株式への転換価額
		832円45銭とする。 なお、時価を下回る新株発行時その他一定の
		場合には、転換価額は調整される。
		(5) 普通株式への一斉転換
		平成13年9月30日までに転換請求がなかった
		優先株式は、平成13年10月1日(以下「一斉転
		換日」という。)をもって、優先株式1株の払込
		金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始
		まる30取引日の東京証券取引所における乙の普 通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除し
		て得られる数の普通株式となる。ただし、当該
		平均値が普通株式の額面金額または833円33銭の
		いずれか高い金額を下回るときは、優先株式1
		株の払込金相当額をそのいずれか高い金額で除し
		して得られる数の普通株式となる。
		2. 第五種優先株式
		(1) 払込金相当額とみなす額
		1株につき1,000円
		(2) 優先配当金額
		1 株につき13円70銭(中間配当金額は6円85
		銭) (2) かがませきた。の転送のおおお問題
		(3) 普通株式への転換請求期間 平成14年10月1日から平成21年9月30日ま
		で。
		ただし、株主総会において権利を行使すべき
		株主を確定するための基準日の翌日から当該基
		単日の対象となる株主総会終結の日までの期間 ***
		を除く。 (4) 普通株式への当初転換価額
		当初転換価額は、平成14年10月1日に先立つ
		45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所
		における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値
		の平均値とする。
		ただし、当該価額が258円33銭(以下「下限転 換価額」という。ただし、下記(6)により調整さ
		れる。)を下回る場合には、下限転換価額をもっ
		て当初転換価額とする。
		(5) 普通株式への転換価額の修正
		転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年
1		10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」と いう。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始ま
		る30取引日の東京証券取引所における乙の普通
		株式の普通取引の毎日の終値の平均値に修正さ
		れる。
		ただし、修正後転換価額が修正目前目におい
		て有効な下限転換価額を下回る場合には、下限に毎価額をよって修正約転換価額とよる
		転換価額をもって修正後転換価額とする。 (6) 普通株式への転換価額の調整
		時価を下回る新株発行時その他一定の場合に
		は、転換価額は調整される。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度				
(自 平成11年4月1日)	(自 平成12年4月1日)	(自 平成11年4月1日)				
至 平成11年9月30日	至 平成12年9月30日	至 平成12年3月31日/				
		(7) 普通株式への一斉転換				
		平成21年9月30日までに転換請求がなかった				
		優先株式は、平成21年10月1日(以下「一斉転				
		換日」という。)をもって、優先株式1株の払込				
		金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始				
		まる30取引日の東京証券取引所における乙の普				
		通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除し て得られる数の普通株式となる。ただし、当該				
		平均値が普通株式の額面金額または258円33銭の				
		いずれか高い金額を下回るときは、優先株式1				
		株の払込金相当額をそのいずれか高い金額で除				
		して得られる数の普通株式となる。				
		2. 株式会社住友銀行の最近事業年度末の貸借対照表				
		(要約) は次のとおりであります。				
		なお、平成12年3月31日現在の同社の従業員数は				
		12, 982人であります。				
		Marchine (Websote o Bos D. 1117c)				
		第156期末(平成12年3月31日現在) 貸借対照表(要約)				
		(金額単位 百万円)				
		科 目 金額 科 目 金額				
		(資産の部) (負債の部)				
		現 金 預 け 金 3,782,920 預 金 27,388,205				
		コールローン 91,115 譲渡性預金 6,841,626 買入手形 111,500 コールマネー 2,648,815				
		買入手形 111,500 コールマネー 2,648,815 買入金銭債権 84,494 売 渡 手 形 90,547				
		特定取引資産 1,445,843 コマーシャル・ペーパー 110,200				
		金銭の信託 108,888 特定取引負債 603,424				
		有 価 証 券 8,982,244 併 用 金 2,461,252				
		货 出 金 31,358,560 外 国 為 特 165,145 外 国 為 特 352,971 社 債 432,343				
		外 国 為 替 352,971 社 債 432,343 その他資産 1,540,495 転 換 社 債 101,106				
		動 産 不 動 産 591,187 そ の 他 負 債 5,173,303				
		操 延 税 金 資 産 624,585 退 職 給 与 引 当 金 46,764				
		支 払 承 諾 見 返 2,923,570 債権売却損失引当金 111,588				
		貸 倒 引 当 金 Δ 909,039 特別法上の引当金 8 再評価に係る繰延税金負債 110,798				
		支 払 承 諾 2,923,570				
		負債の部合計 49,208,701				
		(資本の部)				
		資 本 金 752,848				
		資本準備金 643,080				
		利 益 準 備 金 103,319 再 評 価 差 額 金 167,379				
		その他の剰余金 214,008				
		任意積立金 145,539				
		当期未処分利益 68,469				
		資本の部合計 1,880,637				
		資 産 の 部 合 計 51,089,338 負債及び資本の部合計 51,089,338				
		3. 株式会社住友銀行の最近事業年度(平成11年4月				
		1日から平成12年3月31日まで)の経常収益は				
		2, 182, 305百万円、当期純利益は48, 818百万円であり				
		ます。				

前中間連結会計期間	当中間速結会計期間	前連結会計年度
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
		II. 当行は、株式会社みなと銀行をグループ(連結対象会社)化するために、同行の株主に対しまして、下記内容の株式公開買付け(TOB)を実施しております。 記・買付け期間: 平成12年6月13日から7月24日まで・買付け価格: 1株につき240円・買付け株数: 上限-142百万株、下限-53百万株 また、株式会社みなと銀行の株式取得と同時に、関係当局の認可を条件として、兵庫県下の20ヶ店を株式会社みなと銀行に譲渡する予定であり、これら及び業務提携等を通じ、当行の重要な営業基盤であります兵庫県のお客さまの金融利便性を損なうことなく、店舗配置等の効率化を円滑かつ迅速に進めることが可能となるとともに、グループ全体で重要なリテール業務が強化できるものと考えております。

(2) そ の 他

該当ありません。



間 監 査 報 告

平成11年12月22日

株式会社 さ

重 殿 明 田 岡 取締役頭取

监查法人

関与社員

公即会計士 子塚似, 代表社員

代設社員

太田昭和監査法人

代表社員

公即会群士 松村俊夫

公思全計士 极名正志图

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられている株式会社さくら銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの 第10期事業年度の中間会計期間(平成11年4月1日から平成11年9月30日まで)に係 る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。 この中間監査に当たり私どもは、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間 監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私どもは、 中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し た。

代表社員

公路会群士 三美、田子

関与社員

代表社员 関与社員







中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に 公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に 従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠して いるものと認められた。

よって、私どもは、上記の中間財務諸表が株式会社さくら銀行の平成11年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成11年4月1日から平成11年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間監査報告費

平成12年12月15日

株式会社 さ く ら 銀 行 取締役頭取 岡 田 明 重 殿

監査法人 太田昭和センチュリー

監査法人 ト ー マ ツ

代表社員 公認会計士 之表 `田 永 治 電影

代表社員 公認会計士 一子 场之 人口,大型情

代表社員 公認会計士 古 字 大 原語

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社さくら銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間(平成12年4月1日から平成12年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私どもは、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私どもは、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当 と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用 されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私どもは、上記の中間財務諸表が株式会社さくら銀行の平成12年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成12年4月1日から平成12年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)会社は、当中間会計期間より中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の 注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることと なるため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。



2. 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(資産の部)

	(34		135		пр/						5万円)
					१५१ - १९१	前中間会員	计期間末	当中間会計	期間 末	前 事 業 年 要 約 貸 借 対	度 末 照 表
			\			(平成11年	9月30日)	(平成12年9)	30日)	(平成12年3月	
科	B					金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
現	金	j	KÍ	け	企	1, 444, 9	31 3.07	2, 532, 993	5. 40	2, 095, 204	4. 50
=	-	ル	п	_	ン	140, 8	42 0.30	102, 205	0. 22	103, 392	0. 22
Ħ	7	K.	手	1	形		_	_	_	94, 100	0. 20
買	入	企	鈛	僙	権	9	48 0.00	3, 482	0.01	640	0.00
特	定	取	引	ğ	産※2	1,033,0	71 2. 19	1, 026, 511	2. 19	1, 104, 111	2. 37
企	鈛	(の	信	託	107, 8	43 0. 23	50, 002	0.11	72, 381	0.16
有	f	55	31	E	券 式) ※1,2,3,10	6, 576, 8	41 13. 95	7, 268, 199	15. 50	6, 911, 602	14. 85
(5	ち	自	己	祩	式) ※1,2,5,10	(15) (0.00)	13)	(0.00)	(10)	(0.00)
貸			出		金融567,8910	32, 143, 3	64 68. 18	31, 232, 502	66.62	31, 939, 952	68.60
外	[到	2.	S	替※9	291, 4	85 0.62	307, 194	0.66	316, 149	0.68
そ	Ø	1	他	ŭ	産※2,10,11	1, 756, 2	30 3. 73	1, 524, 208	3. 25	1, 156, 771	2. 48
動	産		不	動	延至10,12,13,17	334, 8	75 0.71	304, 809	0.65	317, 774	0.68
繰	延	税	企	ğ	延	657, 7	61 1.39	542, 825	1. 16	583, 559	1. 25
支	払	承	àli	兒	返	2, 653, 2	5. 63	2, 492, 034	5. 32	2, 524, 300	5. 42
贷	倒		링	当	企			△ 509, 096	△1.09	△ 660, 454	△1.41
ř	産	Ø	部	合	#	47, 141, 4	179 100.00	46, 877, 873	100.00	46, 559, 485	100.00

(異似及び異本の前)						(円)
期别	前中間会計打	期間末	当中間会計期	別問末	前事業年要約貸借対	度 末 照 表
	(平成11年9月	30日)	(平成12年9月	30日)	(平成12年3月	31月)
科目	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 金※10	31, 621, 560	67. 08	29, 086, 068	62. 05	29, 803, 721	64. 01
譲 渡 性 預 金	2, 384, 207	5, 06	4, 244, 079	9. 05	3, 538, 934	7. 60
コ ー ル マ ネ ー※10	2, 126, 286	4. 51	2, 965, 003	6. 32	2, 263, 219	4.86
売 渡 手 形※10	251, 400	0. 53	278, 400	0. 59	295, 700	0.64
コマーシャル・ペーパー	69,000	0. 15	68, 000	0. 15	451,000	0. 97
特 定 取 引 负 债	241, 321	0.51	304, 662	0. 65	161, 238	0. 35
借 用 金※10,	1, 997, 413	4. 24	1, 829, 470	3. 90	1, 953, 529	4. 20
外 国 為 替	57, 107	0. 12	36, 279	0. 08	30, 218	0.06
社	100,000	0. 21	470, 000	1.00	270, 000	0. 58
妘 換 社 債	2, 208	0.00	95	0.00	95	0.00
そ の 他 負 債※10	2, 557, 728	5. 43	2, 669, 808	5. 70	2, 856, 182	6. 13
贷 倒 引 当 金	659, 259	1.40	_	_		
退 職 給 与 引 当 金	33, 811	0. 07	_	_	32, 099	0. 07
退 職 給 付 引 当 金	_	_	46, 573	0. 10		
债 権 売 却 損 失 引 当 金	108, 403	0. 23	70, 227	0. 15	94, 853	0. 20
特別法上の引当金※16	9	0.00	9	0.00	9	0.00
再評価に係る繰延税金負債※17	34, 462	0.07	30, 443	0.06	32, 092	0. 07
支 払 承 諾	2, 653, 283	5. 63	2, 492, 034	5. 32	2, 524, 300	5. 42
負債の部合計	44, 897, 463	95. 24	44, 591, 156	95. 12	44, 307, 196	95. 16
資 本 金	1, 042, 706	2. 21	1, 042, 706	2. 23	1, 042, 706	2. 24
資 本 準 備 金	899, 521	1.91	899, 521	1.92	899, 521	1.93
利益準備金	120, 557	0. 26	127, 691	0. 27	124, 120	0. 27
再 評 価 差 額 金※17	47, 492	0. 10	47, 218	0. 10	48, 908	0. 11
その他の剰余金	133, 738	0. 28	169, 580	0. 36	137, 032	0. 29
任 意 積 立 金	56, 021		56, 028		56, 021	
中間(当期)未処分利益	77, 716		113, 551		81,011	
資本の部合計	2, 244, 015	4. 76	2, 286, 716	4.88	2, 252, 289	4. 84
負債及び資本の部合計	47, 141, 479	100.00	46, 877, 873	100.00	46, 559, 485	100.00

② 中間損益計算書

(金額単位 百万円) 前 非 業 年 度 当中間会計期間 期 别 前中間会計期間 要約損益計算書 平成11年4月1日\ 平成12年4月1日\ /自 平成11年4月1日\ (宣 至/ (至 平成11年9月30日/ 平成12年9月30日/ 平成12年3月31日/ 額 百分比 額 額 百分比 金 目 企 百分比 企 科 % 100.00 100.00 盐 100.00 1,929,971 常 748,641 経 収 816,974 554, 917 1, 338, 818 収 696, 568 運 用 Ğ 贷出金利 356, 266) 726, 783) 息) 364, 279) 55, 403) 111,654) 57, 733) ち有価証券利息配当金) 56,865 102,556 릵 等 52,883 務 取 収 盐 役 盐 3,985 9, 187 8,498 定 取 引 収 特 57,954 益 28, 284 業 務 収 34, 175 他 99, 387 422, 144 常 収 益※2 29, 361 経 Ø) 他 84.55 1,770,039 91.71 常 費 用 92.96 632, 975 経 759, 489 270,502 731, 140 費 긺 逡 用 391,978 Ĕ 企 利 (5 ち 頂 金 息) 77, 504) 98, 393) 159, 583) (20,559 42,441 費 務 取 引 箏 用 21,394 役 412 定 取 引 費 用 466 特 4,009 24, 231 費 用 業 務 ぞ 他 12, 134 O) 430, 417 業 190,891 営 経 費※1 223, 335 541,395 147,013 の 他 経 常 費 用※3 110, 179 8.29 15.45 159,932 益 57, 484 7.04 115,666 常 利 経 0.04 益 0.07 956 574 别 利 50 0.01 特 0.35 22,682 3.03 6,818 失※4 3, 243 0.40 特 别 損 154,069 7.98 6.65 93,558 12.49 税引前中間(当期)純利益 54, 291 3,986 0.21 2, 193 0.29 0.26 法人税、住民税及び事業税 2, 130 5.27 92,965 4.82 2.34 39, 424 整 19,090 等 额 法 人 税 2.95 51,939 6.93 57, 117 33,070 4.05 間(当 期)純 利 盐 #3 43, 420 利 益 43, 420 59, 581 繰 越 前 期 1,852 1,225 2,030 再 評 価 差 額 金 取 崩 額 17,815 配 当 额 ф 3,563 中間配当に伴う利益準備金積立額 77,716 113, 551 81,011 中間(当期)未処分利益

		10 1 111 1 111 111 111	Ma and the hand and
	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
1 Abstette all thate . As the ange			金利、通貨の価格、有価証券市
1. 特定取引資産・負債の評			
	場における相場その他の指標に係		場における相場その他の指標に係
上基準	る短期的な変動、市場間の格差等		る短期的な変動、市場間の格差等
	を利用して利益を得る等の目的		を利用して利益を得る等の目的
	(以下「特定取引目的」) の取引に		(以下「特定取引目的」) の取引に
	ついては、取引の約定時点を基準		ついては、取引の約定時点を基準
	とし、中間貸借対照表上「特定取		とし、貸借対照表上「特定取引資
	引資産」及び「特定取引負債」に		産」及び「特定取引負債」に計上
	計上するとともに、当該取引から		するとともに、当該取引からの損
	の損益を中間損益計算書上「特定		益を損益計算書上「特定取引収
	取引収益」及び「特定取引費用」		益」及び「特定取引費用」に計上
	に計上しております。		しております。
	特定取引資産及び特定取引負債		特定取引資産及び特定取引負債
	の評価は、有価証券及び金銭債権		の評価は、有価証券及び金銭債権
	等については中間決算日の時価に	同左	等については決算日の時価によ
	より、スワップ・先物・オブショ		り、スワップ・先物・オブション
	ン取引等の派生商品については中		取引等の派生商品については決算
	間決算日において決済したものと		日において決済したものとみなし
	みなした額により行っておりま		た額により行っております。
	す。		また、特定取引収益及び特定取
	」。 また、特定取引収益及び特定取		引費用の損益計上は、期中の受払
	引費用の損益計上は、当中間期中		利息等に、有価証券、金銭債権等
	の受払利息等に、有価証券、金銭		については前期末と当期末におけ
	佐権等については前期末と当中間		る評価損益の増減額を、派生商品
			については前期末と当期末におけ
	期末における評価損益の増減額		るみなし決済からの損益相当額の
	を、派生商品については前期末と		
	当中間期末におけるみなし決済か		増減額を加えております。
	らの損益相当額の増減額を加えて		
	おります。	And a design of the second of the second of	And the fear man life on Brill Party L. The St. TWILE.
	(1) 有価証券の評価は、移動平均		
評価方法	法による原価法により行ってお		
	ります。	法による憤却原価法、子会社株	ります。
		式及び関連会社株式については	
		移動平均法による原価法、その	
		他有価証券については、移動平	
		均法による原価法又は償却原価	
		法により行っております。	
	(2) 有価証券運用を主目的とする	(2) 同 左	(2) 同 左
	単独運用の金銭の信託において		
	信託財産として運用されている		•
	有価証券の評価は、上記(1)と		
	同じ方法により行っておりま		
	す。		
3. デリバティブ取引の評価		デリバティブ取引(特定取引目	
基準及び評価方法		的の取引を除く)の評価は、時価	
		法により行っております。	

	25 etc 191 🛆 21 191 191	当中間会計期間	前 事 業 年 度
	前 中 間 会 計 期 間 7自 平成11年4月1日\	1 年 同 云 司 39 同 	/自 平成11年4月1日\
	至 平成11年9月30日	至 平成12年9月30日	至 平成12年3月31日
4. 固定資産の減価償却の方		(1) 動産不動産	(1) 動産不動産
进	ております。なお、定率法を採用		
	しているものについては、当中間		基準の債却率による。
	会計期間末現在の年間波価貸却費		
	見積額を期間により按分し計上し	のについては、当中間会計期間	
	ております。	末現在の年間波価償却費見積額	
	建物 定率法を採用し、税法		法を採用し、税法基準
	基準の慎却率による。	ります。 20 44 chesset + 100円1 Pick	
	ただし、平成10年4月		
	1日以後に取得した建		動産 定率法を採用し、税法
	物(建物附属設備を除		
	く)については、定額		その他 税法の定める方法によ
	法を採用し、税法基準		పే.
	の償却率による。	る。	
	動 産 定率法を採用し、税法		
	基準の償却率による。	日以前取得分)、建物附属設備	
	その他 税法の定める方法によ	および構築物の波価償却の方法	
	る。	は、従来、定率法によっており	
		ましたが、保有建物等の使用状	
		況を見直した結果、店舗等とし	
		て長期間安定的に使用している	
		実態を考慮し、その償却費用が	
		使用期間に均等に計上される定	
		額法が、より適正な期間損益を	
		反映し合理的と考えられるた	
		め、当中間会計期間より定額法	
		に変更しております。	
		これにより、定率法により減	
		価償却を実施した場合に比べ、	
		経常利益および税引前中間純利	
		益はそれぞれ860百万円増加し	
		ております。	
		(2) ソフトウェア	(2) ソフトウェア
		自社利用のソフトウェアにつ	
		いては、行内における利用可能	
		期間 (5年) に基づく定額法に	
		より償却しております。	より償却しております。
		S S IN THE C CAS S & S .	なお、従来「その他資産」に
			計上していた自社利用のソフト
			ウェアについては、「研究開発
			費及びソフトウェアの会計処理
			に関する実務指針」(日本公認
			会計士協会会計制度委員会報告
			第12号 平成11年3月31日)に
			おける経過措置の適用により、
			従来の会計処理方法を継続して 採用しております。また 同都
			採用しております。また、同報
			告では上記に係るソフトウェア
			の表示については、無形固定資
			産に計上することとされており
			ますが、財務諸表の資産の分類
			等は「銀行法施行規則」(昭和
			57年大蔵省令第10号)によるこ
	1		ととされておりますので、引き
			続き「その他資産」に計上して
			おります。

前中間会計期間 7自 平成11年4月1日\ 【至 平成11年9月30日/

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている (1) 貸 倒 引 当 金 償却・引当基準に則り、次のとお り計上しております。

まず、当行の信用格付制度によ り取引先を10段階に区分し、更に それらの取引先を自己査定に基づ き、日本公認会計士協会銀行等監 查特別委員会報告第4号「銀行等」 金融機関の資産の自己査定に係る 内部統制の検証並びに貸倒償却及 び貸倒引当金の監査に関する実務。 指針」に規定する、正常先債権・ 要注意先債権・破綻懸念先債権・ 実質破綻先債権・破綻先債権に分 類しております。

正常先債権及び要注意先債権に 相当する債権については、一定の 種類毎に分類し、過去の一定期間 |における各々の貸倒実績から算出| した貸倒実績率等に基づき引き当 てております。

破綻懸念先債権に相当する債権 については、債権額から担保の処 分可能見込額及び保証による回収 が可能と認められる額を控除し、 その残額のうち、債務者の支払能 力を総合的に判断して必要と認め る額を引き当てております。

破綻先債権及び実質破綻先債権 に相当する債権については、下記 直接波額後の帳簿価額から、担保| の処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その残し 額を計上しております。

また、特定海外債権について は、対象国の政治経済情勢等に起 因して生じる損失見込額を特定海 | 外債権引当勘定(租税特別措置法| 第55条の2の海外投資等損失準備 金を含む)として引き当てており ます。

すべての債権は、資産の自己査 定基準に基づき、営業部店及び本 |部各部が資産査定を実施し、当該| 部署から独立した資産監査部が査 |定結果を監査しており、その査定| 結果に基づいて上記の引当を行っ ております。

なお、破綻先債権及び実質破綻 先債権に対する担保・保証付債権 については、債権額から担保の評 価額及び保証による回収が可能と 認められる額を控除した残額を取 立不能見込額として債権額から直 接波額しており、その金額は 879,606百万円であります。

当中間会計期間 /自 平成12年4月1日\ 【至 平成12年9月30日/

貸倒引当金は、予め定めてい る債却・引当基準に則り、次の とおり計上しております。

まず、当行の信用格付制度に より取引先を10段階に区分し、 更にそれらの取引先を自己査定 に基づき、日本公認会計士協会 銀行等監查特別委員会報告第4 号「銀行等金融機関の資産の自」 己査定に係る内部統制の検証並 びに貸倒償却及び貸倒引当金の 監査に関する実務指針」に規定 する、正常先債権・要注意先債 権・破綻懸念先債権・実質破綻 先債権・破綻先債権に分類して おります。

正常先債権及び要注意先債権 に相当する債権については、一 定の種類毎に分類し、過去の一 定期間における各々の貸倒実績 から算出した貸倒実績率等に基 づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債 権については、債権額から担保 の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断し て必要と認める額を引き当てて おります。

破綻先債権及び実質破綻先債 権に相当する債権については、 下記直接波額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上しており ます。

また、特定海外債権について は、対象国の政治経済情勢等に 起因して生じる損失見込額を特 |定海外債権引当勘定(租税特別| 措置法第55条の2の海外投資等 損失準備金を含む)として引き 当てております。

すべての債権は、資産の自己 **査定基準に基づき、営業部店及** び本部各部が資産査定を実施 し、当該部署から独立した資産 **監査部が査定結果を監査してお** り、その査定結果に基づいて上| 記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先| に対する担保・保証付債権等に ついては、債権額から担保の評】 価額及び保証による回収が可能 と認められる額を控除した残額 を取立不能見込額として債権額 から直接波額しており、その金 額は935,761百万円でありま す。

前事業年度 /自 平成11年4月1日\ **【至 平成12年3月31日/**

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準に則り、次の とおり計上しております。

まず、当行の信用格付制度に より取引先を10段階に区分し、 更にそれらの取引先を自己査定 に基づき、日本公認会計士協会 銀行等監查特別委員会報告第4 号「銀行等金融機関の資産の自 己査定に係る内部統制の検証並 びに貸倒償却及び貸倒引当金の 監査に関する実務指針」に規定 する、正常先債権・要注意先債 権・破綻懸念先債権・実質破綻 先債権・破綻先債権に分類して おります。

正常先債権及び要注意先債権 に相当する債権については、一 定の種類毎に分類し、過去の一 定期間における各々の貸倒実績 から算出した貸倒実績率等に基 **づき引き当てております。**

破綻懸念先債権に相当する債 権については、債権額から担保 の処分可能見込額及び保証によ る回収が可能と認められる額を 控除し、その残額のうち、債務。 者の支払能力を総合的に判断し て必要と認める額を引き当てて おります。

破綻先債権及び実質破綻先債 権に相当する債権については、 下記直接波額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上しており ます。

また、特定海外債権について は、対象国の政治経済情勢等に 起因して生する損失見込額を特 定海外債権引当勘定(租税特別) 措置法第55条の2の海外投資等 **損失準備金を含む)として引き** 当てております。

すべての債権は、資産の自己 **査定基準に基づき、営業部店及** び本部各部が資産査定を実施 し、当該部署から独立した資産 **監査部が査定結果を監査してお** り、その査定結果に基づいて上 記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先 に対する担保・保証付債権等に ついては、債権額から担保の評。 価額及び保証による回収が可能 と認められる額を控除した残額 を取立不能見込額として債権額 から直接波額しており、その金 額は810,615百万円でありま す。

	前中間会計期間	当中間会計期間	前 事 業 年 度
	also the state of the state of	/自 平成12年4月1日\	/自 平成11年4月1日\
	(年 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	至 平成12年9月30日)	至 平成12年3月31日)
		(2) 退職給付引当金	(2) 退職給与引当金
		従業員の退職給付に備えるた	自己都合退職による期末要支
		め、当事業年度末における退職	給額に相当する額を引き当てて
		給付債務及び年金資産の見込額	おります。
		に基づき、当中間会計期間末に	
		おいて発生していると認められ	
		る額を計上しております。	
		なお、会計基準変更時差異	
		(181,806百万円) については、	
		5年による按分額を費用処理す	
		ることとし、当中間会計期間に	
		おいては同按分額に12分の6を	
		乗じた額を計上しております。	
		(3) 債権売却損失引当金	(3) 債権売却損失引当金
		株式会社共同債権買取機構に	
		売却した不動産担保付債権の担	
		保価値を勘案し、将来発生する	
		可能性のある損失を見積もり、	
		必要と認められる額を計上して	同 左
		おります。	
		なお、この引当金は商法第	
		287条ノ2に規定する引当金で	1
		あります。	
		(4) 金融先物取引責任準備金	(4) 金融先物取引責任準備金
		金融先物取引等に関して生じ	
		た事故による損失の補てんに充	
		てるため、金融先物取引法第82	
		条及び同法施行規則第29条の規	同 左
		定に定めるところにより算出し	
		た額を計上しております。	
6. 外貨建の資産及び負債の	外貨建の資産・負債について		外貨建の資産・負債について
本邦通貨への換算基準	は、中間決算日の為替相場による		は、決算日の為替相場による円換
	円換算額を付しております。ただ		算額を付しております。ただし、
	し、①外国法人に対する出資(但		①外国法人に対する出資(但し、
	し、外貨にて調達したものを除		外貨にて調達したものを除く)、
	く)、②外貨建転換社債③その他		②外貨建転換社債、③その他当行
	当行が直物外貨建資産残高に算入		が直物外貨建資産残高に算入する
	することが適当でないと定めた外	同 左	ことが適当でないと定めた外貨建
	貨建資産は取得時、直物外貨建負		資産は取得時、直物外貨建負債残
	債残高に算入することが適当でな		高に算入することが適当でないと
	いと定めた外貨建負債については		定めた外貨建負債については発生
	発生時の為替相場によっておりま		時の為替相場によっております。
	す。海外支店勘定については、中		海外支店勘定については、決算日
	間決算日の為替相場による円換算		の為替相場による円換算額を付し
	額を付しております。		ております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移		
	転すると認められるもの以外のフ		
	ァイナンス・リース取引について	同 左	同 左
	は、通常の賃貸借取引に準じた会		
	計処理によっております。		

	10 H 12 A 10 H 14	当中間会計期間	前 事 業 年 度
	前中間会計期間 /自 平成11年4月1日\	/自 平成12年4月1日(/自 平成11年4月1日(
	(目 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	至 平成12年9月30日	至 平成12年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	122	ヘッジ会計の方法は、貸出金・	
0. 20 211 000		預金等の多数の金融資産・負債か	
		ら生じる金利リスクをデリバティ	
		ブ取引を用いて総体で管理する、	
		「マクロヘッジ」を実施しており	
		ます。これは、「銀行業における	
		金融商品会計基準適用に関する当	
		而の会計上及び監査上の取扱い」	
		(日本公認会計士協会業種別監査	
		委員会報告第15号)に定められた	
		リスク調整アプローチによるリス	
		ク管理であり、繰延ヘッジによる	
		会計処理を行っております。	
		また、リスク管理方針に定めら	
		れた許容リスク最の範囲内にリス	
		ク調整手段となるデリバティブの	
		リスク量が収まっており、ヘッジ	
		対象の金利リスクが減殺されてい	
		るかどうかを検証することによ	
		り、ヘッジの有効性を評価してお	
		ります。	
		なお、一部の資産・負債につい	
		ては、操延ヘッジあるいは金利ス	
		ワップの特例処理を行っておりま	
		す。	
9. 法人税及び住民税の計上	「(追加情報)」参照。		
方法			
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処		
	理は、税抜方式によっておりま	同左	同左
	-) -。		
11. 税効果会計に関する事項			
	び法人税等調整額は、当期におい		
	て予定している利益処分方式によ	pro de	
	る海外投資等損失準備金の取崩し	同 左	
	を前提として、当中間会計期間に		
	係る金額を計算しております。		

前・田園会計期間 (自 平成11年4月1日) 宝 平成11年4月1日) 宝 平成11年4月1日) 宝 平成12年9月30日) (1 平成12年1月1日) 宝 平成12年3月31日) (1 平成12年3月31日) (2 平成12年3月			
(室 平成11年9月30日) (室 平成12年9月30日) (室 平成12年9月30日) (室 平成12年3月31日) (と 下 保) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	前中間会計期間		
1. 注入展生の他利益に関連する金額 を課機能響として課される租税 (以下 作法人提等)という。) について は、頂房語は対象の用語、株式及び 作成方法に関する規則等の 3 年底 2 年 6 年 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7		(自 平成12年4月1日)	
を課使性等として読まされる租税(以下 「		(主 平成12年9月30日7	(± +ng12+3713147
下 [注入便等」という。)について は、			
は、「財務語表等の用語、様式及び 情報方法に関する関係等の確立数 正する符合」(平成10年大概省合第 173号) 閉期第 3 項に基づき。前事 季年度(日平成10年4月 1日 至平成 11年3月31日)から股魚集会計を適 用しており。当中間急計開間は、同 省の側期第 4 項に基づき適用しておりましたが、 なお、造入税、住民侵及び事業税 については、前中間期まで当該期を 一事業年度とみなして中間即告を行 うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間期すると もに、中間機利益が19,000百万円減 少しておりますが、当中間期に「法人 税、住民侵及び事業例」として計上 しておりますが、当中間期に「法人 税、住民侵及び事業例」として計上 しておりますが、当中間期に「法人 税、住民侵及び事業例」として計上 しておりますが、当中間期に「法人 税、住民侵及び事業例」として計上 しておりますが、当中間期に「法人 税、住民侵及び事業例」として計上 しておりますが、当中間期におり、 2 能来 まったが、当中間期におり、 2 能来 まったの整置には上してい た自社利用のソフトウェアについて は、「研究開業費及びシフトウェア 会計処理形式を維養して採用しております。 力が認定を維養して採用しております。 大部を担当た維養して採用しております。また、減額償却 の方法については、行用に対して に対しております。また、減額償却 用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸削引当金」については、前中 第1次で、「銀行法が保険」(関和5年大総省合第10号) 別紙様式が改正さる方法により 本しております。 「貸削引当金」については、前中に対 対策では、「銀行法が改正さ 今 別紙様式が定定さる方法により する方法により、深から上にか、違からり、当事業年まり資産の配及後 での部の及後に対象容面から一括性験な方を定する方法により 方形により表示したため、従来の 方形により表示したため、従来の 方形により表示したため、従来の 方形により表示したため、従来の 方形により表示したため、従来の 方形により表示したため、従来の 方形によって表示したため、従来の 方形によって表示したため、従来の 方形によって表示したため、従来の 方形によって表示したため、従来の 方形によって表示したとした。 第次資産から一括性験な方を定するの最後に対象で面がは 対象で置から一括性験な方を定する方形により 方形によった場合に比べ、資産の前は 509,086百万円、負債の節はもたことに作 での部の最後に対象を確かは 対象で置から上によった場合に比べ、資産 の節には60,45百万円、負債の節は 509,086百万円、負債の節は500,086百万円、負債の節は60,45百万円、負債の節は のの。15百万円とそそ未続を少しており 500,456百万円とそそ未続を少しており			
作成力法に関する規則等の一部を改 正する名令(平成10年大銀合令第 1737) 併則第 3 項に基づき、前事 業年度(自平成10年4月 11 里平成 11年 3 月31)から税効果会計を適 用しており、当中間別意計別間は、同 名令相関が 3 項に基づき適用しております。 なお、法人保、住民税及び事業税 については、前中間別まで当該別を 一事業年度となるして中間申告を行うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間別は任効果会計を 適用したため、従来の方法に比べ、 資産が557、761 百万円均加するとともに、中間間まで「その他経常費用」に計上しております。 また、事業限については、前中間別におりる事業のは、計上しております。なお、当中間別は「法人 税、住民税及び事業税」として計上しております。なお、当中間別における事業税とありません。 2. 従来「その他経常費用」に計上していた自社利用のフラトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェア な会計処理に関する妥務計割)(日本公認会計・総会会計制度委員会報 管第12号 平成11年3 月31日)における発過措置の適用により、従来の 会計処理が担け者が発育計(日本公認会計上を会会計制度委員会報 管第12号 平成11年3 月31日)における発過措置の適用により、従来の 会計処理が配計止することとされております。 で成11年3 月31日)における経過措置の適用により、従来の 会計処理が配計止することとされております。 で成11年3 月31日 「総計 日本 10年 「発育引き会」については、前中間 市に制間に基づく定額法によって おります。「発育引き会」については、前中間 市に利用に基づく定額法によって おりまして、対策が定計しております。 「発育引き会」については、前中間 市に利用に基づく定額法によって おりまして、対策が定に対しております。 「発育引き会」については、前中間 市まます。「発育引き会」については、前中間 市まます。「発育引き会」については、前中間 市まます。「発育引き会」については、前中間 市まますを見まずの意味と記されております。 「発育引き会」については、前中間 おりました「発育引き会」は、「表述年度を登録の部に掲記して おりました「発育引き会」は、「表述年度を受益の部に掲記して なります。「発育引き会」は、「表述年度を可能の部に掲記して なります。「発育引き会」は、「表述年度を可能の部に掲記して なります。「発育引き会」は、「表述年度を可能の部に掲記して なります。「発育引き会」は、「表述年度を可能の部に掲記して 会計の間に基づくを対していては、前中間 によって、発育引きを引きまして、 対するによっては、表述年度を可能のの必要により、 で表述年度を可能のが必要により、 で表述年度を可能の部に掲記して を計でを可能を定する方法により で表述年度を可能の表述といては、 で表述年度を可能の表述をしていては、前中で表述をしていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい			
正する符合」(平成10年大展省合第 173号) 閉則第 3 項に基づき。 前事 案年度 (国平成10年 4 月 1 日 国 平成 11年 3 月 3 日 1) から視効果会計を適用しております。 なお、法人後、住民税及び事業税 については、前中間期まで当該期を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上しておりましたが、 資産が161 万円 門別 1 世 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を			
173分) 解則第3項に基づき、前少 業年度 (自平成)6年4月1日至平成 11年3月31日)から税効果会計を適 用しており、当中間場会計別間は、同 省合制関連す項に基づき動力してお ります。 なお、法人税、住民税及び事業税 については、前中間期まで当該期を 一事業年度とかなして中間申告を行 うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間別は「法人 役、住民税及び事業税」として計し しておりましたが、当中間別は「法人 役、住民税及び事業税」として計し しておりましたが、当中間別は「法人 役、住民税及び事業税」として計し しておりましたが、当中間別は「法人 役、住民税及び事業税」として計し しておりましたが、当中間別にお 行ろ等等限はに関する実務指針」(日 本公認会計上総会会計制度委員会報 告第12号 平成11年3月31日)にお ける経過措置の適用により、従来の 会計処理に関する実務指針」(日 本公認会計上総会会計制度委員会報 告第12号 平成11年3月31日)にお ける経過措置の適用により、従来の 会計処理に関するよ務指針 (国本の選別に関するよ務指針) (国本の選別に関するよ務指針) (国本の選別に関するよ務有針) (国本の選別に関するよ務有針) (国本の選別に関するよのでは、 無形固定資産に計上することとされ なります。なお、同税合では上記に係 るソフトウェアの表示については、 無形固定資産に計上することとされ ております。ととされ ております。また、該価値知 行法施行規則」(昭和57年大蔵省合 第10号) によることとされ おります。 「費削引当金」については、前中間 書計開まで負債の部に掲記してお ります。 「費削引当金」については、前中間 書計開まで負債の部に掲記してお ります。 「費削引当金」については、前中間 書計開まで負債の部に掲記して おりまして、資産の部の最後に が、銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省合第10 年大成名合第10号) 別紙鉄式が改正さ 、 2を新規則、(昭和57年大蔵省合第10 年大成名合第10号) 別紙鉄式が改正さ でも別を表すしていては、前中間 書を作成の部に掲記して い、当案年度よで負債の部に掲記して い、当案年度よで負債の部に掲記して い、当案年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度まで負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よび負債の部に掲記して い、対策年度よで負債の部に掲記して い、対策年度よび負債の部に掲記して い、対策年度よび負債の部に掲記して い、対策年度まで負債の部に掲記して い、対策年度まで負債の部に掲記して い、対策年度を対して対ります。のの部は自分のの部に提記して では対しております。のの部はもの、40年のの部にはもの、40年の ではありまして対ります。のの部はもの、40年の では対しております。のの部はもの、40年の では対してよります。のの部はもの、40年の では対してよります。のの部はもの、40年の では対してよります。のの部はもの、40年の では対してよります。 では対してよります。 では対してよります。 では対してよります。 では対してよります。 のの部はもの、40年の ではります。 のの部はもの、40年の ではります。 のの部はもの、40年の ではります。 のの部はもの、40年の ではりまります。 のの部はもの。40年の ではります。 のの部はもの。40年の ではります。 のの部はもの。40年の ではります。 のの部はものの部は ではります。 のの部はものの部は ではります。 のの部はものの部は ではりまする。 のの部は ではります。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は ではりまする。 のの部は のの部は のの部は のの部は のの部は のの部は のの部は のの部	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
11年3月31日)から侵効果会計を適用しております。 なお、法人税、住民役及び事業税 については、前中間則まで当該別を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間別は(資産会計を適用したため、院業の方法に比べ、 資産が657,761百万円均加するとともに、中間別まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間別は「法人税、住民役及び事業税」として計上しております。なお、当中間別に「法人税、住民役及び事業税」として計上しております。なお、当中間別におう事業税及が事業税」として計上しております。なお、当中間別におう事業税はありません。 2. 従来「その他資館」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究間を背及がソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計・担急会計制度を負債を領しております。なお、同機告では上記に係るソフトウェアの会計を機能の適用により、従来の会計処理方法を継続とて採用しております。なお、同機告では上記に係るタフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされております。なお、同機告では上記に係るプラーの表示については、特に会計制度の適用に対しております。なお、同機告では上記に係るプラーの対していては、「計算の情報で適用しております。なお、同機合では上記に係るプラーの対します。資産の部に対しております。なお、同機告では上記に依まります。なお、同機告では上記に依まります。、資産の部に出記しております。なお、同様告では上記とて表別を指針では、資産の部に出記しております。これ、「銀行法庭行規則」(昭和57年大成省全部)は、銀貨産がら一括資館、する方法により表別を行政的により表別での部におり、9月の別様表が改正されたことに作い、とにといては、前中間のが記さが、2月の別様を行政的によります。「登録目前の部におり、2月の別様を行政的によります。「登録目前の部におり、2月の前におり、2月の前におり、2月の前におり、2月の前によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合によった場合におります。(564百万円、人様の部は509、9360日間、2000円に対しているのはりに対しなりに対しているのはりに対しているのはりに対しなりに対しているのはりに対しているのはりに対しているのはりに対しているのはりに対しているのはりに対しなりに対しなりに対しな			
用しており、当中刑会計判問は、同 合作制領第4項に基づき適用しております。 なお、法人後、住民侵及び事業役 については、前中間則まで当該明を 一事業年度とみなして中間中告を行うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間側は後の集全計を 適用したため、従来の方法に比べ、 資産が637,761百万円列却するとともに、中間純利益が19,690百万円減 少しております。また、事情和別に計上しております。また、事業税については、前中間別まで「その他経常党刑」に計上しております。なお、当中間別に計しております。なお、当中間別における事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発予及びソフトウェアの会計や型に関する実務指針」「日本公認会計士協会会計制度委員会報 告第12号 平成11年3月31日)における経過程度の適用により、従来の会計処理に対よを報銘して採用しておりますが、資産の分類等は「銀行法総行規則」(昭和57年大総省令第10号)によることとされておりますが、資産の分類等は「銀行法総行規則」(昭和57年大総省令第10号)によることとされておりますが、資産の分類等は「銀行法と同時間は資産が活動とすることとされておりますが、資産の分類等は「銀行法と同時間は資産の方法については、無利におりますが、資産の分類等は「銀行法と同時間とある」は、「銀行法総行規則」(昭和57年大総省令第10号)別解核式が改正されたことに作いたことに伴い、当中間会計関間は資産が認定しております。プチにより表示したと、第2年の第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年、第2年での第15年によった場合には、第2年の第15年、第2年での第15年によった場合によった。第2年では、第2年	業年度(自平成10年4月1日至平成		
名令相関第4項に基づき適用しております。 法人 係、住民侵及び事業税 については、前中間則まで当該則を一事業年度とみなして中間間を管行うとした場合の慇懃を計しておりましたが、当中間別は「強人機会計を適用したため、後述の方法に比べ、 資産が657,761 百万円増加するとともに、中間統利益が19,090百万円数 少しております。 また、事業保については、前中間関まで「その他経常常用」に計上しておりましたが、当中間別に 1治人機、住民侵及び事業的、として計上しております。 なお、当中間別に 1治人機、住民侵及び事業的、として計上しております。 なお、当中間別に 1治人機、住民侵及び事業的、として計上しております。 なお、当中間別に 1治人で、住民利用のツフトウェアについては、「研究開業を及びソントウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平板11年3月31日) における経過措置の適用により、従述の会計処理が関係を確認しては用しております。 なお、同侵告では上記に係るソフトウェアの表示については、保護制であります。 なお、同侵告では上記に係るソフトウェアの表示については、信用でおりますが、資産の分類では 1項行法施行規則」(昭和57年大議省令第10号) 別が低く対策では、「教育社施行規則」(昭和57年大議省令第10号) 別が低く対策では、「教育技术が改正されたことに律れたことに律い、当中間会計別間は資産の部の最後に対策の対策が対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対	11年3月31日)から税効果会計を適		
のます。なお、注入税、住民税及び事業税 については、前中間期まで当該期を 一事業年度とみなして中間中告を行 うとした場合の税額を計上しており ましたが、当中間期は使効果会計を 適用したため、後来の方法に比べ、 資産が657,761百万円増加するとと もに、中間検利益が19,090百万円減 少しております。 また、事業税については、前中間 期まで「その他登確等)目、に計上しておりましたが、当中間別に 1 法人 税、住民税及び事業税」として計上 しております。なお、当中間別に 1 法人 税、住民税及び事業税 として計上 しております。なお、当中間別に 1 法人 で表する他登確第 に計上してい た自社利用のソフトウェアについて は、「研究間発管及びメフトウェア の会計処理に関する実務部針」(日 本公認会計士協会会計制度委員会報 管第12号・平成1年 3 月31 日) にお ける経過措置の適用により、従来の 会計地理力技を維乾して採用してお りますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大統省令第 3 ソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされ なりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大統省令第 3 10号)によることとされておりますので、引き続き(その他収施」に 計上しておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大統省令第 10号)、13 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1		
なお、法人税、作民税及び事業税 については、前中間別まで当該別を 一事業年度とみなして中間申告を行 うとした場合の税額を計上しておりましたが、資産が637,761百万円効かするとともに、中間総利益が19,800百万円效 少しております。 また、事業税については、前中間別は「法人 税、住民税及び事業税」として計上しております。なお、当中間別における事業税はありません。 2. 従来「その他登産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「新売間整費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計計は後会会計制度委員会報 台第125 平成11年3月31日)における経過計配の適用により、従来の会計処理に関する実務指針」(日本公認会計計と経験の大は無形固定意に計上することとされております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、「新売間監に計上することとされております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、統形固定意に計上することとされております。なお、同報告では上記に係るリますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和67年大蔵省令第10分)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。 「賞研引当金」については、前中間 南事業年度まで負債の部に掲記しておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。 「賞研引当金」については、前中間 本別は大きないたとしております。 「賞研引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和674 本別を行び回り、別紙様式が改正さらり、別紙様式が改正さらり、別紙様式が改正さらり、別紙様式が改正さらり、別紙様式が改正さらにり、方方法により表示したため、従来の方法により表示したため、従来の方法により表示したとか、従来の方法によった場合に比べ、資産のの866に対象資産から一括整節する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産のの866ののの最後に対象資産から一括整節する方法により表示したと、資産のの866ののの最後に対象資産から一括整節する方法により表示したと、資産のの866ののの後に対象資産から一括整節する方法によった場合に比べ、資産の366の、636百万円、負債の365万円、利益の365万円、利益の3			
については、前中間別は代効果会計を 適用したため、 従来の方法に比べ、 資産が657,761百万円増加するとともに、中間純利益が19,690百万円は 少しております。また、事業税については、前中間別まで「その他経常費用」に計上して だりまましたが、当中間別は「徒人 税、住民税及び事業税」として計上しております。なお、当中間別における事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本会認会計士協会会計制度委員会報 告第12号 平成11年3月31日)における経過地版の適用により、従来の 会計処理方法を継続して採用しております。なお、同機告では上記に係るソフトウェアの表計を継続して採用しております。なお、同機告では上記に係るソフトウェアの表示については、 無形固定資産に計上することとされております。なお、商機告では上記に係るソフトウェアの表示については、 無形固定資産に計上することとされております。から、資産の分類やは 方が法については、行内における利 用可能側面に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、 前中間 会計別間はで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行 すた成者の第10分)別紙帳式が改正さらい、当年10分)別紙帳式が改正さられた」とい、当年10分の第1位 を計別間まで負債の部に相記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行 またが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵者令第10 作人蔵者を記り入り無係状式が改正さられたことに使い、当中間会計期間は資 産の部の最後に対象資産がら一括控除 変更の形は が入り、当年20分の第1位、 第2年度より資産の部の最後に を対力法により表示したため、 従来の 方法により表示したため、 従来の 方法によった場合に比べ、 資産 のの部の最後に対象資産がら一括控除 を対しております。この変更により、 、当事業年度より資産の部の最後に を表しております。この変更により、 、当事業年度より資産の部の最後に を表しております。この変更により、 、当事業年度より資産の部の最後に を表しております。この変更により、 、当事業年度より資産の部の最後に を表しております。この変更により、 のの語の最後に対象資産が自己により 方法によった場合に比べ、 資産 のの語の最後に対象資産が自己により 方法によった場合に比べ、 資産 のの語の最後に対象資産が自己により 方法によった場合に比べ、 資産 のの語の日でも対しまります。			
一事業年度とみなして中間申告を行 うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間別は役別集会計を 適用したため、従来の方法に比べ、 資産が857,761 百万円削加するとと もに、中間純利益が19,090百万円被 少しております。 また、事業税については、			
うとした場合の段割を計上しておりましたが、当中間別は使効果会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が657,761百万円増加するとともに、中間純利益が19,090百万円波少しております。また、事業限については、前中間関まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間別は「法人 税、住民税及び事業税」として計上しておりましたが、当中間別は「法人 税、住民税及び事業税」として計上していた。 (
ましたが、当中間別は税効外会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が657、761 百万円包加するとともに、中間純利益が19,090百万円減少しております。また、事業税については、前中間別まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間別は「お人税、住民税及び事業税」として計上しております。なお、当中間別における事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第10季 年成1年3 月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理がよど報続して採用しておりまする表過措置の適用により、従来の会計処理がよど、同権をでは上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上するととされておりますが、資産の分類等は「銀行法総行規則」(昭和57年大政省令第10号)によることとされておりますので、引き終さ「その他資産」に計上しておりますが、資産の分類等は「銀行法総行規則」(昭和57年大政省令第10号)によった場合には、前中間会計期間に基づく定額はによっております。また、波価債却の方法については、「行行における利用可能期間に基づく定額を定面が出る利用可能期間に基づく定額を定面が出る利用で制度が表する方法によった場合に比べ、資産の部に後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部にも509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円それぞれ減少しております。			
適用したため、従来の方法に比べ、資産が657、761 百万 円増加するともに、中間総利益が19,990百万円減少しております。また、事業税については、前中間期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間期における事業投にわりません。 2 後来 「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計处理に関する実務指針」(日本公認会計上協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同権をでは上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされております。なお、同権をでは上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、賃産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別、統立ととされております。で、引き続き「その他賃産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能側間に基づく定額法によっております。また、減価償却の方法については、(有内間は10分割 に関わらでは、第1分割 に関わらでは、第2分割 に関わらでは、第2分割 に関わらでは、第2分割 によった場合に比べ、資産の部は の第1は60,494百万円、負債の部は 509,096百万円、負債の部は 509,096百万円 2 れぞれ減少しております。			
もに、中間純利益が19,090百万円被 少しております。 また、事業税については、前中間 期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間別に「法人 税、住民侵及び事業税」として計上 しております。なお、当中間別にお ける事業税はありません。 2 徳来「その他資産」に計上してい た自社利用のソフトウェアについて は、「研究開発費及びソフトウェア の会計処理に関する実務指針」(日 本公認会計士協会会計制度委員会報 告第12号 平成11年3月31日)にお ける経過精型の適用により、従来の 会計処理方法を継続して採用してお ります。なお、同報告では上記に係 カンフトウェアの表示については、 無形固定資産に計上することとされておりま すので、引き続き「その他資産」に 計上しております。また、被価償却 の方法については、行内における利 用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しておりますの方法については、(行内における利 用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しておりました「貸面引当金」は、「銀行 法施行規則」(昭和57年大統合令第10分)別紙様式が改正されたことに伴い、 対象資産がから一括控除する方法により 表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、長債の部は1509,096百万円、長債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1509,096百万円、負債の部は1500,096百万円、負債の部は1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,0461百万円、1500,04611日間は15			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,		l l
また、事業税については、前中間 期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間別における事務似はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされております。な、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。た、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。た、減価償却の方法については、行内における利用で説明間に基づく定額法によっております。と、減価償却の方法については、行内における利用で説明間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間は資産の部の及後に対象資産から一括を対象で大成省令第10分)別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度より資産の部の及後に対象資産から一括を対象でも一括技能する方法により表示したため、従来の方法により表示したに発いております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509、096百万円、負債の部に509、096百万円、負債の部に509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円・負債の部は509、0960百万円・負債の部は509、0960百万円・負債の部は509、0960百万円・負債の部は509、0960百万円・負債の部は509、0960百万円・負債の第109円・向債の第109円			
期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間期における事業税はありません。 ②、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同程舎では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計明の課題によっております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。この変更により、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法によりまうにより表定がよります。この変更により、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により、方別によります。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509、996百万円、負債の部は509、996百万円、負債の部は509、996百万円、負債の部は509、996百万円、負債の部は509、996百万円、負債の部は509、996百万円、負債の部は509、996百万円、負債の部は509、906百万円とれぞれ減少しております。			
ておりましたが、当中間別は「法人 税、住民税及び事業税」として計上 しております。なお、当中間別にお ける事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上してい た自社利用のソフトウェアについて は、「研究開発費及びソフトウェア の会計処理に関する実務指針」(日 本公認会計士協会会計制度委員会報 告節12号 平成11年3月31日)にお ける経過排散の適用により、従来の 会計処理方法を継続して採用してお ります。なお、同報告では上記に係 るソフトウェアの表示については、 無形固定資産に計上することされ でおり速すが、資産の分類等は「現 行法施行規則」(昭和57年大蔵名令 第10号)によることとされておりま すっで、引き続き「その他資産」に 計上しておりますが、貴産の分類等は「現 行法施行規則」(昭和57年大蔵名令 第10号)によることとされておりま ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大 おります。 「資倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しており ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大 表名等10号)別紙様式が改正されたことに伴 なたことに伴い、当中間会計期間は設 を変形の人後に対象資産から一括陸除 する方法により表示したため、従来の 方法により表示したため、従来の 方法により表示したため、従来の 方法により表示したため、で変更により、 要示しております。この変更により、 で来の方法によった場合に比べ、資産 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの			
使、住民税及び事業税」として計上しております。 なお、当中間別における事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。 なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。 また、該価値却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 また、該価値却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。と、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したより、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したより、資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産がら一括控除する方法により表示しております。 この変更により、確実の方法によった場合に比べ、資産の部に移らの454百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は500、454百万円それぞれ減少しております。			
しております。なお、当中間期における事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過排散の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされております。また、減価信却の方法に行処則」(昭和57年大成省令第10号)によることとされております。また、減価信却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。とに作い、「銀行法施行規則」(昭和57年大成省令第10号)別紙様式が改正されたことに作り、「銀行法施行規則」(昭和57年大成省令第10号)別紙様式が改正されたことに作り、当中開会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したとめ、で来の方法によった場合に比べ、資産の部は1509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は509、966百万円、負債の部は500、966百万円、負債の部は500、966百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、負債の部は500、454百万円、400、450、454百万円、400、454百万円、400、450、450、450、450、450、450、450、450、450			
ける事業税はありません。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第1259 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。また、液価値却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に適用に基づく定額法によっております。また、液価値却の方法については、で銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、906百万円、負債の部は509、454百万円、負債の部は500、454百万円では500、454百万円では500 への第250 へ			
た自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計土協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省等前10号)によることとされております。また、被価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。とに得到当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに作い、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに作い、当事業年度より資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は600,454百万円、包債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は500,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円でも200,454百万円では200			
は、「研究開発費及びソフトウェア の会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報 告第12号 平成11年3月31日)にお ける経過措置の適用により、従来の 会計処理方法を継続して採用してお ります。なお、同報告では上記に係 るソフトウェアの表示については、 無形固定資産に計上することとされ ておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに停 れたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は650,454百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は	2. 従来「その他資産」に計上してい		
の会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間におり、定額で規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部の最後に対象資産がら一括控除する方法により、資本の方法によった場合に比べ、資産の第1位60、451百万円、負債の部は509、096百万円、負債の部は500、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、096百万円、0960	た自社利用のソフトウェアについて		
本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行注施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、被価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間よず公式を通法によっております。「貸倒引当金」については、前中間会計期間まで負債の部に掲記しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙館式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509、096百万円、負債の部は509、096百万円、090、096百万円、090、096百万円、090、096百万円、090、090、096百万円、090、090、090、090、090、090、090、090、090、09			
告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。また、被価値知の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間は資産の部に掲記しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法により対象資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部は、資産の部は、当事業年度より資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部は、当事業年度より資産の部の最後に対象資産の部の最後に対象資産の部は、当事業年度より資産の部の最後に対象資産の部は、当事業年度より資産の部の最後に対象資産の部は、509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は500,454百万円、負債の部は500,454百万円、負債の部は500,454百万円、負債の部は500,454百万円、負債の部は500,454百万円、負債の部は500,454百万円でれぞれ減少しております。			
ける経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。また、減価値却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。「貸倒引当金」に、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法により資産の部の最後に対象資産がある方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は500,454百万円、自100,454日に対しは100,454日			
会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。また、被価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間は資産がの部の最後に対象資産から一括控金が支持により変産の部の最後に対象資産から一括控金が支持により変産の部の最後に対象資産がある。 「資便の部の最後に対象資産から一括控金が支持によった場合に比べ、資産の部の最後に対象資産の部には記しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は660,454百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は600,454百万円、負債の部は			
ります。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされております。また、被価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間は基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間は資産したが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴れたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法によりま示したため、従来の方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部の最後に対象資産がら一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は660,454百万円それぞれ減少しております。			
るソフトウェアの表示については、 無形固定資産に計上することとされ ておりますが、資産の分類等は「銀 行法施行規則」(昭和57年大蔵省令 第10号)によることとされておりま すので、引き続き「その他資産」に 計上しております。また、被価償却 の方法については、行内における利 用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しており ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10 年大蔵省令第10号)別紙様式が改正さ れたことに伴い、当中間会計期間は資 産の部の最後に対象資産から一括控除 する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は 500,454百万円、負債の部は 660,454百万円、負債の部は			
ておりますが、資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、該価値却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間は近点で大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法により資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は500,454百万円それぞれ減少しており			
行法施行規則」(昭和57年大談省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間は否定したが、「銀行法施行規則」(昭和57年大談省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したとい、当事業年度より資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は万円それぞれ減少しております。	無形固定資産に計上することとされ		
第10号)によることとされております。すので、引き続き「その他資産」に 計上しております。また、被価償却 の方法については、行内における利 用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しており ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57 年大蔵省令第10号)別紙様式が改正さ れたことに伴い、当中間会計期間は資 産の部の最後に対象資産から一括控除 する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は 660,454百万円、負債の部は	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
すので、引き続き「その他資産」に 計上しております。また、減価償却 の方法については、行内における利 用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しており ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57 年大蔵省令第10号)別紙様式が改正さ れたことに伴い、当中間会計期間は資 座の部の最後に対象資産から一括控除 する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百 万円それぞれ減少しております。 「貸倒引当金」は、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10 号)別紙様式が改正されたことに伴 い、当事業年度より資産の部の最後に 対象資産から一括控除 する方法により 表示しております。この変更により、 従来の方法によった場合に比べ、資産 の部は660,454百万円、負債の部は 660,454百万円それぞれ減少しており			
計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間まで負債の部に掲記しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により変配の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円それぞれ減少しております。			
用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しており ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57 年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法により資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は660,454百万円、負債の部は509,050分割。			
用可能期間に基づく定額法によって おります。 「貸倒引当金」については、前中間 会計期間まで負債の部に掲記しており ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57 年大蔵省令第10号)別紙様式が改正さ れたことに伴い、当中間会計期間は資 産の部の最後に対象資産から一括控除 する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百 万円それぞれ減少しております。 「貸倒引当金」は、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10 号)別紙様式が改正されたことに伴 い、当事業年度より資産の部の最後に 対象資産から一括控除 対象資産から一括控除する方法により 表示しております。この変更により、 従来の方法によった場合に比べ、資産 の部は660,454百万円、負債の部は 660,454百万円それぞれ減少しており			
おります。 「貸倒引当金」については、前中間会計期間まで負債の部に掲記しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴れたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は500,454百万円それぞれ減少しております。			
「貸倒引当金」については、前中間会計期間まで負債の部に掲記しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴れたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円でれぞれ減少しており			
ましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴れたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法によりする方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円でもでも対象す。			
年大蔵省令第10号)別紙様式が改正さ 号)別紙様式が改正されたことに伴れたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法によりである方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産をおり、 209,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円でもでもできます。		•	
れたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示したため、従来の方法により表示したため、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は509,096百万円、負債の部は 660,454百万円、負債の部は 660,454百万円それぞれ減少しております。			
産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百 万円それぞれ減少しております。 の部は660,454百万円、負債の部は 660,454百万円それぞれ減少しており			
する方法により表示したため、従来の 方法によった場合に比べ、資産の部は 509,096百万円、負債の部は509,096百 万円それぞれ減少しております。 660,454百万円それぞれ減少しており			
方法によった場合に比べ、資産の部は 従来の方法によった場合に比べ、資産 509,096百万円、負債の部は509,096百 の部は660,454百万円、負債の部は 万円それぞれ減少しております。 660,454百万円それぞれ減少しており			
509,096百万円、負債の部は509,096百 の部は660,454百万円、負債の部は 万円それぞれ減少しております。 660,454百万円それぞれ減少しており		,	
万円それぞれ減少しております。 660,454百万円それぞれ減少しており			
ます。		1	
			ます。

At -t 101 A A1 461 DD	1/2 eta 100 A et 14g 100	sta att 4% to the
前中間会計期間	当中間会計期間	前 事 業 年 度
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日)	(自 平成11年4月1日)
至 平成11年9月30日/	至 平成12年9月30日/	【至 平成12年3月31日/
	(退職給付会計)	
	当中間会計期間から退職給付に係	
	る会計基準 (「退職給付に係る会計基	
	迎の設定に関する意見告」(企業会計	
	審議会平成10年6月16日)) を適用し	
	ております。この結果、従来の方法	
	によった場合と比較して、経常利益	
	は4,842百万円増加し、税引前中間純	
	利益は13,338百万円減少しておりま	
	す。	
	なお、退職給与引当金は、退職給付	
	引当金に含めて表示しております。	
	(金融商品会計)	
	当中間会計期間から金融商品に係	
	る会計基準(「金融商品に係る会計基	
	準の設定に関する意見書」(企業会計	
	審議会平成11年1月22日)) を適用	
	し、有価証券の評価の方法、デリバ	
	ティブ取引の評価の方法、ヘッジ会	
	計の方法等について変更しておりま	
	す。この結果、従来の方法によった	
	場合と比較して、経常利益および税	
	引前中間純利益はそれぞれ2,712百万	
	円増加しております。	
	なお、使用貸借又は賃貸借契約に	
	より貸し付けている有価証券は、従	
	来「有価証券」中の貸付有価証券に	
	計上しておりましたが、当中間会計	
	期間よりその種類毎に「有価証券」	
	中の国債、地方債等に計上しており	
1	ます。当中間会計期間末における使	
	用貸借又は賃貸借契約により貸し付	
	けている有価証券は15,456百万円で	
	あります。	
	当中間会計期間においては、その	
	他有価証券のうち時価のあるものに	
	ついて、時価評価を行っておりませ	
	ん。なお、平成12年大蔵省令第10号	
	附則第3項によるその他有価証券に	
	係る中間貸借対照表計上額等(時価	
	のあるもの) は次のとおりでありま	
	す。また、以下の金額には「有価証	
	券」のほか、「現金預け金」中の譲渡	1
1	性預け金、「買入金銭債権」中のコマ	
	ーシャル・ペーパー及び「金銭の信	
	託」が含まれております。	
	中間貸借対照表計上額 6,340,459百万円	
	時 価 <u>6,409,875百万円</u>	
	差 額 69,415百万円	
	綠延税金負債相当額 △ 27,210百万円	
	その他有価証券	
	評価差額金相当額 42,204百万円	
1	1 / MC (CAN Rep A 1 / AT 25 MA 1 / MAY	1
	(外貨建取引等会計基準)	
	「銀行業において『新外為経理基	
	「銀行業において『新外為経理基 準』を継続適用した場合の当面の監	
	「銀行業において『新外為経理基	
	「銀行業において『新外為経理基 準』を継続適用した場合の当面の監	
	「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外	
	「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監 査上の取扱い」(日本公認会計士協会	

前中間会計期間	当中間会計期間	前 事 業 年 度
(自 平成11年4月1日)	(自 平成12年4月1日)	(自 平成11年4月1日)
至 平成11年9月30日/	至 平成12年9月30日/	至 平成12年3月31日/
	利益に関連する金額を課税標準とす	
	る事業税以外の事業税は、「その他経	
	常費用」として計上しております。な	
	お、東京都に係る事業税については、	
	従来、「法人税、住民税及び事業税」	
	に計上しておりましたが、「東京都に	
	おける銀行業等に対する事業税の課税	
	標準等の特例に関する条例」(平成12	
	年東京都条例第145号)が平成12年4	
	月1日に施行されたことに伴い、当中	
	間会計期間より、「その他経常費用」	
	として4,314百万円計上しておりま	
	す。	
	「大阪府における銀行業等に対する	
	事業税の課税標準等の特例に関する条	
	例」(平成12年大阪府条例第131号)が	
	平成12年6月9日に公布されたことか	
	ら、繰延税金資産及び繰延税金負債の	
	計算に使用する法定実効税率を、当中	
	間会計期間より前事業年度の39.62%	
	から39.20%に変更しております。こ	
	の変更により、繰延税金資産の金額は	
	5,815百万円減少し、当中間会計期間	
	に計上された法人税等調整額の金額は	
	同額増加しております。また、再評価	
	に係る繰延税金負債の金額は326百万	
	円減少し、再評価差額金の金額は同額	
	増加しております。	

(中間貸借対照表関係)

(中間賃借対照表関係)		
前中間会計期間末	当中間会計期間末	前事業年度末
(平成11年9月30日)	(平成12年9月30日)	(平成12年3月31日)
※1. 銀行法第2条第8項に規定する 子会社の株式総額	※1. 銀行法第2条第8項に規定する 子会社の株式総額	※1. 銀行法第2条第8項に規定する 子会社の株式総額
214,034百万円	233,644百万円 ※2. 消費貸借契約により貸し付けて いる有価証券が、「有価証券」、 「その他資産」中の保管有価証券 等及び「特定取引資産」中の商品 有価証券に合計665,568百万円含 まれております。	223,835百万円
※3. 自己株式のうち、商法第210条 ノ2第2項第3号に定める自己 株式はありません。	※3. 同 左	※3. 同 左
※4. 貸出ののうち、破に、 (2 172, 391 百万円、 (3 26 4, 068 百万円であります。	※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は 165,689百万円、延滞債権額は 965,859百万円であります。 なお、自己査定の結果に基づき、自己査定上の「破綻先債権」を破綻先債権として、「実債を発力を収益を発力を収益を表別である。 ない また はい	※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は 156,629百万円、延滞債権額は 1,067,715百万円であります。 なお、自己査定の結果に基づき、自己査定上の「破綻先債権として、「実質破綻先債権として、「実質破綻先債権としており、これらの貸出金の未収利息を収益不計上としております。
※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞 債権額は65,538百万円でありま す。	※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞 債権額は53,548百万円でありま す。	
なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定支 払日の翌日から3月以上遅延して いる貸出金で破綻先債権及び延滞 債権に該当しないものでありま す。	なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定支 払日の翌日から3月以上遅延して いる貸出金で破綻先債権及び延滞 債権に該当しないものでありま す。	なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定支 払日の翌日から3月以上遅延して

前中間会計期間末(平成11年9月30日)

※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債 権額は654,663百万円でありま す。

> なお、貸出条件級和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有 利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月 以上延滞債権に該当しないもので あります。

- ※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件 緩和債権額の合計額は1,756,660 百万円であります。
- ※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、501,148百万円であります。

当中間会計期間末(平成12年9月30日)

※6. 貸出金のうち、貸出条件級和債 権額は161,550百万円でありま す。

> なお、貸出条件級和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有 利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月 以上延滞債権に該当しないもので あります。

※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件 緩和債権額の合計額は1,346,646 百万円であります。

> なお、上記4.から7. に掲げた債 権額は、貸倒引当金控除前の金額 であります。

※9. 手形割引により取得した銀行引 受手形、商業手形、荷付為替手形 等の額面金額は、782,095百万円 であります。

※10. 担保に供している資産は次のと おりであります。

担保に供している資産

有価証券 850,931百万円 貸出金 1,373,409百万円 担保資産に対応する債務

預 金 66,261百万円 コールマネー 1,119,889百万円 売渡手形 278,400百万円 借用金 3,890百万円 その地((情)人有証券) 157,472百万円 上記のほか、為替決済等の取引 の担保あるいは先物取引証拠金等 の代用として、有価証券807,858 百万円、貸出金6,606百万円、そ の他資産(保管有価証券等) 165,452百万円を差し入れております。

なお、動産不動産のうち保証金 権利金は97,538百万円、その他資 産のうち先物取引差入証拠金は 5,129百万円、債券借入取引担保 金は157,550百万円であります。

前事業年度末(平成12年3月31日)

※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債 権額は412,735百万円でありま す。

> なお、貸出条件級和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有 利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月 以上延滞債権に該当しないもので あります。

※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件 緩和債権額の合計額は1,672,375 百万円であります。

なお、上記4.から7.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※10. 担保に供している資産は次のと おりであります。

担保に供している資産

有価証券 574,600百万円 貸出金 1,113,092百万円 担保資産に対応する債務

預金 74,354百万円 コールマネー 650,000百万円 売渡手形 295,700百万円 借用金 5,363百万円 その総額借入種庭券 67,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引 の担保あるいは先物取引証拠金 等の代用として、有価証券 1,083,411百万円、貸出金9,606 百万円、その他資産(保管有価 証券等)97,000百万円を差し入れております。

前中間会計期間末 前事業年度末 当中間会計期間末 (平成12年3月31日) (平成11年9月30日) (平成12年9月30日) ※11. ヘッジ手段に係る損益又は評価 差額は、純額で繰延ヘッジ損失と してその他資産に含めて計上して おります。なお、上記相殺前の繰 延ヘッジ損失の総額は106,845百 万円、繰延ヘッジ利益の総額は 77,226百万円であります。 ※12. 動産不動産の減価償却累計額 ※12. 動産不動産の減価償却累計額 ※12. 動産不動産の減価償却累計額 244,715百万円 252,361百万円 247, 420百万円 ※13. 動産不動産の圧縮記帳額 ※13. 動産不動産の圧縮記帳額 ※13. 動産不動産の圧縮記帳額 33,872百万円 32,054百万円 34,393百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) (当中間期圧縮記帳額 一百万円) (当期圧縮記帳額 一百万円) ※14. 借用金には、他の債務よりも債 | ※14. 借用金には、他の債務よりも債 | ※14. 借用金には、他の債務よりも債 務の履行が後順位である旨の特約 務の履行が後順位である旨の特約 務の履行が後順位である旨の特約 が付された劣後特約付借入金 が付された劣後特約付借入金 が付された劣後特約付借入金 1,664,671百万円が含まれており 1,544,962百万円が含まれており 1,696,291百万円が含まれており ます。 ます。 ます。 ※15. 社債には、永久劣後特約付社債 ※15. 社債には、劣後特約付往債 ※15. 社債は全額、永久劣後特約付社 100,000百万円が含まれておりま 150,000百万円が含まれておりま 低であります。 す。 す。 ※16. 特別法上の引当金は次のとおり ※16. 特別法上の引当金は次のとおり ※16. 特別法上の引当金は次のとおり 計上しております。 計上しております。 計上しております。 金融先物取引責任準備金9百万円 金融先物取引責任準備金9百万円 金融先物取引責任準備金9百万円 金融先物取引法第82条の規定に 基づく準備金であります。 ※17. 土地の再評価に関する法律(平 ※17. 土地の再評価に関する法律(平 | ※17. 土地の再評価に関する法律(平) 成10年3月31日公布法律第34号) 成10年3月31日公布法律第34号) 成10年3月31日公布法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価 に基づき、事業用の土地の再評価 に基づき、事業用の土地の再評価 を行い、評価差額については、当 を行い、評価差額については、当 を行っております。 該評価差額に係る税金相当額を 該評価差額に係る税金相当額を なお、評価差額については、前 「再評価に係る繰延税金負債」と 「再評価に係る繰延税金負債」と 中間期は全額を「再評価差額金」 して負債の部に計上し、これを控 して負債の部に計上し、これを控 として負債の部に計上しておりま 除した金額を「再評価差額金」と 除した金額を「再評価差額金」と したが、平成11年3月31日の同法 して資本の部に計上しておりま して資本の部に計上しておりま 律の改正により、当中間期は当該 評価差額に係る税金相当額を「再 す。 す。 再評価を行った年月日 再評価を行った年月日 評価に係る繰延税金負債」として 平成10年3月31日 平成10年3月31日 負債の部に計上し、これを控除し 同法律第3条第3項に定める再 同法律第3条第3項に定める再 た金額を「再評価差額金」として 評価の方法 評価の方法 資本の部に計上しております。こ 土地の再評価に関する法律施 土地の再評価に関する法律施 れに伴い、従来の方法に比べ、負 行令(平成10年3月31日公布 行令(平成10年3月31日公布 債の部は47,492百万円減少し、資 政令第119号) 第2条第5号 政令第119号)第2条第5号 本の部は47,492百万円増加してお に定める不動産鑑定士又は不 に定める不動産鑑定士又は不 ります。 動産鑑定士補による鑑定評価 動産鑑定士補による鑑定評価 再評価を行った年月日 に基づいて、曳行価格補正、 平成10年3月31日 に基づいて、曳行価格補正、 時点修正、近隣売買事例によ 時点修正、近隣売買事例によ 同法律第3条第3項に定める再 る補正等合理的な調整を行っ る補正等合理的な調整を行っ 評価の方法 て算出 て算出 土地の再評価に関する法律施 同法律第10条に定める再評価を 行令(平成10年3月31日公布 行った事業用土地の当期末に 政令第119号)第2条第5号 おける時価の合計額と当該事 に定める不動産鑑定士又は不 **動産鑑定士補による鑑定評価** 業用土地の再評価後の帳簿価 額の合計額との差額 に基づいて、與行価格補正、

時点修正、近隣売買事例によ

る補正等合理的な調整を行っ

て算出

23,583百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間	当中間会計期間	前 事 業 年 度
(自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
※1. 減価償却実施額は下記のとおり であります。 建物・動産 8,384百万円 その他 5,758百万円	 ※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 5,578百万円 その他 6,651百万円 ※2. その他経常収益には、株式関連 	 ※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 16,816百万円 その他 11,746百万円 ※2. その他経常収益には、株式等売
※3. その他経常費用には、貸出金債 却 50,726 百 万 円 、株式 等 償 却 15,193百万円を含んでおります。	※2. その温程市及監には、株式協連 派生商品に係る収益73,244百万円 を含んでおります。 ※3. その他経常費用には、貸出金償 却74,755百万円、株式等償却 32,538百万円を含んでおります。 また、貸倒引当金取励超過額2百 万円はその他経常費用の控除項目 としております。 ※4. 特別損失には、退職給付会計導 入に伴う会計基準変更時差異の費 用処理額18,180百万円を含んでお	却益406,308百万円を含んでおります。 ※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額155,208百万円、貸出金償却113,381百万円、関係会社支援のための損失61,116百万円、債権売却損失引当金繰入額55,466百万円、株式会社共同債権買取機構へ不動産担保付債権を売却したことによる損失37,369百万円を含んでおります。
	ります。	

前中間会計期間 (自 平成11年4月1日) 至 平成11年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期 未残高相当額

動 産 取得価額相当額 53,817百万円 減価償却累計額 29,276百万円

中間期末残高 24,541百万円 相 当

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
- 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内 1 年超 合 計 7,825百万円 16,715百万円 24,541百万円

- (注) 未経過リース料中間期末残高 相当額は、未経過リース料中 間期末残高が有形固定資産の 中間期末残高等に占めるその 割合が低いため、支払利子込 み法によっております。
- ・当中間期の支払リース料

4,460百万円

- · 波価償却費相当額 4,460百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によって おります。
- 2. オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1 年内 1 年超 合 計 1,143百万円 4,316百万円 5,460百万円 当中間会計期間 (自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)

- . リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期末 残高相当額

助 産 取得価額相当額 47,531百万円 減価償却累計額 24,030百万円 相 当 額

中間期末残高 23,500百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リ ース料中間期末残高が有形固 定資産の中間期末残高等に占 める割合が低いため、支払利 子込み法によっております。
- ・未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内 1 年超 合 計 6,988百万円 16,511百万円 23,500百万円

- (注) 未経過リース料中間期末残高 相当額は、未経過リース料中 間期末残高が有形固定資産の 中間期末残高等に占めるその 割合が低いため、支払利子込 み法によっております。
- ・当中間期の支払リース料

4,001百万円

- ・減価償却費相当額 4,001百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。
- 2. オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1 年内 1 年超 合 計 1,126百万円 6,441百万円 7,568百万円 前 事 菜 年 度 (自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び期末残 高相当額

動 産

取得価額相当額 54,039百万円 波価償却累計額 32,868百万円

期 末 残 高 相 当 額 21,170百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リ ース料期末残高が有形固定資 産の期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法 によっております。
- · 未経過リース料 期末残高相当額

1 年内 1 年超 合 計 6,879百万円 14,290百万円 21,170百万円

- (注) 未経過リース料期末残高相当 額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高 等に占めるその割合が低いた め、支払利子込み法によって おります。
- ・当期の支払リース料

8,385百万円

- · 減価償却費相当額 8,385百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によって おります。
- 2. オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1 年内 1 年超 合 計 942百万円 6,181百万円 7,124百万円

(有価証券関係)

〇子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位:百万円)

											金额4477:日万円)
					期	51	当中間会計期間末(平成12年9月30日)			月30日)	
	種	類					中 間対 照表	貸 借 計 上 額	時	価 :	差額
	子	슾	14	:	株	式		59, 057	64, 7	49	5, 691
	関	連	숫	社	株	式		_		_	_
Γ		合			計			59, 057	64, 7	49	5, 691

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

前中間会計期間	当中間会計期間	前 事 業 年 度
(自 平成11年4月1日)	(自 平成12年4月1日) 至 平成12年9月30日)	(自 平成11年4月1日) 至 平成12年3月31日)
至 平成11年9月30日/	至 平成12年9月30日/	
		1. 当行は、平成12年5月22日に株式
		会社住友銀行との間で合併契約を締
		結しました。当該合併契約書は、平
		成12年6月29日開催の当行の第10期
		定時株主総会および株式会社住友銀
		行の第156期定時株主総会(いずれ
		も普通株式にかかる種類株主総会を
		兼ねる。) において、また、当行の
		平成12年6月29日開催の第二回優先
		株式にかかる種類株主総会および平
		成12年6月28日開催の第三回優先株
		式(第二種)にかかる種類株主総会
		ならびに平成12年6月28日開催の株
		式会社住友銀行の第1回第一種優先
		株式および第2回第一種優先株式に
		かかる種類株主総会において、それ
		ぞれ承認可決されました。
		合併契約書の要旨、株式会社住友
		銀行の最近事業年度末の貸借対照表
		(要約) 等は「第5 経理の状況
		1. 中間連結財務諮表等 (1) 中間
		連結財務諸表 注記事項」中の(重
		要な後発事象)に記載のとおりであ
		ります。
		2. 当行は、株式会社みなと銀行をグ
		ループ(連結対象会社)化するため
		に、同行の株主に対しまして、下記
		内容の株式公開買付け(TOB)を
		実施しております。
		・買付け期間:平成12年6月13日
		から7月24日まで
		・買付け価格:1株につき240円
		・買付け株数:上限一142百万
		株、下限一53百万株
		また、株式会社みなと銀行の株式
		取得と同時に、関係当局の認可を条
		件として、兵庫県下の20ヶ店を株式
		会社みなと銀行に譲渡する予定であ
		り、これら及び業務提携等を通じ、
		当行の重要な営業基盤であります兵
		庫県のお客さまの金融利便性を損な
		うことなく、店舗配置等の効率化を
		円滑かつ迅速に進めることが可能と
		なるとともに、グループ全体で重要
		なリテール業務が強化できるものと
		考えております。

(2) そ の 他

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成12年11月21日開催の取締役会において、第11期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額

17,853百万円

1 株当たりの中間配当金

第二回優先株式 7円50銭

第三回優先株式 6円85銭

(第二種)

普 通 株 式

3円00銭

第6 提出会社の参考情報

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨 時 報 告 告

平成12年4月21日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する省令(現府令)第19条第2項第7号(合併)に基づく臨時報告書であります。

(2) 訂正発行登録書

平成12年4月21日 関東財務局長に提出。

平成11年9月22日提出の発行登録書(普通社債)及びその添付書類(以下「平成11年9月22日提出発行登録書」という)に係る訂正発行登録書であります。

(3) 発行登録追補書類(普通社債) 及びその添付書類 平成12年4月26日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書の 訂正報告書 平成12年5月23日 関東財務局長に提出。

平成12年4月21日提出上記(1)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 訂正発行登録書

平成12年5月23日 関東財務局長に提出。

平成11年9月22日提出発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

(6) 公開買付届出書

平成12年6月13日 関東財務局長に提出。

(7) 有価証券報告書 (事業年度 自 平成11年4月1日) 及びその添付書類 (第10期) 至 平成12年3月31日)

平成12年6月30日 関東財務局長に提出。

(8) 訂正発行登録書

平成12年6月30日 関東財務局長に提出。

平成11年9月22日提出発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

(9) 公開買付届出書の訂正届出書

平成12年6月30日 関東財務局長に提出。

平成12年6月13日提出上記(6)の公開買付届出書に係る訂正届出書であります。

(10) 有価証券届出書及びその添付書類

(ストックオプションによる 新株引受権付与) 平成12年7月14日 関東財務局長に提出。

(11) 発行登録追補書類(普通社債) 及びその添付書類 平成12年7月21日 関東財務局長に提出。

(12) 有価証券届出書 の訂正届出書

平成12年7月25日 関東財務局長に提出。

平成12年7月14日提出上記(10)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(13) 公閒買付報告書

平成12年7月25日 関東財務局長に提出。

(14) 発行登録追補書類(普通社覧) 及びその添付書類 平成12年8月25日 関東財務局長に提出。

(15) 訂正発行登録書

平成12年12月19日 関東財務局長に提出。

平成11年9月22日提出発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

第二部 提出会社の保証会社等の情報

該当ありません。